

北区の教育

令和5年度版



東京都北区教育委員会

令和5年度版 北区の教育

目 次

I 教育行政

1. 教育委員会

【1】教育長及び教育委員	1
【2】歴代教育委員会委員	2
【3】歴代教育長	3
【4】総合教育会議	4
【5】北区教育広報紙「くおん」	4
2. 教育・子育てに関する計画	
【1】計画の位置づけ	5
【2】北区教育・子ども大綱	8
【3】北区教育ビジョン2020	9
【4】北区子ども・子育て支援計画2020	14
【5】北区子どもの未来応援プラン (東京都北区子どもの貧困対策に関する計画)	17
3. 教育委員会事務局の組織と分掌事務	
【1】教育委員会事務局組織図	20
【2】分掌事務	22

II 就学前教育・保育

1. 区立幼稚園・区立認定こども園

【1】区立幼稚園・区立認定こども園一覧	31
【2】区立幼稚園・区立認定こども園概要	32
【3】公・私立幼稚園及び認定こども園の給食費無償化	33

2. 私立幼稚園・私立認定こども園

【1】施設概要	34
【2】私立幼稚園認可等事務	35
【3】私立幼稚園等補助金事務	35
【4】私立幼稚園等施設型給付費	35
【5】私立認定こども園施設型給付費	35

3. 外国人学校児童生徒保護者負担軽減

【1】公立保育園の管理・運営	36
----------------	----

【2】保育サービス第三者評価	39
【3】指定管理者保育園に関する事務	39
5. 私立認可保育園	
【1】私立保育所委託費	39
【2】私立保育所補助費	39
6. 地域型保育事業	44
7. 認可外保育施設	47
8. ベビーシッター利用支援事業	48
9. 保育所地域活動事業	48
10. 病児・病後児保育事業	48
11. 民間保育所運営支援事業	49
12. 入園相談	49
13. 私立認可保育所の整備	49
14. 保育所等指導検査事務	49
15. きらきら0年生応援プロジェクト	49

Ⅲ 小学校・中学校

1. 区立小学校・中学校

【1】区立学校一覧	51
【2】区立小学校・中学校概要	53
【3】進路別卒業生数（令和3年3月卒業生）	56
【4】北区学校ファミリー	57
【5】小中一貫教育	60
【6】区立小学校の適正配置	62
【7】コミュニティ・スクール	63

2. 学校施設

【1】学校施設の長寿命化の推進	64
【2】学校施設整備事業	67
【3】GIGAスクール構想の推進（区立学校等ICTの推進）	68

3. 教育指導

【1】研究・研修活動	71
【2】安全教育・環境教育	72
【3】情報教育・ICT活用授業（GIGAスクール構想の推進）	73
【4】教科書センター	74
【5】国際理解教育推進事業	76
【6】いじめゼロに向けた取組の強化	76
【7】グローバル人材育成プロジェクト	77
【8】学力パワーアップ事業	79
【9】学力フォローアップ教室	79

【10】教科担任制推進事業	79
【11】魅力ある学校図書館づくり事業	80
【12】理科大好きプロジェクト	80
4. 特別支援教育・教育相談・日本語学級	
【1】特別支援教育	81
【2】教育相談事業	85
【3】日本語学級事業	90
5. 夏季施設・自然体験教室	
【1】夏季施設	91
【2】4年移動教室・5年岩井自然体験教室	92
【3】イングリッシュキャンプ（EC）	92
6. 就学援助制度	
【1】趣旨	93
【2】認定基準	93
【3】援助される費目	93
7. 学校保健	
【1】概況	93
【2】児童・生徒の定期健康診断による体位平均値	94
【3】北区学校保健会	95
【4】自動体外式除細動器（AED）の配備	95
8. 学校給食	
【1】概況	96
【2】献立内容	96
【3】安全衛生管理	97
【4】北区立小中学校給食費補助金（給食費の無償化）	97
【5】北区立小中学校給食弁当代替者補助金	98
9. 高等学校等奨学資金貸付事業	99

IV 生涯学習

1. 社会教育事業の推進	
【1】成人を対象とする社会教育事業	100
【2】家庭教育力の向上の推進（家庭教育力向上プログラム）	102
【3】青少年を対象とする社会教育事業	103
【4】社会教育活動及び社会教育関係団体の育成	108
【5】地域教育力の推進	110
2. 文化センター	
【1】設置の目的と意義	111
【2】使用者と使用申込期間	111
【3】文化センター概要	111

【4】事業内容	113
3. 那須高原学園（北区しらかば荘）	
【1】設置の目的と意義	115
【2】施設概要	115
【3】事業内容	115
4. 学校施設利用	
【1】学校施設の地域開放	116
【2】地区体育館等	116
【3】校庭夜間開放	117

V 子育て応援

1. 子育て応援施設	
【1】児童館、子どもセンター、ティーンズセンター	118
【2】放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）	121
【3】学童クラブ（留守家庭児童対策）	121
2. 子育て支援事業	
【1】子育て応援団事業	125
【2】子育てにっこりパスポート事業	126
【3】親育ちサポート事業	126
【4】地域育て合い事業	126
【5】子ども・子育て相談事業	126
【6】プレーパーク事業	126
【7】子育て支援情報	127
3. 子育て世帯のための各種手当・医療費助成	
【1】各種手当	127
【2】医療費助成	128
4. 子どもの未来応援事業	129
5. 子ども・子育て支援新制度	129

北区飛鳥山博物館

1. 飛鳥山博物館とは	130
【1】博物館の役割と長期テーマ	131
【2】企画展示	131
【3】常設展示	132
【4】閲覧コーナー・体験学習等	132
【5】施設概要	133
【6】その他の事業	134
2. 北区ふるさと農家体験館事業	
【1】ふるさと農家体験館の運営	134

【2】各種事業の概要	134
3. 文化財の保護・活用事業	135

図書館

1. 図書館の目的	138
2. 図書館の事業	
【1】貸出サービス	138
【2】予約サービス	138
【3】相談業務（レファレンスサービス・レフェラルサービス）	139
【4】大学図書館との連携	139
【5】子どもの読書活動推進事業	139
【6】地域資料	141
【7】ドナルド・キーンコレクション	142
【8】視聴覚事業	142
【9】障害者サービス	142
【10】新聞・雑誌	143
【11】リサイクル事業	143
【12】コピーサービス	144
【13】区民との協働	144
【14】インターンシップなど	144
【15】諸行事	145
【16】広報活動	146
北区立図書館サービスエリア図	148
3. 施設の概要	150
4. 沿革	152

子ども家庭支援センター

1. 子ども家庭支援センターの設置目的	161
2. 事業概要	
【1】総合相談事業	161
【2】あそびのひろば事業	161
【3】ファミリー・サポート・センター事業	161
【4】子ども家庭在宅サービス事業	161
3. 児童虐待対策事業	
【1】概要	162
【2】活動状況	162
4. 児童発達支援センター	
【1】施設概要	163

【 2 】 総合相談	163
【 3 】 児童発達支援	163
【 4 】 家庭支援・地域支援	164
【 5 】 障害児相談支援事業	164

I 教育行政

1. 教育委員会

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき設置されている合議制の執行機関です。

委員会は、教育長及び5人の委員をもって組織され、教育長及び教育委員は、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命します。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。

任期は、教育長が3年、委員が4年となっています。

会議は定例会と臨時会があり、定例会は原則として毎月第2火曜日に、臨時会は必要に応じて開催されます。

令和4年度は、定例会11回、臨時会9回を開催し、議案58件、報告33件について審議等を行いました。なお、協議会を12回開催し、教育の諸課題に対し迅速に対応しました。

〔1〕教育長及び教育委員

(令和5年7月1日現在)

職名	氏名	任期
教育長	せいしょう ひろ やす 清 正 浩 靖	令和3年12月7日～令和6年12月6日
教育長 職務代理者	ほん ま まさ え 本 間 正 江	令和3年6月27日～令和7年6月26日
委 員	な じま けい た 名 島 啓 太	令和3年10月1日～令和7年9月30日
委 員	さいとうくに ひこ 齋 藤 邦 彦	令和元年12月16日～令和5年12月15日
委 員	あらた ゆき 阿 良 田 由 紀	令和元年12月16日～令和5年12月15日
委 員	は せ が わ 長 谷 川 み どり	令和2年12月1日～令和6年11月30日



長谷川委員

齋藤委員

本間委員

清正教育長

名島委員

阿良田委員

〔 2 〕 歴代教育委員会委員

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

氏 名	在 任 期 間
中 村 七 郎	昭和 2 7 年 1 1 月 1 日 ~ 昭和 3 1 年 9 月 3 0 日
関 根 正 義	昭和 2 7 年 1 1 月 1 日 ~ 昭和 3 1 年 9 月 3 0 日
内 田 永 眞	昭和 2 7 年 1 1 月 1 日 ~ 昭和 3 1 年 9 月 3 0 日
高 橋 久 由	昭和 2 7 年 1 1 月 1 日 ~ 昭和 2 9 年 7 月 3 1 日
柴 崎 貞 蔵	昭和 2 7 年 1 1 月 1 日 ~ 昭和 2 9 年 2 月 2 6 日
榎 本 守	昭和 2 9 年 2 月 2 7 日 ~ 昭和 3 1 年 9 月 3 0 日
金 子 兼 松	昭和 2 9 年 8 月 1 日 ~ 昭和 3 0 年 4 月 3 0 日
高 木 長 次	昭和 3 1 年 1 0 月 1 日 ~ 昭和 3 8 年 9 月 3 0 日
村 山 祐 太 郎	昭和 3 1 年 1 0 月 1 日 ~ 昭和 3 2 年 9 月 3 0 日
大 川 喜 代	昭和 3 1 年 1 0 月 1 日 ~ 昭和 3 3 年 9 月 3 0 日
菅 佐 原 由 之 助	昭和 3 1 年 1 0 月 1 日 ~ 昭和 3 3 年 9 月 2 5 日
栗 田 勝 盛	昭和 3 2 年 1 0 月 1 日 ~ 昭和 3 8 年 9 月 3 0 日
赤 堀 文 子	昭和 3 3 年 1 0 月 1 日 ~ 昭和 3 7 年 9 月 3 0 日
浦 牛 原 初 蔵	昭和 3 3 年 1 0 月 1 日 ~ 昭和 3 8 年 9 月 3 0 日
大 川 原 エ ン	昭和 3 8 年 3 月 2 0 日 ~ 昭和 4 6 年 3 月 1 9 日
中 川 成 夫	昭和 3 8 年 1 0 月 1 日 ~ 昭和 4 3 年 9 月 3 0 日
平 山 直 八	昭和 3 8 年 1 0 月 1 日 ~ 昭和 4 6 年 9 月 3 0 日
清 水 四 郎	昭和 3 8 年 1 0 月 1 日 ~ 昭和 4 6 年 9 月 3 0 日
正 村 誠 道	昭和 4 3 年 1 0 月 1 日 ~ 昭和 4 7 年 9 月 3 0 日
市 川 君 子	昭和 4 6 年 3 月 2 0 日 ~ 昭和 5 0 年 3 月 1 9 日
鈴 木 義 正	昭和 4 6 年 1 0 月 1 日 ~ 昭和 5 2 年 9 月 3 0 日
石 川 四 郎	昭和 4 6 年 1 2 月 3 日 ~ 昭和 5 2 年 4 月 3 0 日
小 林 弟 介	昭和 4 7 年 1 2 月 6 日 ~ 昭和 5 1 年 1 2 月 5 日 昭和 5 2 年 3 月 3 1 日 ~ 昭和 5 6 年 3 月 3 0 日
北 島 国	昭和 5 0 年 1 2 月 1 6 日 ~ 昭和 5 8 年 1 2 月 1 5 日
安 部 元 章	昭和 5 2 年 1 0 月 1 日 ~ 昭和 5 4 年 1 2 月 1 5 日
山 田 継 男	昭和 5 2 年 1 0 月 1 日 ~ 昭和 6 0 年 9 月 3 0 日
須 中 靖 喜	昭和 5 4 年 1 2 月 1 6 日 ~ 昭和 5 7 年 9 月 3 0 日
木 村 勝 寛	昭和 5 6 年 3 月 3 1 日 ~ 昭和 6 0 年 3 月 3 0 日
小 澤 恒 三 郎	昭和 5 7 年 1 0 月 1 日 ~ 昭和 6 2 年 1 2 月 1 5 日

柴 崎 久 夫	昭和 5 8 年 1 2 月 1 6 日 ~ 昭和 6 2 年 1 2 月 1 5 日
和 田 登 志 子	昭和 6 0 年 6 月 2 0 日 ~ 平成 5 年 6 月 2 1 日
伊 豆 内 正 之	昭和 6 0 年 1 0 月 1 日 ~ 平成 5 年 9 月 3 0 日
倉 田 正 義	昭和 6 2 年 1 2 月 1 6 日 ~ 平成 7 年 1 2 月 1 5 日
田 中 昌 平	昭和 6 2 年 1 2 月 1 6 日 ~ 平成 1 1 年 1 2 月 1 5 日
北 島 裕 子	平成 5 年 6 月 2 2 日 ~ 平成 1 3 年 6 月 2 5 日
鵜 澤 八 千 代	平成 5 年 1 0 月 1 日 ~ 平成 1 3 年 9 月 3 0 日
中 島 敬 太 郎	平成 7 年 1 2 月 1 6 日 ~ 平成 1 5 年 1 2 月 1 5 日
小 木 曾 義 文	平成 1 1 年 1 2 月 1 6 日 ~ 平成 1 5 年 1 2 月 1 5 日
大 崎 美 代 子	平成 1 3 年 6 月 2 7 日 ~ 平成 2 1 年 6 月 2 6 日
西 田 善 夫	平成 1 3 年 1 0 月 1 日 ~ 平成 1 7 年 9 月 3 0 日
小 澤 浩 子	平成 1 5 年 1 2 月 1 6 日 ~ 平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日
渡 邊 鉄 哉	平成 1 5 年 1 2 月 1 6 日 ~ 平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日
森 岡 謙 二	平成 1 7 年 1 0 月 1 日 ~ 平成 2 9 年 9 月 3 0 日
齋 藤 範 行	平成 2 0 年 1 2 月 1 日 ~ 平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日
森 下 淑 子	平成 2 1 年 6 月 2 7 日 ~ 平成 2 9 年 6 月 2 6 日
嶋 谷 珠 美	平成 2 4 年 1 2 月 1 日 ~ 平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日
加 藤 和 宣	平成 2 3 年 1 2 月 1 6 日 ~ 令和 元 年 1 2 月 1 5 日
檜 垣 昌 子	平成 2 3 年 1 2 月 1 6 日 ~ 令和 元 年 1 2 月 1 5 日
渡 辺 敦 子	平成 2 8 年 1 2 月 1 日 ~ 令和 2 年 1 1 月 3 0 日

〔 3 〕 歴代教育長

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

氏 名	在 任 期 間
石 川 律	昭和 2 7 年 1 1 月 1 日 ~ 昭和 3 1 年 9 月 3 0 日
守 岡 折 三	昭和 3 1 年 1 0 月 1 日 ~ 昭和 3 5 年 3 月 2 8 日
富 田 健	昭和 3 5 年 4 月 1 日 ~ 昭和 4 1 年 7 月 1 0 日
岩 田 嘉 幸	昭和 4 1 年 7 月 1 1 日 ~ 昭和 5 9 年 1 0 月 1 日
渡 辺 進	昭和 5 9 年 1 0 月 3 日 ~ 平成 7 年 8 月 8 日
山 口 修	平成 7 年 8 月 9 日 ~ 平成 1 1 年 8 月 1 1 日
久 野 義 雄	平成 1 1 年 8 月 1 2 日 ~ 平成 1 2 年 1 0 月 2 日

高橋哲夫	平成12年12月1日～平成20年11月30日
伊与部輝雄	平成20年12月1日～平成24年11月30日
内田隆	平成24年12月1日～平成27年12月6日

〔4〕総合教育会議

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、区長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、教育目標を共有しながら、連携して教育行政を推進していくため、北区総合教育会議を設置しています。

会議においては、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情を踏まえた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策並びに児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置の協議・調整を行います。

会議のメンバーは、区長と教育長及び教育委員で構成され、会議は区長が招集します。

開催実績：平成29年度 2回、平成30年度 2回、令和元年度 2回、令和2年度 0回、令和3年度 1回、令和4年度 1回

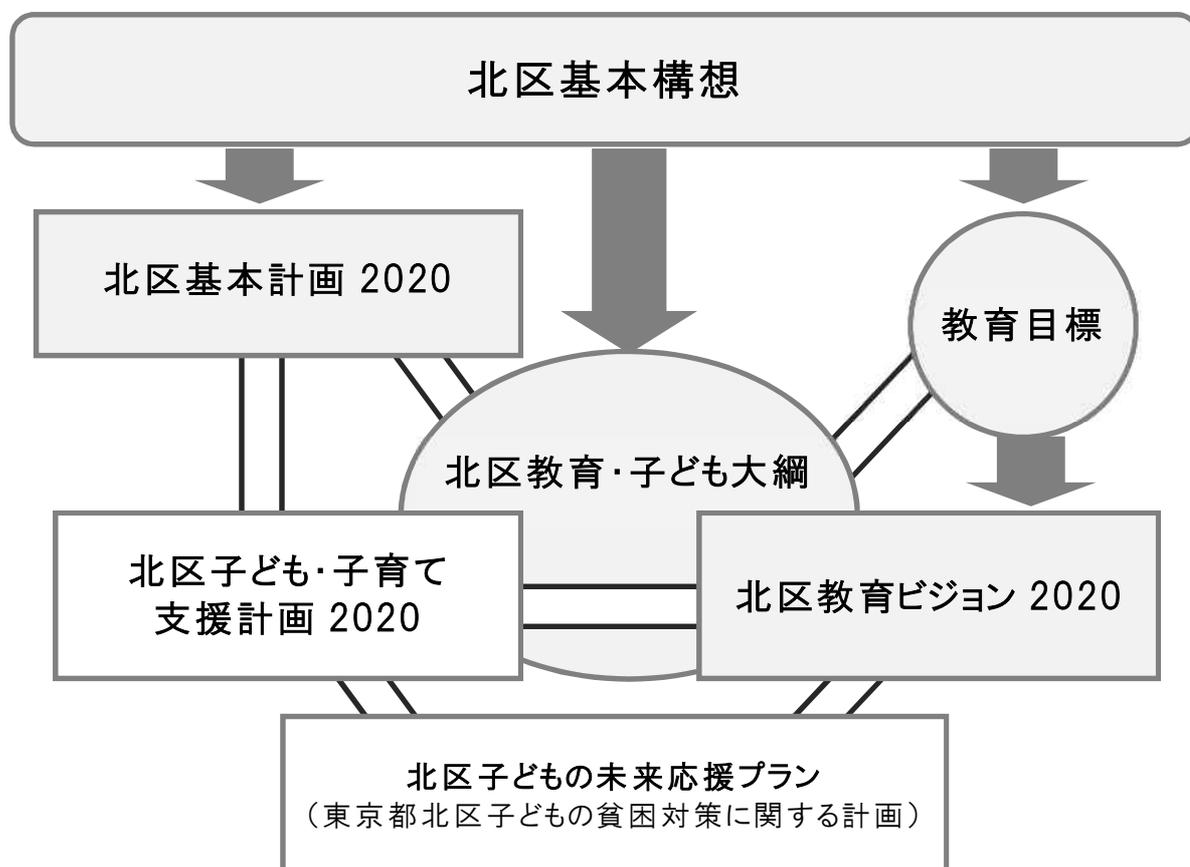
〔5〕北区教育広報紙「くおん」

学校・家庭・地域が教育情報を共有し相互理解を深めるため、教育広報紙「くおん」を定期発行しています。さまざまな場で行われる教育活動の情報や、学校・家庭・地域が互いに理解を深められるような情報を発信するほか、北区への理解や愛着を図り、各地区の文化財や歴史を紹介し、区民に親しまれる広報紙を目指しています。

- (1) 発行回数 年4回（1、4、7、10月）
※特集すべき記事がある場合には臨時号を発行
- (2) 発行部数 ①タブロイド版 各34,000部
②A4版 各2,100部（町会自治会掲示板用）
- (3) 発行形態 ①タブロイド版 カラー4ページ
②A4版 1面のみ
- (4) 配布方法 掲示板に掲示（町会・自治会に依頼）、保育園、幼稚園、こども園、小・中学校の児童・生徒を通して各家庭へ配布、図書館、文化センター、地域振興室等での窓口配布
- (5) 有料広告 各号3枠、規格6cm×8cm、カラー、掲載料1枠5万円

2. 教育・子育てに関する計画

【1】計画の位置づけ



(1) 北区教育・子ども大綱

- 国の教育振興基本計画を参酌するとともに、北区基本構想を踏まえ、北区基本計画と常に整合性を図りながら、時代の要請に応えつつ、「教育先進都市・北区」のさらなる充実・発展を目指すものです。
- 10年程度の将来を視野に入れて、今後5年間の北区の教育、学術及び文化の振興と子育て分野の事業に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。
- 「北区教育ビジョン2024」及び「(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画」の策定（令和6年3月予定）に伴い、北区教育・子どもの大綱についても改定を検討しております。

(2) 北区教育ビジョン2020

- 北区基本構想及び北区教育・子ども大綱を踏まえ、北区基本計画と整合性を図りながら、進展する時代の要請に応えつつ、「教育先進都市・北区」のさらなる充実・発展を目指すものです。

- 北区教育委員会が掲げる「教育目標」を実現するための実施計画として策定しました。
- 10年程度の将来を視野に入れて、今後5年間に北区教育委員会が重点的に取り組むべき学校教育分野、生涯学習分野の基本的な方向性と主な施策を示すものです。
- 教育基本法第17条第2項に規定する「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けます。
- 国の教育振興基本計画及び東京都教育ビジョンを参酌のうえ策定しました。
- 「北区教育ビジョン2020」策定（令和2年3月）後における教育を取り巻く環境の変化、同ビジョンの進捗状況及び課題等を踏まえ、「北区教育ビジョン2024」の策定（令和6年3月予定）に向けて検討を行っています。

（３）北区子ども・子育て支援計画2020

- 本計画は、生まれてから社会の一員として自立していくまで、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、区民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための「北区取組」です。
- 北区の子育て施策の総合的な計画として策定するものであり、国の「次世代育成支援対策推進法」による「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」と、「子ども・子育て支援法」による「子ども・子育て支援事業計画」を2つの柱として構成します。
- 本計画は、区政の基本的方針である「北区基本構想」ならびに令和元年11月策定の「北区・教育子ども大綱」を踏まえ、本計画と同時の令和2年3月に策定の「北区基本計画2020」などの上位計画や「北区教育ビジョン2020」、また、「地域保健福祉計画」や「北区子どもの未来応援プラン」など、他の関連計画などとの整合を図るものとします。子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅・都市基盤整備などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図ります。
- 本計画の策定後における子ども・子育てを取り巻く環境の変化、本計画の進捗状況及び課題等を踏まえ、本計画を改定するとともに、令和5年度末までの計画である北区子どもの未来応援プランと統合し、区の子ども・子育て施策の総合的な計画となる、「（仮称）北区子ども・子育て支援総合計画」の策定（令和6年3月予定）に向けて検討を行っています。

（４）北区子どもの未来応援プラン

（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子供の貧困対策に関する大綱」等の趣旨を踏まえつつ、区政の基本方針である「北区基本構想」を踏まえ、

上位計画である「北区基本計画」や、「北区教育ビジョン」、「北区子ども・子育て支援計画」などに関連し、子どもの貧困対策の基本目標や施策展開の基本的な考え方及び区が取り組む施策について示し、計画の推進を図ります。

- 「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」の策定(令和6年3月予定)に向けて検討を行っています。

【2】北区教育・子ども大綱

地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。そこで、北区では10年程度の将来を視野に入れて、平成27年7月に「北区教育大綱」を策定しました。

平成28年度には教育委員会が教育振興部と子ども未来部の二部制になったことを踏まえ、令和元年11月に「北区教育・子ども大綱」を策定しました。

理念	
<p>・ 基本的人権を尊重し、笑顔と希望があふれ、誰もが自分らしく学び、自分らしく活躍できる社会を目指します。</p>	<p>・ 未来を切り拓いていく力を伸ばし、豊かな人間性と思いやりの心を持てるよう、学びあい、育ちあう社会を実現します。</p>
教育分野	子ども分野
<p>地域の子どもは地域で育てるという視点に立ち、学校・家庭・地域を始めとした地域社会全体が一体となって相互に連携・協力し、豊かな人間性と創造性を備え、急激に変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく人間の育成を目指した学びや育ちを支えます。</p> <p style="text-align: center;">基本方針</p> <p>『まなび』 個の成長</p> <p>《自ら学び・考え・行動する力の育成》 変化が激しく、多様化・複雑化する社会において、自立し生き抜いていく力を育みます。</p> <p>『ささえ』 協働と貢献</p> <p>《地域を支え社会に貢献する人づくり》 個の成長により活躍の場を広げ、他者と協働し、関わり合いながら地域を支え、社会に貢献する人材を育成します。</p> <p>『つなぐ』 継承と循環</p> <p>《世代を超えてつながる学びの創造》 教えられた者が教える側へ、世代を超え、生涯を通じた学びのつながり（教育循環型社会）を創造します。</p>	<p>子どもの人権を尊重し、「子どもの最善の利益」の実現を目指すことを基本として、自ら育つ力を持っている子どもたちの力を引き出すとともに、子育てをしている保護者への支援をしていきます。</p> <p>また、子育ての基本は家庭にあるとともに、地域社会全体と協力し、まちぐるみで子育てをする環境づくりを行います。</p> <p style="text-align: center;">基本方針</p> <p>“子育て”への支援</p> <p>北区のすべての子どもに対し、心身の健全な成長と自立に向けた支援及び居場所となる環境づくりなどに取り組みます。</p> <p>“すべて”の子育て家庭への支援</p> <p>経済力や家族形態、年齢等の子どものおかれた状況を踏まえ、すべての子育て家庭に隙間のない支援、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をしていきます。</p> <p>“まちぐるみ”での子育て支援</p> <p>地域の人々が主体的に子育て支援の活動に参加し、その力を最大限に発揮できるように“地域”と“行政”が協働し、まちぐるみで子育てを支援する環境づくりを促進します。</p>

【3】北区教育ビジョン2020

北区教育ビジョン2020では、これまで掲げてきた「個の成長（まなび）」「協働と貢献（ささえ）」「継承と循環（つなぐ）」の3つの視点を継承し、その視点を踏まえた施策体系を構築しています。

（1）北区教育委員会の教育目標

北区教育委員会は、平成22年（2010年）1月に、次に掲げる教育目標を定め、これを達成するために様々な施策を総合的に推進しています。

北区教育委員会の教育目標

「教育先進都市・北区」の教育は、教育基本法に則り、人間尊重の精神を基調とする。

地域社会の一員としての自覚のもと、ふるさと北区に誇りをもち、自らの力で人生を切り拓き、広く国際社会に貢献することのできる、心身ともに健康で文化的な資質をもつ人間を育成することを目指す。

教育基本法の第1条では、教育の目的を「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民育成」とし、第2条以降で、その目的を実現するための基本的な考え方が定められています。

このような教育基本法の考え方を踏まえ、人間尊重の精神を基調としつつ、「教育先進都市・北区」の教育は、上記の教育目標に示した人間の育成を目指します。

（2）3つの視点

北区教育ビジョン2015では、「教育先進都市・北区」にふさわしい生涯学習社会の創造を目指し、教育環境のありかたの見直しや地域のきずなづくりなど、教育を取り巻く環境のさらなる変化とそれに伴う諸課題に適切に対応していくため、北区教育ビジョン2015の施策全体を貫く視点として、「まなび・ささえ・つなぐ」の3つの視点を掲げました。

令和元年（2019年）11月に策定された北区教育・子ども大綱では、教育分野の基本方針として、「まなび・ささえ・つなぐ」の3つの視点を掲げています。

北区教育ビジョン2020においても、北区教育・子ども大綱で定められた教育分野における基本方針及び北区教育ビジョン2015を推進し得ることができた成果を踏まえ、「まなび・ささえ・つなぐ」を継承しています。

視点1 個の成長 《自ら学び・考え・行動する力の育成》

変化が激しく、多様化・複雑化する社会にあって、自立し生き抜いていく力を育みます。⇒『まなび』

視点2 協働と貢献 《地域を支え社会に貢献する人づくり》

個の成長により活躍の場を広げ、他者と協働し地域を支え、社会に貢献する人材を育成します。⇒『ささえ』

視点3 継承と循環 《世代を超えてつながる学びの創造》

教えられた者が教える側へ、世代を超え、生涯を通じた学びのつながり（教育循環型社会）を創造します。⇒『つなぐ』

(白 紙)

北区教育ビジョン2020施策体系図

教育目標

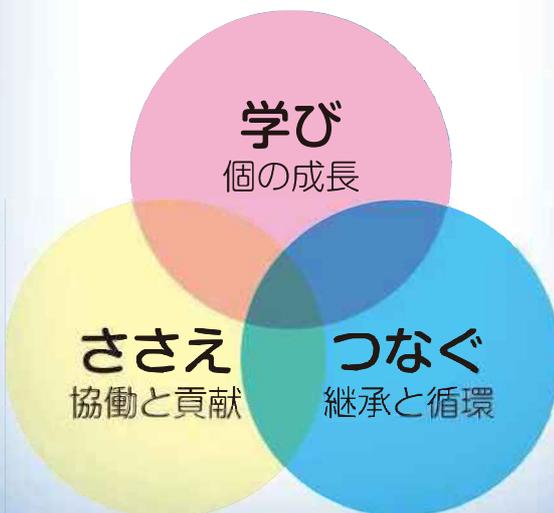
「教育先進都市・北区」の教育は、教育基本法に則り、人間尊重の精神を基調とします。

地域社会の一員としての自覚のもと、ふるさと北区に誇りを持ち、自らの力で人生を切り拓き、広く国際社会に貢献することのできる、心身ともに健康で文化的な資質をもつ人間を育成することを目指していきます。

教育・子ども大綱

～教育分野～

地域の子どもは地域で育てるという視点に立ち、学校・家庭・地域を始めとした地域社会全体が一体となって相互に連携・協力し、豊かな人間性と創造性を備え、急激に変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく人間の育成を目指した学びや育ちを支えます。



柱

教育ビジョン2020

I 学びの基礎をつくる

II 豊かな教育環境をつくる

III 学び合う絆をつくる

取組の方向	主な施策
1 0歳からの育ち・学びを支える	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域と一体となった教育の推進 (2) 就学前教育・保育の充実 (3) 将来を見据えた小中一貫教育の推進
2 確かな学力を保証する	<ul style="list-style-type: none"> (4) 基礎的な知識及び技能の確実な定着 (5) 思考力・判断力・表現力や問題解決能力等の育成 (6) 主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度の育成 (7) リーディングスキルの育成
3 豊かな心を育む	<ul style="list-style-type: none"> (8) 心の教育・道徳教育の推進 (9) 体験活動の充実 (10) いじめの根絶
4 健やかな体を育てる	<ul style="list-style-type: none"> (11) 体力の向上・健康の推進 (12) 保健指導・食育の推進
5 共に学び合い、共に成長する力を育てる	<ul style="list-style-type: none"> (13) 一人ひとりに応じた多様な学びの場の支援・指導の充実 (14) インクルーシブ教育システムの構築を目指した特別支援教育の推進 (15) 不登校児童・生徒への支援
6 グローバル社会で活躍できる子どもを育てる	<ul style="list-style-type: none"> (16) 英語教育の充実 (17) ふるさと北区への愛着を育む事業の推進 (18) 国際理解教育の推進
7 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を伸ばす	<ul style="list-style-type: none"> (19) 命を守る・救える人材の育成 (20) 科学技術を社会に活かす人材の育成 (21) 情報活用能力の育成 (22) 社会の変化に対応できる力の育成 (23) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成
8 学校の教育力・経営力を高める	<ul style="list-style-type: none"> (24) 教員の指導力の向上・体罰の根絶 (25) 教員の指導環境の充実 (26) 学校の経営力の強化
9 質の高い学校教育を支える施設設備等を整備する	<ul style="list-style-type: none"> (27) 長寿命化計画の推進 (28) 学校施設設備等の整備の推進 (29) 区立小学校の適正配置の推進
10 安全・安心で豊かな教育環境を整備する	<ul style="list-style-type: none"> (30) 学びのセーフティネットづくり (31) 教育相談体制の強化 (32) 子どもの居場所づくり (33) 高校・大学との連携 (34) 企業・NPO等との連携
11 家庭の教育力の向上を支援する	<ul style="list-style-type: none"> (35) 子どもの読書活動の充実 (36) 家庭教育に関する講座等学習機会の充実 (37) 保護者への支援
12 地域の教育力の向上を支援する	<ul style="list-style-type: none"> (38) 地域との協働 (39) 青少年教育の振興 (40) 社会教育活動の支援
13 生涯にわたる一人ひとりの主体的な学びを支援する	<ul style="list-style-type: none"> (41) 学習機会の拡充 (42) 身近な学習の場の整備 (43) 区民との協働による図書館事業の推進
14 文化・芸術活動を振興する	<ul style="list-style-type: none"> (44) ふるさと北区への愛着を深める事業の推進 (45) 文化財の保護・活用と保存・継承 (46) 魅力的な文化・芸術活動の推進

【4】北区子ども・子育て支援計画2020

北区子ども・子育て支援計画2015から引き続き、「子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち」の基本理念の実現を目指し、「子どもの人権を尊重し「子どもの最善の利益」の実現を目指す」という基本的な視点のもと、3つの基本方針を掲げ、今後取り組むべき施策を2つの計画に分けて展開を図っています。

(1) 基本的な視点

子どもの人権を尊重し「子どもの最善の利益」の実現をめざす

子育てをしている保護者への支援とともに、自ら育つ力を持っている子どもたちの力を引き出すための支援が必要です。

これを進めるには、児童の権利に関する条約（※）にもある「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を4つの柱とした、子どもの基本的な人権を尊重することが重要であり、この子どもの基本的な人権の尊重が「子どもの最善の利益」へとつながっていきます。

そのため、北区では、子どもの人権の尊重を基本的な視点とし、すべての施策を展開していきます。

※通称「子どもの権利条約」。子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しています。



生きる権利

すべての子どもの命が守られること



育つ権利

もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること



守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできると

出典：(公財)日本ユニセフ協会ウェブサイト

(2) 基本方針

“子育て”への支援

北区のすべての子どもに対し、心身の健全な成長と自立に向けた支援及び居場所となる環境づくりなどに取り組みます。

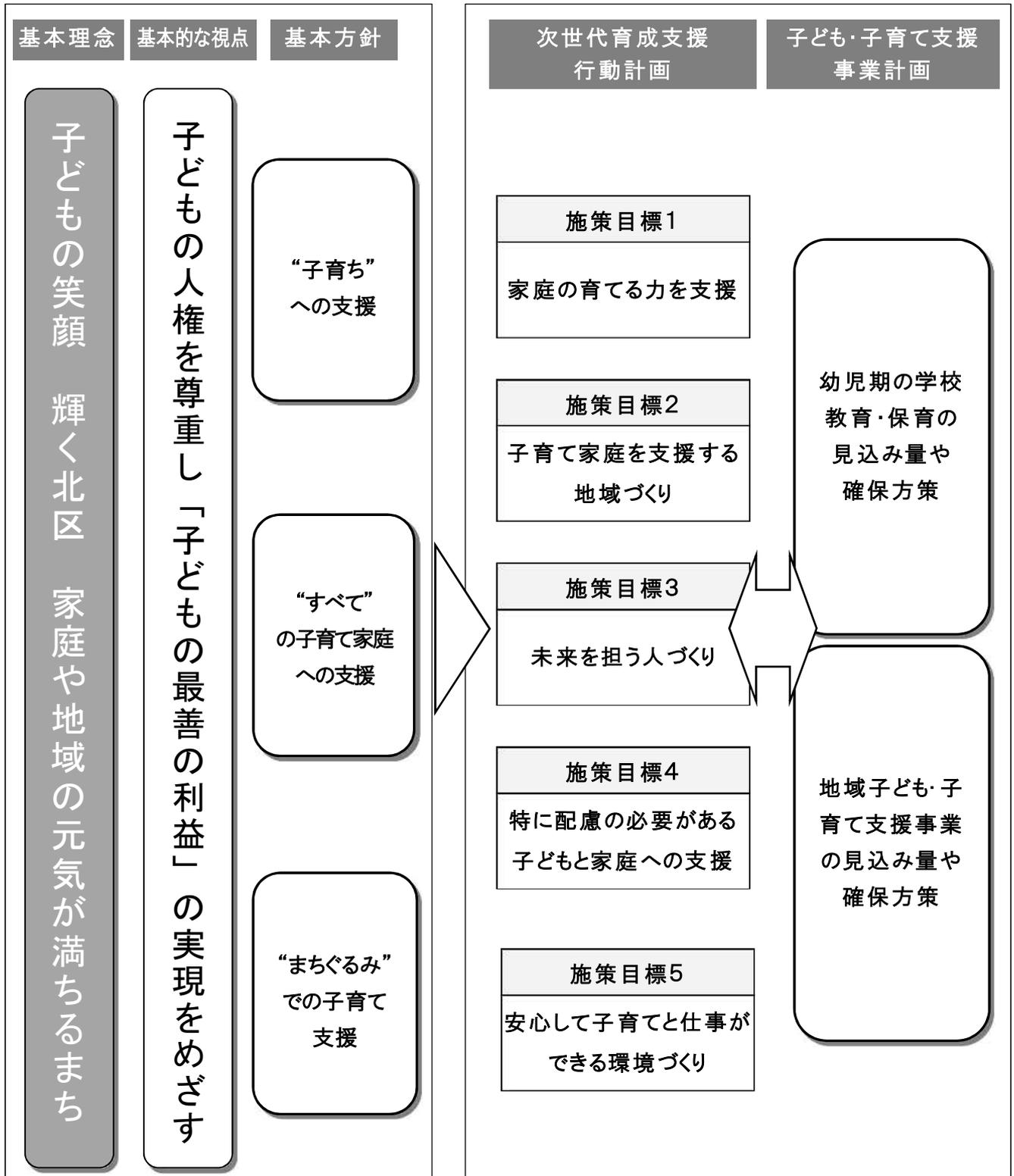
“すべて”の子育て家庭への支援

経済力や家族形態、年齢等の子どものおかれた状況を踏まえ、すべての子育て家庭に隙間のない支援、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をしていきます。

“まちぐるみ”での子育て支援

地域の人々が主体的に子育て支援の活動に参加し、その力を最大限に発揮できるよう“地域”と“行政”が協働し、まちぐるみで子育てを支援する環境づくりを促進します。

《北区子ども・子育て支援計画2020の体系》



(白 紙)

【5】北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）

（1）基本目標

未来を担う北区の子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるよう、子どもたちの育ちや学びを支える地域社会の実現をめざし、貧困の連鎖の解消に取り組みます。

（2）貧困の連鎖の解消のための3つの柱

国及び東京都と連携を図りながら、子どもや家庭と密接に関わることのできる自治体として、貧困の連鎖の解消のための3つの柱に基づき、実効性の高い施策を展開します。

柱1 子どもの育ち、学びをささえる

すべての子どもたちが、生まれ育った家庭環境や経済状況にかかわらず、自己肯定感や意欲を持ち、希望をもって夢に挑戦できるよう、困難に負けない生きる力を育み、成長をささえる環境を整えます。

- 施策1 乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援
- 施策2 学校教育における学び、成長の支援
- 施策3 子ども居場所づくりの推進
- 施策4 困難を抱えやすい子ども（若者）への支援

柱2 ライフステージに応じた相談・支援

困難を抱える家庭の子どもと保護者が孤立することのないよう、様々な場面や関わりの中から子どもの貧困のサインを早期に把握し、子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援に確実につなぐための仕組みをつくります。

また、困難を抱える家庭の保護者への就労支援や生活支援等により、生活自立を応援します。

- 施策5 孤立しないしくみづくり
- 施策6 保護者への就労、生活支援

柱3 地域全体で見守り、ささえる

地域を構成するすべての人が子どもの貧困問題に対する関心や理解を深め、地域社会全体で困難を抱える家庭の子どもと保護者を見守り、ささえるネットワークを構築します。

- 施策7 地域全体でささえるネットワークの構築

(3) 施策体系

■基本目標

未来を担う北区の子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、
自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるように、
子どもたちの育ちや学びを支える地域社会の実現をめざし、
貧困の連鎖の解消に取り組みます。

■3つの柱

柱1
子どもの育ち、
学びをささえる

柱2
ライフステージ
に応じた相談・支
援

柱3
地域全体で見守
り、
ささえる

■施策

施策1
乳幼児期の子どもの育ち、成長
の支援

施策2
学校教育における学び、成長の
支援

施策3
子どもの居場所づくりの推進

施策4
困難を抱えやすい子ども（若者）
への支援

施策5
孤立しないしくみづくり

施策6
保護者への就労、生活支援

施策7
地域全体でささえるネットワー
クの構築

■ 取組の方向性

1. 乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援
 - (1) 質の高い教育・保育の提供
 - (2) 育ちの連続性を重視した学齢期への円滑な接続
 - (3) 経済的負担の軽減
2. 発達に課題のある乳幼児への支援

1. 家庭環境や経済状況に左右されない学力保障の推進
2. 豊かな心を育む多様な体験活動、キャリア教育の充実
3. 個に応じたきめ細かな教育の推進
4. 不登校対策の推進
5. 学びをささえる就学支援の推進
6. 子どもの貧困問題に対する学校における理解促進

1. 困難を抱える家庭の子どもの状況に寄り添った学習支援
2. 区有施設等を活用した学習の場や居場所づくり
3. 子どもの学習支援や子ども食堂などの居場所づくりに取り組むNPOやボランティア団体等への支援

1. 児童養護施設等を退所する子どもを応援する取組みの検討
2. 若者の就労支援事業への参加につながる取組みの推進
 - (1) 就労支援事業への誘導強化
 - (2) 高校生の就職支援

1. 妊娠・出産期からの切れ目のない支援
2. 学校を窓口とした相談支援体制の強化
3. 支援につながるしくみづくり
 - (1) 教育・福祉の関係機関の更なる連携強化
 - (2) 相談しやすい環境の整備（相談支援体制のワンストップ機能の強化）
 - (3) わかりやすい情報発信による窓口や支援への誘導の強化
 - (4) 子どもの貧困の理解を深め、支援につなぐための職員のスキルアップ
4. 情報共有のあり方の検討

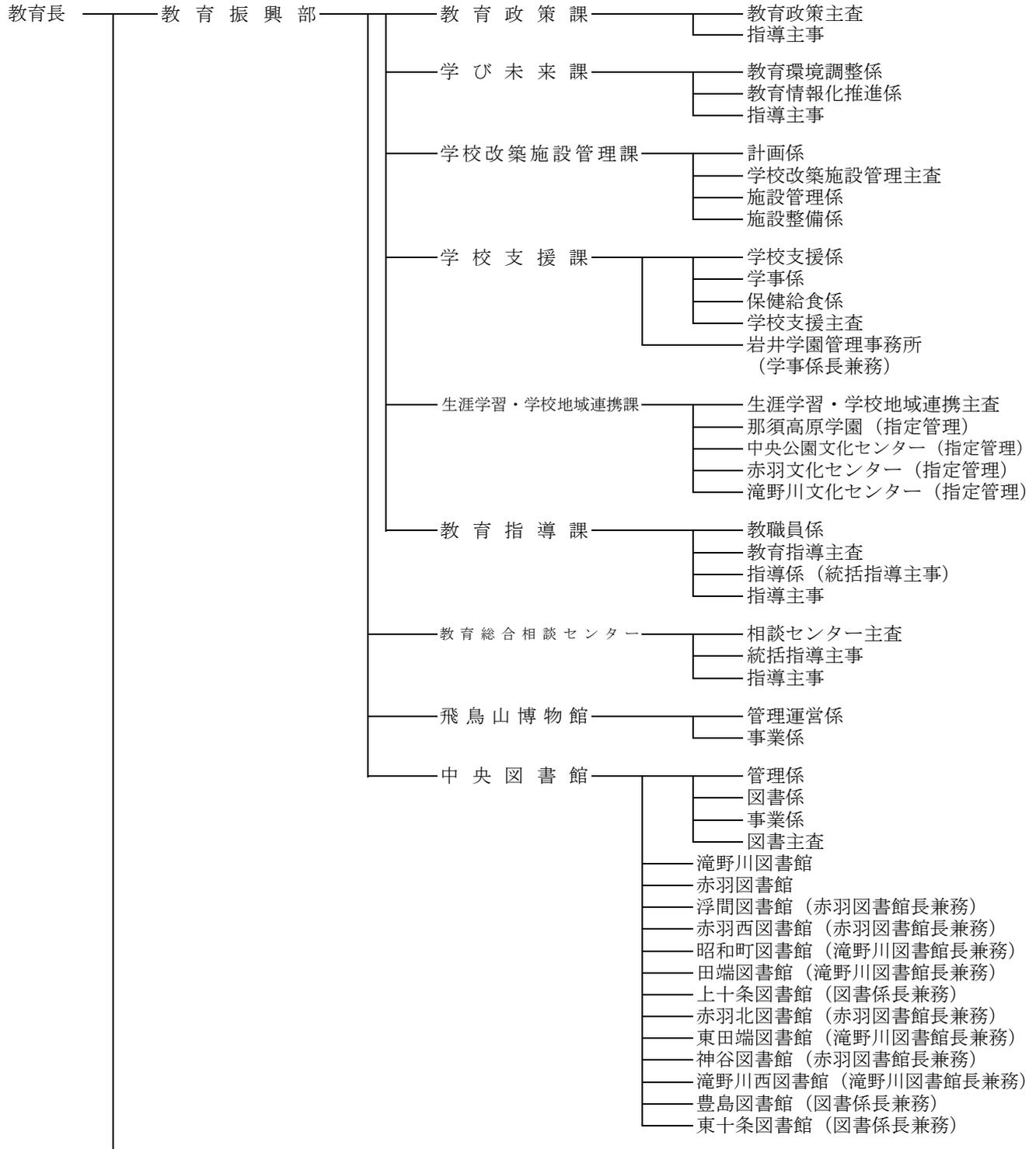
1. 保護者の就労支援の推進
2. ひとり親家庭への生活支援の充実
3. 暮らしを支える給付、貸付制度

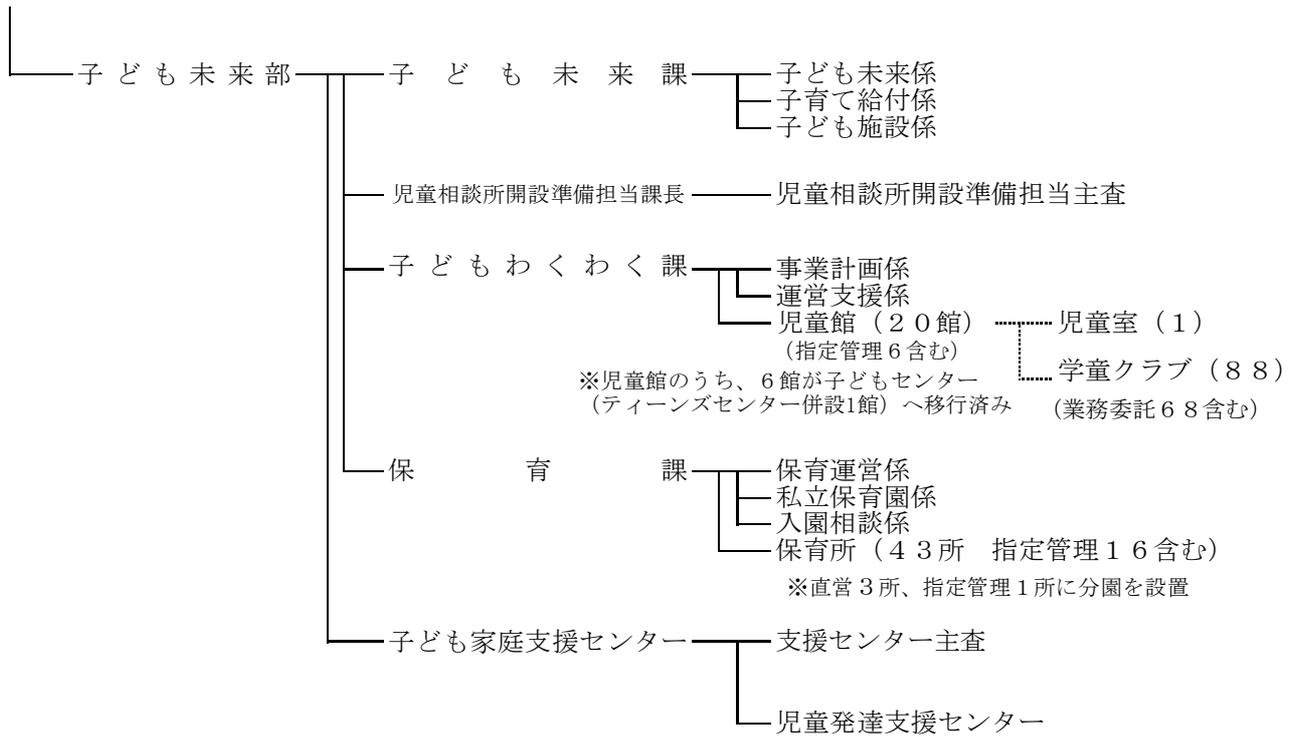
1. 子どもの貧困の地域の理解を深め、協力を呼びかける取組み
2. 多様な主体の活動を支援し、支援の選択肢を広げる取組み
3. 地域全体で見守り、ささえるネットワークづくり

3. 教育委員会事務局の組織と分掌事務

【1】教育委員会事務局組織図

令和5年4月1日現在





【2】分掌事務

(1) 教育振興部

教育政策課

1. 教育行政の総合的な企画、調査及び調整に関すること。
2. 教育ビジョンに関すること。
3. 学校ファミリーに関すること。
4. 一貫教育に関すること。
5. 就学前教育に関すること。
6. 教育委員会に関すること。
7. 委員会職員の任免、人事及び服務に関すること。
8. 区立学校配置の区職員の研修等に関すること。
9. 表彰に関すること。
10. 公印に関すること。
11. 文書の受発、審査、記録保存に関すること。
12. 法規、庁規及び公報に関すること。
13. 訴訟及び不服申立てに関すること（他に規定するものを除く。）。
14. 教育行政についての法律的意見に関すること。
15. 請願及び陳情に関すること。
16. 部の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。
17. 奨学資金に関すること。
18. 教育行政の広報及び教育行政に関する相談に関すること。
19. 部の庶務に関すること。
20. 部内他の課、係に属しないこと。

学び未来課

教育環境調整係

1. 学校徴収金の公会計化に係る調査研究に関すること。
2. 学校施設に係る教育環境調査及び調整に関すること。
3. 日本語適応教室及び特別支援学級の教室確保に関すること。
4. 区立学校の適正規模及び通学区域のあり方に関すること。
5. 課内他の係に属しないこと。

教育情報化推進係

1. G I G Aスクール構想の推進に関すること。
2. 学校 I C Tの環境の整備に関すること。
3. 学校 I C T教育に関すること。

4. 区立学校（幼稚園及び認定こども園を含む。）の情報システム及び情報セキュリティに関すること。
5. 校務支援システムに関すること。
6. デジタル教材に関すること。

学校改築施設管理課

計 画 係

1. 区立学校の整備方針及び長寿命化計画に関すること。
2. 学級の増減に伴う教室確保に関すること。
3. エコスクール整備事業に関すること。
4. 課内他の係に属しないこと。

施設管理係

1. 区立学校（幼稚園及び認定こども園を含む。）等の財産の管理に関すること。
2. 区立学校（幼稚園及び認定こども園を含む。）等の施設設備の維持管理に関すること。
3. 区立学校等のエネルギー管理に関すること。

施設整備係

1. 区立学校（幼稚園及び認定こども園を含む。）等の施設設備の補修及び修繕に関すること。
2. 区立学校（幼稚園及び認定こども園を含む。）の施設設備の充実に関すること。

課務担当主査

1. 区立学校等の改築事業に関すること。
2. 区立学校等の大規模改修事業に関すること。

学校支援課

学校支援係

1. 校具、教具その他学校物品の整備に関すること。
2. 学校経理事務の調整及び指導に関すること。
3. 区立幼稚園及び区立認定こども園に関すること。
4. 改築校の初年度備品整備に関すること。
5. 通学路に関すること。
6. 教科書の給与に関すること。
7. 区立幼稚園及び区立認定こども園の利用者に対する教育の教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関すること。
8. 課内他の係に属しないこと。

学 事 係

1. 区立学校の設置及び廃止に関すること。

2. 区立学校の通学区域等に関する事（他に規定するものを除く。）。
3. 学級編制に関する事。
4. 学齢児童生徒の就学及び転入退学に関する事。
5. 区立学校児童生徒の臨海・林間学園、移動教室等の運営に関する事。
6. 岩井学園に関する事。
7. 就学援助及び特別支援学級就学奨励に関する事。
8. 教育に関する調査及び統計に関する事。
9. 日本語適応教室の入退級に関する事。
10. 就学状況の調査に関する事。

保健給食係

1. 学校保健に関する事。
2. 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の任免及び報酬に関する事。
3. 市町村学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）に規定する職員（以下「教職員」という。）及び幼児、児童生徒の健康管理に関する事。
4. 日本スポーツ振興センターに関する事。
5. 学校給食に関する事。
6. 区立学校児童生徒の臨海・林間学園、移動教室等の保健給食に関する事。
7. 改築校の給食備品及び保健備品に関する事。

生涯学習・学校地域連携課

1. 学校の安全に関する事。
2. P T Aの支援に関する事。
3. 学校設備使用に関する事。
4. 文化センター及び那須高原学園に関する事。
5. 成人教育の振興に関する事。
6. 社会教育関係団体の育成に関する事。
7. 社会教育指導員及び青少年委員に関する事。
8. 生涯学習及び社会教育の広報等に関する事。
9. 青少年教育の振興に関する事。
10. 家庭教育に関する事。

課務担当主査

1. 生涯学習の振興のための総合的な計画及び調査に関する事。

課務担当主査

1. 学校、家庭及び地域間の連携に関する事。

課務担当主査

1. 青少年の健全育成に関すること。
2. 青少年問題協議会に関すること。
3. 青少年健全育成に関する関係機関及び団体との連絡調整に関すること。

教育指導課

教職員係

1. 教職員及び幼稚園教育職員の人事及び服務に関すること。
2. 非常勤講師の任免その他人事事務に関すること。
3. 教職員の給与、旅費、退職手当及び共済給付等に関すること。
4. 教職員の福利厚生に関すること。
5. 非常勤講師の報酬及び旅費に関すること。
6. 課内他の係に属しないこと。

指導係

1. 教職員及び幼稚園教育職員の指導及び研修に関すること。
2. 区立学校（幼稚園及び認定こども園を含む。）の学習指導、生活指導及び進路指導に関すること。
3. 教育課程に関すること。
4. 教科書採択及び教科書センターに関すること。
5. 教育研究に関すること。
6. 使用教材の届出及び許可の事務に関すること。
7. 学校評価に関すること。
8. 教育実習の事務に関すること。

教育総合相談センター

1. 教育相談に関すること。
2. 特別支援教育に関すること。
3. 特別支援教育推進計画に関すること。
4. 特別支援学級に関すること。
5. 就学相談に関すること。
6. 不登校対策に関すること。
7. 日本語指導に関すること。
8. その他東京都北区教育委員会が必要と認める事業。

飛鳥山博物館

管理運営係

1. 施設の維持管理に関すること。
2. 施設の運営及び利用に関すること。
3. 博物館の企画、広報及び協働に関すること。
4. 所蔵資料の管理及び提供に関すること。
5. 飛鳥山博物館運営協議会に関すること。
6. ふるさと農家体験館に関すること。
7. その他他の係に属しないこと。

事業係

1. 区の歴史、文化及び自然の調査・研究に関すること。
2. 資料の収集及び保存に関すること。
3. 展示及び教育普及に関すること。
4. 文化財の保護・活用に関すること。
5. 文化財保護審議会に関すること。
6. 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。
7. その他の博物館・文化財事業に関すること。

中央図書館

管理係

1. 館の庶務に関すること。
2. 公印の管守に関すること。
3. 館務の企画、調整、職員研修及び広報に関すること。
4. 館及び分室の維持管理に関すること。
5. 図書館の予算及び決算の資料に関すること。
6. 地区館及び関係団体との連絡に関すること。
7. 各種統計に関すること。
8. 区民とともに歩む図書館委員会に関すること。
9. 企画及び広報に係る図書館活動関係団体との協働に関すること。
10. 電算システムの運用に関すること（他に規定するものを除く。）。
11. その他他の係及び地区館に属しないこと。

図書係

1. 図書資料の館内、館外及び団体利用に関すること（他に規定するものを除く。）。
2. 閲覧室の利用に関すること（他に規定するものを除く。）。
3. 読書相談及び参考事務に関すること（他に規定するものを除く。）。

4. 図書資料の選定、整備及び保管に関すること（他に規定するものを除く。）。
5. 視聴覚資料の選定、整備及び保管に関すること（他に規定するものを除く。）。
6. 行政資料を含む地域資料の収集、整備、保存及び発信に関すること（他に規定するものを除く。）。
7. 資料収集の企画及び調整に関すること（他に規定するものを除く。）。
8. 図書資料の相互貸借に関すること（他に規定するものを除く。）。
9. 図書館活動に係る事業の企画、調整、広報及び実施に関すること（他に規定するものを除く。）。
10. 電算システムの維持管理に関すること。
11. 高齢者に対するサービスの実施に関すること。
12. 多文化サービスの実施に関すること（他に規定するものを除く。）。
13. 障害者に対するサービスの実施に関すること（他に規定するものを除く。）。
14. 読書データ等の登録及び調整に関すること（他に規定するものを除く。）。
15. 情報活用環境の整備に関すること（他に規定するものを除く。）。
16. 図書館活動関係団体との協働に関すること（他に規定するものを除く。）。
17. 大学との連携及び協力に関すること。
18. その他図書館奉仕に関すること（他に規定するものを除く。）。

事業係

1. 子ども読書活動の推進計画に関すること。
2. 児童及び青少年に係る図書資料の館内、館外及び団体利用に関すること。
3. 児童及び青少年に係る閲覧室の利用に関すること。
4. 児童及び青少年に係る読書相談及び参考事務に関すること。
5. 児童及び青少年に係る図書資料の選定、整備及び保管に関すること。
6. 児童及び青少年に係る視聴覚資料の選定、整備及び保管に関すること。
7. 児童及び青少年に係る行政資料を含む地域資料の収集、整備、保存及び発信に関すること。
8. 児童及び青少年に係る資料収集の企画及び調整に関すること。
9. 児童及び青少年に係る図書資料の相互貸借に関すること。
10. 児童及び青少年の図書館活動に係る事業の企画、調整、広報及び実施に関すること。
11. 学校図書館支援に関すること。
12. 児童及び青少年に係るサービスの実施に関すること（他に規定するものを除く。）。
13. 児童及び青少年に係る多文化サービスの実施に関すること。
14. 児童及び青少年に係る障害者に対するサービスの実施に関すること。
15. 児童及び青少年に係る読書データ等の登録及び調整に関すること。
16. 児童及び青少年に係る情報活用環境の整備に関すること。
17. 児童及び青少年に係る図書館活動関係団体との協働に関すること。

18. 児童及び青少年に係るその他図書館奉仕に関する事。

地 区 館

1. 図書資料の館内、館外及び団体利用に関する事。
2. 閲覧室の利用に関する事。
3. 読書相談及び参考事務に関する事。
4. 図書資料の収集、整備及び保管に関する事。
5. 視聴覚資料の収集、整備及び保管に関する事。
6. 地域資料の収集、整備、保存及び発信に関する事。
7. 図書資料の相互貸借に関する事。
8. 図書館活動に係る事業の実施に関する事。
9. 学校図書館支援に関する事。
10. 電算システムの運用に関する事。
11. 児童及び青少年に係るサービスの実施に関する事。
12. 高齢者に対するサービスの実施に関する事。
13. 多文化サービスの実施に関する事。
14. 障害者に対するサービスの実施に関する事。
15. その他図書館奉仕に関する事。

(2) 子ども未来部

子ども未来課

子ども未来係

1. 子ども施策及び子育て支援の推進に関すること（他に規定するものを除く。）。
2. 子育てに関する調査、計画及び企画に関すること（他に規定するものを除く。）。
3. 子どもの未来応援施策の推進に関すること。
4. 子育て活動団体のネットワーク及び連絡調整に関すること。
5. 部の庶務に関すること。
6. 部の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。
7. 部内他の課、係に属しないこと。

子育て給付係

1. 子育て支援のための諸手当に関すること。
2. ひとり親家庭の手当に関すること。
3. 子ども医療費の助成に関すること。
4. ひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。

子ども施設係

1. 児童福祉施設の維持管理に関すること。
2. 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に基づく施設等検査に関すること。

課務担当主査

1. 子ども・子育て会議に関すること。
2. 子ども・子育て支援新制度に基づく計画及び総合調整に関すること。

課務担当主査

1. 私立幼稚園に関すること。
2. 私立幼稚園の認定こども園及び子ども・子育て支援新制度への移行支援に関すること。
3. 私立幼稚園及び私立認定こども園の利用者に対する教育の教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関すること。

課務担当主査

1. 児童福祉施設の建設計画に関すること。
2. 児童福祉施設の整備及び改修に関すること。

課務担当主査

1. 児童相談所の開設に関すること。

子どもわくわく課

事業計画係

1. 児童館に関すること（他に規定するものを除く。）。
2. 放課後子ども総合プランの推進に関すること。
3. 課内他の係に属しないこと。

運営支援係

1. 児童館及び放課後子ども総合プランの運営に関すること。
2. 学童クラブの利用に関すること。

保育課

保育運営係

1. 保育所及び認可外保育施設に関する調査、計画及び調整に関すること（他に規定するものを除く。）。
2. 公立保育園に関すること（他に規定するものを除く。）。
3. 一時預かり事業の利用者に対する施設等利用給付認定に関すること（他に規定するものを除く。）。
4. 課内他の係に属しないこと。

私立保育園係

1. 私立保育園に関すること（他に規定するものを除く。）。
2. 地域型保育事業に関すること（他に規定するものを除く。）。
3. 認証保育所に関すること（他に規定するものを除く。）。
4. 家庭福祉員及び定期利用保育施設に関すること（他に規定するものを除く。）。
5. 認可外保育施設の利用者に対する施設等利用給付認定に関すること。

入園相談係

1. 保育の教育・保育給付認定及び利用調整に関すること。
2. 保育料の徴収に関すること。

子ども家庭支援センター

1. 子ども及び家庭に係る総合相談に関すること。
2. 子ども及び家庭の支援に係るサービスの提供及び調整に関すること。
3. 子どもに対する虐待の防止に関すること。
4. 子ども及び家庭の支援に係る関係機関との連携及び調整に関すること。
5. 子育てに係る地域活動の支援に関すること。
6. 子ども及び家庭の支援に係る情報の提供に関すること。
7. 児童発達支援センターに関すること。

Ⅱ 就学前教育・保育

1. 区立幼稚園・区立認定こども園

【1】区立幼稚園・区立認定こども園一覧

(令和5年5月1日現在)

園名	所在地	設置年月日	学級数	在園児数計		定員計
				計	うち 特別支援 対象児	計
じゅうじょう なかはら	十条 仲原 1-21-8	昭和49年5月1日	2	19	3	68
うめのき	西が丘 2-21-15	昭和47年5月1日	2	25	7	68
ふくろ (休園中)	赤羽北 2-15-1-114	昭和52年5月2日	-	-	-	-
たきさん	滝野川 1-12-27	昭和47年5月1日	2	25	9	62
さくらだこども (認定こども園)	王子 5-2-6-103	平成29年4月1日	5	134	14	150
合計	——	——	11	203	33	348

【2】区立幼稚園・区立認定こども園概要

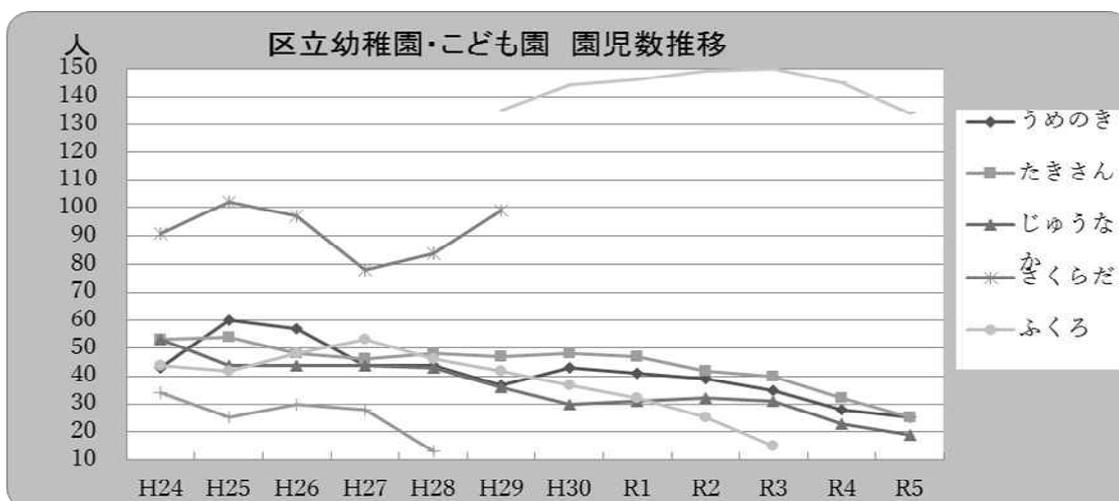
北区は昭和47年から55年にかけて、10園の区立幼稚園を開設し、幼児教育の一端を担ってきました。また、5歳児の特別支援対象児（障害のある幼児）の受入れを昭和50年に開始し、平成2年よりすべての園で実施しました。その後、幼児数の減少などにより、多くの区立幼稚園で充足率が落ち込むようになり、平成7年8月第6次幼稚園審議会の答申を受け、応募幼児数が一定数を下回る区立幼稚園については、休園・廃止の方針を打ち出しました。その方針に基づき、現在区立幼稚園は3園で運営しています。

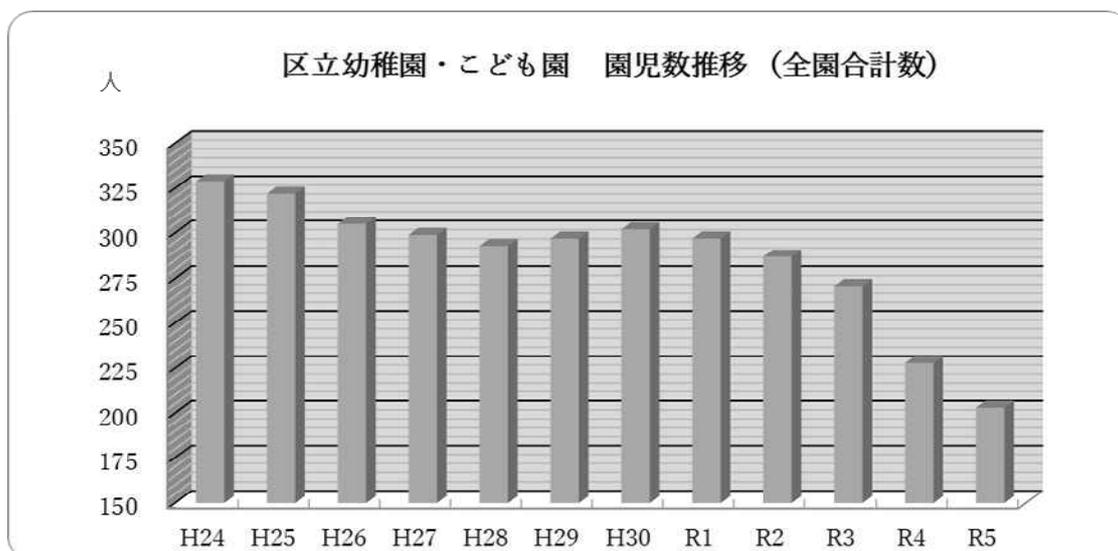
また、平成17年度には幼児を取り巻く環境の急激な変化から区立幼稚園の見直しが緊急かつ重要な課題となり、第7次幼稚園審議会を設置し、「就学前教育の機能充実及び区立幼稚園のあり方」について諮問し「幼保一元化施設のあり方を早急に検討する必要がある」等の答申を受けました。

さらに、平成22年度より4歳児の特別支援対象児の受け入れをすべての園で開始しました。

平成24年8月に子ども・子育て関連3法の成立により、子ども・子育て支援新制度の開始や認定こども園法の改正など、就学前教育・保育の一定の方向性が示されました。これを受けて、北区子ども・子育て会議に「区立幼稚園の今後の方向性について」諮問し、区立幼稚園の区立認定こども園への移行について、積極的かつ計画的に取り組むべきであるとの答申を受け、平成29年4月からさくらだ幼稚園を幼保連携型認定こども園であるさくらだこども園に移行しました。

令和2年度には、今後の区立認定こども園の開設に向けた課題整理と方向性を検討するための検討委員会を設置し、検討結果を取りまとめました。検討結果に基づき、赤羽地区で先行して認定こども園を整備するため、北区経営改革プランに掲げる区立幼稚園の再編も視野に検討を進め、令和4年度には、4歳児園児数が園児募集方針に定める学級編制基準を下回ったじゅうじょうなかはら幼稚園とうめのき幼稚園とを統合・再編し、令和7年4月にうめのき幼稚園の場所で新たな認定こども園を開設する方針を決定しました。現在、開設に向けて園舎増築等の準備を進めています。





【3】公・私立幼稚園及び認定こども園の給食費無償化

区の新たな子育て支援策として、公・私立幼稚園及び認定こども園の給食費無償化を、令和5年4月に遡及したうえで恒久的事業として実施します。

① 区立幼稚園

区立幼稚園の園児の保護者に対しては、給食費相当額として月額4,500円を補助します(8月を除く)。

② 区立認定こども園

区立さくらだこども園の園児に対しては、昼食として給食を無償で提供します。

③ 私立幼稚園及び認定こども園

私立幼稚園及び認定こども園の園児の保護者に対しては、給食費相当額として月額5,000円を補助します(8月のみ、施設を利用した日数に応じて補助)。

2. 私立幼稚園・私立認定こども園

【1】施設概要

(令和5年5月1日現在)

	名 称	所 在 地	設置年月日	定員(人)
1	あかいとり幼稚園	赤羽台 2-1	昭和 40 年 1 月 12 日	400
2	赤羽幼稚園・赤羽こども園(☆◎)	赤羽西 1-36-1	昭和 28 年 2 月 19 日	280
3	明日香幼稚園	浮間 4-2-1	昭和 40 年 11 月 22 日	315
4	飛鳥すみれ幼稚園	西ヶ原 3-23-13	昭和 25 年 10 月 21 日	105
5	石川幼稚園	西ヶ原 1-48-16	昭和 25 年 10 月 21 日	520
6	いなり幼稚園	岸町 1-12-25	昭和 32 年 1 月 29 日	260
7	桜輪幼稚園	堀船 1-34-12	昭和 52 年 2 月 28 日	160
8	檜の木幼稚園	西ヶ原 4-48-3	昭和 30 年 3 月 10 日	105
9	上中里幼稚園	上中里 2-2-3	昭和 52 年 3 月 12 日	160
10	木内鳩の家幼稚園	滝野川 6-39-15	昭和 29 年 12 月 13 日	210
11	北幼稚園(◎)	浮間 3-10-15	昭和 32 年 1 月 31 日	105
12	光明院幼稚園	田端 3-21-5	昭和 28 年 11 月 12 日	180
13	島田第一幼稚園	西ヶ原 2-44-9	昭和 25 年 10 月 21 日	56
14	城北ひまわり幼稚園	昭和町 1-8-10	昭和 28 年 3 月 12 日	70
15	すずらん幼稚園	豊島 6-9-18	昭和 43 年 3 月 30 日	80
16	聖学院幼稚園	中里 3-13-2	昭和 24 年 2 月 11 日	140
17	星美学園幼稚園	赤羽台 4-2-14	昭和 28 年 1 月 8 日	240
18	聖母の騎士幼稚園	赤羽 2-1-12	昭和 27 年 10 月 16 日	280
19	成立学園幼稚園	東十条 6-17-10	平成 10 年 4 月 1 日	210
20	田端さくら幼稚園	東田端 2-7-10	昭和 29 年 4 月 20 日	105
21	成徳幼稚園	豊島 8-24-2	昭和 28 年 5 月 20 日	276
22	富士見幼稚園	神谷 3-52-3	昭和 28 年 3 月 6 日	160
23	明照幼稚園	岩淵町 2-8	大正 15 年 12 月 21 日	160
	計			4,577

☆ 認定こども園(幼稚園と保育園両方の機能を併せ持つ施設)

◎ 平成27年度より子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園

【 2 】 私立幼稚園認可等事務

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、私立幼稚園の設置、廃止及び設置者変更の認可並びに閉鎖命令等に関する事務を行っています。

【 3 】 私立幼稚園等補助金事務

私立幼稚園に子どもを通園させている保護者に対し、以下の事業の補助を実施することにより、公立幼稚園に通園させている保護者との格差を軽減します。

① 私立幼稚園等保護者負担軽減事業費

私立幼稚園等に子どもを通園させている保護者に対し、家族構成、所得合計に応じて、子ども一人につき月額 3,500円から 12,500円を補助します。

② 子育てのための施設等利用給付

令和元年10月からの幼児教育無償化に伴い、私立幼稚園等に子どもを通園させている保護者に対し、所得等に限らず、月額 25,700円を支給します。

③ 私立幼稚園入園祝金支給費

私立幼稚園等に子どもを入園させた保護者に対し、入園料を限度として所得合計に関わらず 80,000円を支給します。

④ 預かり保育の利用料助成

令和元年10月からの幼児教育無償化に伴い、保育の必要性が認められる保護者に対し、月額（上限） 11,300円を補助します。

⑤ 給食費の無償化

令和5年度より、私立幼稚園等に子どもを通園させている保護者に対し、所得等に限らず、給食費負担の解消を目的として月額 5,000円を目安に支給します。

【 4 】 私立幼稚園等施設型給付費

子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園に対し、国の公定価格に区が定めた利用者負担額を加えた額を「施設型給付費」として給付します。

【 5 】 私立認定こども園施設型給付費

子ども・子育て支援新制度に移行した私立認定こども園に対し、国の公定価格に区が定めた利用者負担額を加えた額を「施設型給付費」として給付します。

3. 外国人学校児童生徒保護者負担軽減

外国人学校に幼児、児童及び生徒を通学させている外国人の保護者等に対し、経済的負担を軽減するため、補助金を支給します。

- ① 保護者負担軽減補助金 月額7,000円(上限)
- ② 多様な集団活動事業の利用支援事業 月額20,000円(上限)

4. 公立認可保育園

【1】公立保育園の管理・運営

北区では、公立保育園43園のうち、27園で直営による管理運営を行っています。また、指定管理者制度を導入している16園については、指定管理者が管理運営を代行しています。

現在0歳児の受け入れは36園で実施し、緊急保育実施園は27園、一時預かり保育実施園は16園です。年末特別保育は、17園で実施しています。

保育園運営においては下記の事業を行っています。

①緊急保育

保護者の傷病・出産・看護等により緊急に保育が必要となった児童の保育を行います。

②一時預かり保育

保護者の冠婚葬祭や地域活動への参加、保護者の休養など一時的に保育を必要とする児童の保育を行います。

③年末特別保育

年末に働く保護者の就労と子育ての両立を支援するため保育を行います。

④休日保育

日曜日・祝日に働く保護者の就労と子育ての両立を支援するため保育を行います。

○公立保育園一覧

園名	所在地 (設置年月)	入所年齢	延長	緊急・一時	年末	休日	認可定員数 (R5.4 現在)						
							0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
王子	王子 6-1-15 (昭和 36 年 4 月)	6月	1時間	緊急	—	—	8	12	20	22	22	22	106
赤羽	赤羽南 1-16-2-101 (昭和 36 年 4 月)	8月	1時間	緊急	○	—	9	12	20	22	22	22	107
滝野川	滝野川 3-46-2 (昭和 36 年 4 月)	産明	1時間	緊急	—	—	20	29	30	32	33	33	177

園名	所在地 (設置年月)	入所年齢	延長	緊急・一時	年末	休日	認可定員数 (R5.4 現在)						
							0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
王子本町 (指定管理)	王子本町 3-3-3-101 (昭和 36 年 7 月)	1歳	2時間	一時	○	—	—	23	23	23	23	23	124
分園 (指定管理)	王子本町 2-30-9 (平成 29 年 4 月)	8月					9	—	—	—	—		
桐ヶ丘 (指定管理)	桐ヶ丘 1-3-9-101 (昭和 37 年 7 月)	産明	2時間	一時	○	—	12	15	16	19	19	19	100
浮間	浮間 1-9-3-101 (昭和 39 年 7 月)	産明	無	緊急	—	—	16	17	18	21	23	23	118
赤羽台 (指定管理)	赤羽台 1-4-11-105 (昭和 39 年 10 月)	8月	2時間	一時	○	○	12	38	38	38	38	38	202
西ヶ原	西ヶ原 4-44-10 (昭和 40 年 11 月)	6月	無	緊急	—	—	6	17	19	22	25	25	114
上十条	上十条 3-24-8 (昭和 41 年 7 月)	1歳	無	緊急	—	—	—	25	25	25	25	25	125
志茂 (指定管理)	志茂 4-44-1 (昭和 41 年 7 月)	8月	2時間	一時	○	—	6	18	18	18	18	18	96
田端	田端 3-24-14 (昭和 42 年 5 月)	1歳	1時間	緊急	—	—	—	15	19	20	20	20	94
栄町	栄町 33-3 (昭和 43 年 5 月)	8月	無	緊急	—	—	6	16	16	17	17	17	89
東十条 (指定管理)	東十条 3-2-14 (昭和 44 年 10 月)	産明	3時間	一時	○	○	14	15	17	18	18	18	100
赤羽西	赤羽西 4-42-9 (昭和 45 年 5 月)	8月	無	緊急	—	—	6	12	20	20	20	20	98
赤羽北	赤羽北 1-5-5 (昭和 46 年 3 月)	8月	無	緊急	—	—	8	14	18	20	20	20	100
豊島	豊島 7-17-8 (昭和 46 年 4 月)	8月	無	緊急	—	—	6	20	20	20	20	20	106
王子北 (指定管理)	王子 3-23-7-113 (昭和 47 年 6 月)	6月	2時間	一時	○	—	9	16	18	18	18	18	97
滝野川北 (指定管理)	滝野川 3-79-1-101 (昭和 47 年 7 月)	8月	2時間	一時	○	—	6	31	32	32	32	32	165
中里	中里 3-11-18 (昭和 47 年 10 月)	産明	無	緊急	—	—	18	26	33	33	33	33	176
桐ヶ丘南	赤羽西 5-5-7-101 (昭和 48 年 4 月)	8月	無	緊急	—	—	6	13	20	20	21	21	101
滝野川西 (指定管理)	滝野川 6-84-12 (昭和 48 年 5 月)	8月	2時間	一時	○	—	12	20	20	20	20	20	112

園名	所在地 (設置年月)	入所年齢	延長	緊急 一時	年末	休日	認可定員数 (R5.4 現在)						
							0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
豊島東	豊島 5-6-12-101 (昭和 48 年 5 月)	8月	1時間	緊急	—	—	—	—	20	20	20	20	106
分園	豊島 5-5-9-101 (平成 22 年 4 月)						6	20	—	—	—	—	
豊島北	豊島 5-4-3-101 (昭和 48 年 9 月)	8月	1時間	緊急	—	—	6	15	19	20	20	20	100
西ヶ原東 (指定管理)	西ヶ原 3-19-11 (昭和 50 年 4 月)	8月	2時間	一時	○	○	11	13	13	22	22	22	103
東十条東	東十条 3-10-1 (昭和 50 年 5 月)	産明	無	緊急	—	—	9	12	17	22	22	22	104
西が丘	西が丘 2-4-1 (昭和 51 年 4 月)	産明	1時間	緊急	—	—	10	11	16	20	21	22	100
堀船南	堀船 2-22-1-101 (昭和 51 年 4 月)	8月	1時間	緊急	—	—	6	27	27	—	—	—	156
分園	堀船 3-16-11-105 (平成 30 年 4 月)						—	—	—	32	32	32	
桜田 (指定管理)	王子 5-2-1-101 (昭和 51 年 5 月)	産明	2時間	一時	○	—	11	14	17	21	21	21	105
岩淵 (指定管理)	赤羽 3-23-7 (昭和 51 年 5 月)	6月	2時間	一時	○	—	9	26	27	30	30	30	152
桜田北	王子 5-2-3-101 (昭和 52 年 5 月)	8月	1時間	緊急	—	—	—	24	24	26	26	26	144
分園	王子 5-2-6-104 (平成 22 年 4 月)						18	—	—	—	—	—	
袋	赤羽北 2-15-2-101 (昭和 52 年 5 月)	8月	1時間	緊急	—	—	11	19	20	21	21	21	113
浮間東 (指定管理)	浮間 3-34-1-101 (昭和 53 年 10 月)	6月	2時間	一時	○	—	10	20	20	21	23	23	117
志茂南	志茂 1-4-4 (昭和 56 年 4 月)	8月	1時間	緊急	—	—	16	18	20	23	23	23	123
東田端 (指定管理)	東田端 2-13-2-101 (昭和 57 年 4 月)	産明	2時間	一時	○	—	14	24	24	26	26	26	140
志茂北	志茂 5-21-2-101 (昭和 58 年 9 月)	産明	無	緊急	—	—	9	11	15	20	22	23	100
上十条南 (指定管理)	上十条 3-3-20 (昭和 59 年 4 月)	産明	2時間	一時	○	—	12	18	20	20	20	20	110
桜田つばみ	王子 5-2-12 (平成 23 年 4 月)	1歳	無	緊急	—	—	—	45	45	45	—	—	135
豊島つばみ	豊島 3-10-23 (平成 24 年 4 月)	1歳	無	緊急	—	—	—	—	25	—	—	—	25

園名	所在地 (設置年月)	入所年齢	延長	緊急一時	年末	休日	認可定員数 (R5.4 現在)						
							0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
西ヶ原南 (指定管理)	西ヶ原 4-51-28 (平成 25 年 4 月)	8月	2時間	一時	○	—	9	18	18	18	18	18	99
浮間さくら草 (指定管理)	浮間 1-1-2 (平成 26 年 4 月)	8月	2時間	一時	○	—	9	20	20	21	21	21	112
神谷北つぼみ	神谷 2-42-4 (平成 26 年 4 月)	1歳	無	緊急	—	—	—	37	37	37	—	—	111
音無つぼみ	滝野川 2-52-9 (平成 29 年 4 月)	1歳	無	緊急	—	—	—	25	25	—	—	—	50
清水坂	中十条 4-16-27 (平成 29 年 4 月)	1歳	無	緊急	—	—	—	13	14	16	16	16	75
計	43 園 (うち指定管理 16 園)	※1	26	※2	17	3	365	834	943	961	891	893	4,887

※1：0歳児の受け入れは36園で実施

※2：緊急保育実施園は27園、一時預かり保育実施園は16園

【2】保育サービス第三者評価

利用者のサービス選択の目安にするとともに、サービスの質の向上に向けた取り組みを促すことを目的に、公立保育園（区直営）を対象に、東京都福祉サービス評価推進機構の認証を得た評価機関による評価を受審します。

【3】指定管理者保育園に関する事務

一部の公立保育園の管理運営を指定管理者が代行することで、利用者サービスの向上と効率的な運営をめざします。それぞれの園においては、指定期間の2年目と4年目に保育サービス第三者評価を受審します。

5. 私立認可保育園

北区には、54園の私立保育園があります。そのうち、44園で0歳児の受け入れを、54園で一時預かり保育を実施しています。

【1】私立保育所委託費

円滑に保育を実施するため、私立保育園等に対して国及び都の基準に基づき、北区在住の園児の通園実績に応じた費用を支給します。

【2】私立保育所補助費

私立保育園の安定した運営を支援するため、児童保育委託費分に加え、北区独自に運営費を加算して助成しています。

○私立保育園一覧

園名	所在地 (設置年月)	入所年齢	延長	緊急・一時	年末	休日	病後児	認可定員数 (R5.4 現在)						
								0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
王子隣保館	王子 2-19-21 (昭和 23 年 7 月)	産明	1時間	一時	○	—	—	12	19	19	20	20	20	110
日の基	桐ヶ丘 1-21-41 (昭和 23 年 7 月)	産明	1時間	一時	○	—	—	12	22	28	30	34	34	160
クラブ	豊島 3-4-15 (昭和 23 年 7 月)	産明	2時間	一時	○	—	—	10	18	20	20	21	21	110
テオーシー	西が丘 3-16-15 (昭和 24 年 8 月)	産明	2時間	一時	○	—	—	9	29	30	34	34	34	170
聖母の騎士	中十条 1-28-13 (昭和 26 年 3 月)	1歳	1時間	一時	○	—	—	—	12	12	13	14	14	65
ふくし	豊島 2-20-5 (昭和 26 年 12 月)	産明	2時間	一時	○	—	—	12	12	12	12	12	13	73
木の実	堀船 3-23-6 (昭和 26 年 12 月)	産明	1時間	一時	○	—	—	10	12	12	12	12	12	70
まごころ会	上中里 2-37-2 (昭和 29 年 3 月)	産明	1時間	一時	○	—	—	9	11	15	15	15	15	80
法善寺	赤羽台 3-24-2 (昭和 29 年 9 月)	産明	1時間	一時	○	—	—	12	15	18	18	18	19	100
神谷	神谷 2-36-8 (昭和 29 年 9 月)	1歳	無	一時	○	—	—	—	6	11	11	11	11	50
豊川	王子 6-4-10 (昭和 31 年 4 月)	産明	1時間	一時	○	—	—	9	14	17	20	20	20	100
宮元	滝野川 3-77-8 (昭和 50 年 6 月)	6月	無	一時	○	—	—	6	8	9	12	12	12	59
キッズタウン うきま	浮間 5-13-1 (平成 19 年 4 月)	産明	1時間	一時	○	○	—	10	15	20	25	25	25	120
キッズタウン うきま夜間	浮間 5-13-1 (平成 19 年 4 月)	産明	3時間 ※3	一時	○	○	—	5	5	5	5	5	5	30

園名	所在地 (設置年月)	命令 入所年	延長 時間 ※4	緊急・一時	年末	休日	病後児	認可定員数 (R5.4 現在)						
								0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
キッズタウン 東十条	東十条 3-18-40 (平成 23 年 4 月)	産明	3時間 ※4	一時	○	—	○	11	15	16	16	16	16	90
つちっこ	志茂 3-11-6 (平成 23 年 4 月)	産明	3時間 ※4	一時	○	○	—	9	13	13	13	13	13	74
ホピンス ナーサリースクール 田端	田端 6-1-1 田端 ASUKA タワー 2F (平成 25 年 4 月)	産明	2時間	一時	○	—	—	9	23	26	—	—	—	58
ホピンス ナーサリースクール 王子	王子 1-23-5 ドラゴンスクウェア ビル 4 階 (平成 26 年 4 月)	産明	2時間	一時	○	—	—	9	12	12	—	—	—	33
ホピンス ナーサリースクール 王子 (分園)	西ヶ原 2-8-1-124 (令和 4 年 4 月)	3歳	2時間	一時	○	—	—	—	—	—	13	13	13	39
明日香	浮間 4-1-3 (平成 26 年 4 月)	1歳	無	一時	○	—	—	—	12	12	12	12	12	60
はとぼっぼ	滝野川 6-21-19 (平成 26 年 4 月)	8月	1時間	一時	○	—	—	6	10	11	11	11	11	60
ういず 東十条	東十条 5-8-16 (平成 26 年 4 月)	6月	2時間	一時	○	—	—	6	8	10	12	12	12	60
ういず 滝野川	滝野川 6-9-4 (平成 26 年 4 月)	1歳	2時間	一時	○	—	—	—	9	10	13	13	13	58
アスク うきま	浮間 4-14-9 (平成 27 年 4 月)	産明	2時間	一時	○	—	—	6	15	17	17	17	18	90
グローバル キッズ コトア 赤羽園	中十条 4-17-1 (平成 27 年 4 月)	産明	2時間	一時	○	—	—	9	15	15	17	17	17	90
グローバル キッズ 王子園	堀船 1-1-2 (平成 28 年 4 月)	産明	2時間	一時	○	—	—	6	16	16	—	—	—	38
ぼけっと ランド赤羽	赤羽 2-57-9 (平成 28 年 4 月)	産明	2時間	一時	○	—	—	9	20	24	26	26	26	131

園名	所在地 (設置年月)	命 入所年	延長	緊急・一時	年末	休日	病後児	認可定員数 (R5.4 現在)						
								0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
田端聖華	田端 1-22-7 (平成 28 年 4 月)	産明	2時間	一時	○	-	-	9	15	24	37	37	37	159
さくら キッズ	東田端 2-7-13 (平成 28 年 4 月)	6月	1時間	一時	○	-	-	6	11	11	-	-	-	28
あおば 保育園 西が丘	上十条 5-12-8 (平成 29 年 4 月)	産明	1時間	一時	○	-	-	6	12	13	13	13	13	70
LIFE SCHOOL 桐ヶ丘 こどものもり	桐ヶ丘 1-7-17 (平成 30 年 11 月)	産明	2時間	一時	○	-	-	9	20	23	23	23	23	121
赤羽北 のぞみ	赤羽北 3-6-10 (平成 29 年 4 月)	産明	1時間	一時	○	-	-	10	18	18	18	18	18	100
さくらさく みらい浮間	浮間 2-23-17 (平成 29 年 4 月)	産明	2時間	一時	○	-	-	6	12	14	15	15	15	77
にじいろ 保育園王子	王子 5-1-40 (平成 29 年 7 月)	産明	2時間	一時	○	-	-	6	10	11	11	11	11	60
キッズ ガーデン 北区豊島	豊島 4-12-1 (平成 29 年 10 月)	6月	2時間	一時	○	-	-	9	12	14	15	15	15	80
ベネッセ 王子神谷	王子 5-1-70 (平成 30 年 4 月)	産明	2時間	一時	○	-	-	6	12	13	13	13	13	70
アイグラン 保育園王子	王子 1-27-8 (平成 30 年 4 月)	産明	2時間	一時	○	-	-	9	10	12	15	17	17	80
フレーベル 西が丘 みらい園	赤羽西 6-2-20 (平成 30 年 4 月)	産明	1時間	一時	○	-	-	4	6	8	14	14	14	60
北赤羽 せせらぎ	赤羽北 2-14-13 (平成 30 年 4 月)	産明	1時間	一時	○	-	-	6	12	15	15	16	16	80
にじいろ 保育園 田端新町	田端新町 2-31-2 (平成 30 年 4 月)	産明	2時間	一時	○	-	-	5	7	10	10	10	10	52
としま みつばち	豊島 7-8-7 (平成 30 年 10 月)	産明	2時間	一時	○	-	-	12	25	25	25	25	25	137
グローバル キッズ志茂	志茂 3-45-6 (平成 31 年 4 月)	産明	2時間	一時	○	-	-	5	6	6	6	6	6	35

園名	所在地 (設置年月)	入所年齢	延長	緊急・一時	年末	休日	病後児	認可定員数 (R5.4 現在)						
								0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
たばた絆	田端新町 1-8-15-101 (平成 31 年 4 月)	3 月	1 時間	一時	○	—	—	6	8	8	—	—	—	22
おうじ絆 (分園)	滝野川 2-43-5 (平成 31 年 4 月)	1 歳	1 時間	一時	○	—	—	—	7	7	15	15	15	59
キッズ ガーデン 北区滝野川	滝野川 6-30-2 (令和元年 6 月)	6 月	2 時間	一時	○	—	—	9	10	12	15	15	15	76
MIWA たばた	田端 5-11-8 (令和 2 年 4 月)	産明	2 時間	一時	○	—	—	6	15	16	16	16	16	85
Gakken ほいく えん 田端	田端 1-12-17 (令和 2 年 4 月)	産明	2 時間	一時	○	—	—	6	10	10	11	11	11	59
王子神谷 雲母	王子 5-22-3 (令和 2 年 4 月)	産明	2 時間	一時	○	—	—	3	9	12	12	12	12	60
にじいろ 保育園志茂	志茂 1-19-11 (令和 3 年 4 月)	産明	2 時間	一時	○	—	○	9	15	15	15	15	15	84
キッズ ハーモニー・ たきのがわ	滝野川 7-4-1 (令和 3 年 4 月)	産明	2 時間	一時	○	—	—	3	6	6	8	8	9	40
グローバル キッズ 志茂第二	志茂 3-12-3 (令和 3 年 4 月)	1 歳	2 時間	一時	○	—	—	—	10	12	16	16	16	70
クオリス キッズ王子	王子 3-10-14 (令和 3 年 4 月)	1 歳	2 時間	一時	○	—	—	—	10	13	14	14	14	65
アルオン	田端 2-10-5 (令和 3 年 4 月)	1 歳	2 時間	一時	○	—	—	—	12	12	12	12	12	60
うきま絆 第二	浮間 3-1-55 河野ビル 2 階 (令和 3 年 4 月)	3 歳	1 時間	一時	○	—	—	—	—	—	16	16	16	48
うきま絆 (分園)	浮間 3-1-55 さくらビル 2 階 (令和 3 年 4 月)	1 歳	1 時間	一時	○	—	—	—	10	10	—	—	—	20

園名	所在地 (設置年月)	入所 年齢	延長	緊急・ 一時	年末	休日	病後 児	認可定員数 (R5.4 現在)						
								0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
まなびの森 保育園 上中里	上中里 1-26-12 (令和3年5月)	1歳	2時間	一時	○	—	—	—	9	9	14	14	14	60
太陽の子上 中里保育園	上中里 1-47-5 (令和4年4月)	1歳	2時間	一時	○	—	—	—	10	12	16	16	16	70
計	54園	※1	51	54	54	3	2	346	695	781	807	816	820	4265

※1 0歳児の受け入れは、44園で実施。

※2 キッズタウンうきま夜間保育園の通常開所時間は、午前11時～午後10時で、午前9時～11時と午後10時～午後11時の延長保育を行う。

※3 キッズタウン東十条保育園・つちっこ保育園では、午後6時15分～午後9時15分の延長保育を行う。

6. 地域型保育事業

平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度の事業所です。地域型保育事業（小規模保育事業等）を行う事業者に対して、国の基準に基づく地域型保育に要する費用（地域型保育給付費）を支給しています。令和5年4月現在、小規模保育事業所18園、事業所内保育事業所2園、家庭的保育事業所3園が保育事業を行っています。

○小規模保育事業所一覧

園名	所在地 (設置年月)	入所 年齢	延長	歳児別定員 (R5.4 現在)			
				0歳	1歳	2歳	合計
ちいはぐ・十条	上十条 2-13-1-103 (平成27年4月)	産 明	1.5 時 間	6	6	6	18
ゆうひが丘保育園 王子神谷	豊島 8-25-3 (平成28年4月)	産 明	1 時 間	6	6	7	19
西ヶ原ひなた	西ヶ原 1-61-15-101 (平成28年4月)	産 明	2 時 間	6	6	7	19
ベベ・ア・パリ 保育園 東十条	東十条 4-5-18-1F (平成28年12月)	産 明	1 時 間	3	8	8	19

園名	所在地 (設置年月)	入所 年齢	延長	歳児別定員 (R5.4 現在)			
				0歳	1歳	2歳	合計
サンライズキッズ 保育園北区園	中十条 2-13-23 (平成 29 年 4 月)	4 か月	1.5 時間	3	7	8	18
ゆうひが丘保育園 豊島	豊島 1-34-1 (平成 29 年 4 月)	産 明	1 時間	6	6	7	19
ぬくもりのおうち 保育 赤羽園	赤羽 2-10-2-2F (平成 29 年 4 月)	産 明	1 時間	6	6	7	19
ぬくもりのおうち 保育 滝野川園	滝野川 7-33-8 (平成 29 年 4 月)	産 明	1 時間	3	4	5	12
志茂つくし	志茂 5-5-4-1F (平成 29 年 4 月)	3 か月	1 時間	6	6	6	18
MIRATZ 田端新町	田端新町 3-7-9-1F (平成 29 年 4 月)	産 明	1 時間	6	6	7	19
浮間さくら	浮間 4-32-20-2F (平成 29 年 6 月)	6 か月	1 時間	6	6	7	19
サンベビー	東十条 4-5-15 (平成 30 年 4 月)	産 明	1 時間 ※	6	6	7	19
アルタベビー 滝野川園	滝野川 1-93-5 (平成 30 年 4 月)	3 か月	1 時間 ※	6	6	7	19
ぬくもりのおうち 保育 飛鳥山園	滝野川 1-63-6 (平成 30 年 4 月)	産 明	1 時間	6	6	7	19
正光寺保育園 板橋駅前園	滝野川 7-2-14-2F (平成 30 年 9 月)	産 明	1 時間	6	6	7	19

園名	所在地 (設置年月)	入所 年齢	延長	歳児別定員 (R5.4 現在)			
				0歳	1歳	2歳	合計
キッズパオ王子 あおぞら園	王子 4-16-5-102 (平成 31 年 4 月)	産 明	1 時 間	6	6	7	19
ほっぺるランド 滝野川	滝野川 7-21-14-1F (平成 31 年 4 月)	産 明	2 時 間	6	6	7	19
MIRATZ 駒込	中里 2-3-5-1F (平成 31 年 4 月)	産 明	1 時 間	6	6	7	19
計	18 園			99	109	124	332

※土曜日は延長なし

○事業所内保育事業所一覧

園名	所在地 (設置年月)	入所 年齢	延長	歳児別定員 (R5.4 現在)			
				上段：地域枠 (下段：従業員枠)			
				0歳	1歳	2歳	合計
ヤクルト赤羽	赤羽 1-36-1 (平成 29 年 4 月)	産 明	1 時 間	— (2)	6 (2)	6 (3)	12 (7)
ヤクルト西ヶ原	西ヶ原 4-47-4-1F (平成 29 年 4 月)	産 明	1 時 間	— (0)	5 (2)	5 (4)	10 (6)
計	2 園			— (2)	11 (4)	11 (7)	22 (13)

※区が入所調整を行う地域枠定員は、枠内上段。

従業員枠は、枠内下段 () 外数。

○家庭的保育事業所一覧

園名	所在地 (設置年月)	入所 年齢	延長	歳児別定員 (R5.4 現在)			
				0歳	1歳	2歳	合計
おうち保育室 さんさん	志茂 3-40-10 (令和 3 年 4 月)	産 明	—	5			5

園名	所在地 (設置年月)	入所 年齢	延長	歳児別定員 (R5.4 現在)			
				0歳	1歳	2歳	合計
はまだすまいる 保育室	上十条 2-26-4 (令和3年4月)	産 明	—	5			5
まつむら保育室 東十条	東十条 5-17-13 (令和4年4月)	産 明	—	5			5
計	3園			15			15

7. 認可外保育施設

「認可保育所」以外の施設利用に際し支給認定の必要がない保育施設は、下記のとおりです。

(1) 認証保育所

大都市特有の多様な保育需要に応えるために設置され、東京都の定めた基準を満たしている保育施設です。区内の認証保育所（3施設）、並びに区内在住の児童が通園する区外の認証保育所の安定した運営を支援するため、運営費を助成しています。

名称	所在地	設置年月	歳児別定員 (R5.4 現在)			
			0歳	1歳	2歳	計
ぽけっとランド 王子	王子本町 1-1-18	平成22年4月	6	12	12	30
メリーポピンズ 赤羽ルーム	赤羽 3-22-6-1F	平成22年4月	6	10	11	27
ぽけっとランド 北赤羽	赤羽北 2-1-15-2F	平成23年4月	6	12	12	30
計	3園		18	34	35	87

(2) 家庭福祉員

保護者の就労や病気等により家庭で保育できない0歳～2歳児の保育を、北区が認定する家庭福祉員に委託しています。令和5年4月現在、1名に委託しています。

氏名	所在地	開所年月	定員（0～2歳） （R5.4現在）
安部良恵	上十条 5-41-14	平成20年10月	4
計	1名		4

8. ベビーシッター利用支援事業

（1）ベビーシッター利用支援事業（待機児童対策）

東京都が実施するベビーシッター利用支援事業を活用し、待機児童の保護者や育児休業を1年間取得後に復帰する保護者に対し、保育所等へ入所するまでの間にベビーシッター事業者を利用した際の利用料及び交通費の一部を補助しています。

（2）ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

日常生活上の突発的な事情などにより、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者やベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、ベビーシッターによる保育を利用した際の利用料の一部を補助しています。

9. 保育所地域活動事業

家庭で子育て中の保護者向け支援の一環として、情報や体験を共有するべく、区内認可保育所で交流の場や機会を設け、育児講座や育児相談、園庭開放や給食体験等、地域の特性や子育て需要に応じた様々な事業を実施しています。

10. 病児・病後児保育事業

仕事等のため家庭で保育ができない保護者に代わり、病中又は病気の回復期にある児童の保育を行っています。

（1）病児・病後児保育（施設型）

「東京北医療センター」で実施する病児・病後児保育、「キッズタウン東十条保育園」で実施する病後児保育に対し、運営費等の補助を行っています。

なお、令和3年10月より、「にじいろ保育園志茂」及び「都立駒込病院」にて病児・病後児保育を開始しました。

（2）病児・病後児保育（居宅訪問型）

民間のベビーシッター事業者等が実施する病児・病後児保育（居宅訪問型）サービスを利用した際に、その利用費用の一部を助成しています。

11. 民間保育所運営支援事業

私立保育園等を対象とした保育人材を確保するための「保育士宿舎借上げ支援事業」・「保育補助者雇上強化支援事業」、保育所の業務負担軽減を図るための「ICT化推進事業」・「翻訳機等購入補助事業」・「保育体制強化事業」等を展開し、民間保育所に対し、安定した保育を実施するための運営支援を行っています。

12. 入園相談

保護者の就労や疾病等により保育を必要とする児童の保護者から、認可保育園等への入園相談や申込を受け、入所に係る利用調整を行うとともに、保育料の算定・徴収を行っています。

13. 私立認可保育所の整備

私立保育園1園の施設の老朽化に伴う、大規模修繕に対して、補助を行います。

14. 保育所等指導検査事務

小学校就学前子どもの健全な発達に資することを目的に、区内にある特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に対して、子ども・子育て支援法に基づく指導検査を行います。

15. きらきら0年生応援プロジェクト

幼児期の教育の重要性を踏まえ、北区のすべての幼児が、等しく質の高い幼児教育を受け、家庭・地域と連携し、生活と学びの連続性を踏まえて小学校生活に滑らかに接続することを目的としています。さらに、乳幼児、児童一人ひとりが生きる力の基礎を培い、健全で心豊かに成長するための支援をしています。

(1) 交流事業

幼児が小学校生活に対して親しみと期待感をもち、小学生は自分の成長を確認し、自信や思いやりの気持ちを育む互惠性のある活動です。

具体的には、園児が小学校を訪問し、行事参加・施設見学・授業体験・交流給食・児童との交流等を実施しています。また、教員と保育士が合同研修会や話し合いを実施することで、小学校への接続がより円滑に推進できるようにしています。

(2) 研修会

区内の幼児教育施設で等しく質の高い就学前教育を実施するためには、公立・私立を問わず、職層別・経験別等の計画的研修が重要です。保育士、教員の資質・能力の向上を図るため、「3歳児担任研修会（年1回）」・「4歳児担任研修（年3回）」・「5歳児・小学校1年生担任研修（年3回）」を実施しています。

(3) コーディネーター派遣

小学校への円滑な接続と保幼小接続期教育の充実を図るため、平成24年度に「北区保幼小接続期カリキュラム」を作成しました。このカリキュラムの理解・普及、保育の充実を目的に、希望する園にコーディネーターを派遣し、区内公私立の幼児教育施設で本カリキュラムを活用した保育を推進しています。

(4) 小学校入学前子育てセミナー

平成26年度から、翌年4月に小学校就学予定の幼児がいる保護者を対象に実施しています。入学までに家庭で経験させておきたいことや入学当初の工夫、学童クラブ等の保護者が不安や疑問を抱きやすいテーマを取り上げています。

保護者が不安を解消して、期待をもって小学校生活を迎える準備ができるように支援しています。

Ⅲ 小学校・中学校

1. 区立小学校・中学校

【1】区立学校一覧

<中学校>

	所在地	設置年月日	学級数（クラス）			児童生徒数（人）		
			普通	特支	計	普通	特支	計
王子桜中	王子2-7-1	平成17年4月1日	13	2	15	478	12	490
十条富士見中	十条台1-9-33	平成20年4月1日	10		10	360		360
明桜中	王子6-3-23	平成19年4月1日	15	3	18	562	24	586
堀船中	堀船2-23-20	昭和29年4月1日	6	1	7	192	8	200
稲付中	赤羽西6-1-4	昭和22年4月1日	12	3	15	414	18	432
赤羽岩淵中	赤羽2-6-18	平成21年4月1日	16	4	20	589	28	617
桐ヶ丘中	桐ヶ丘2-6-11	平成18年4月1日	13		13	427		427
神谷中	神谷2-46-13	昭和30年4月1日	5		5	136		136
浮間中	浮間4-29-32	昭和34年4月1日	15	3	18	536	19	555
田端中	田端4-17-1	平成20年4月1日	8		8	261		261
滝野川紅葉中	滝野川5-55-8	平成21年4月1日	12	2	14	404	11	415
飛鳥中	西ヶ原3-5-12	昭和22年4月1日	8	1	9	269	5	274
総計			133	19	152	4,628	125	4,753

※1 数値は令和5年5月1日現在

※2 日本語学級4クラス（明桜中2、赤羽岩淵中2）設置

<小学校>

	所在地	設置年月日	学級数(クラス)			児童生徒数(人)		
			普通	特支	計	普通	特支	計
王子小	王子2-7-1	平成17年4月1日	24	2 (4)	30	799	10	809
王子第一小	王子5-14-18	大正5年9月1日	17	4	21	525	27	552
王子第二小	王子本町2-2-5	大正7年10月1日	12		12	291		291
王子第三小	上十条5-2-3	大正15年9月1日	12	3	15	304	24	328
王子第五小	上十条2-18-17	昭和8年4月26日	9		9	207		207
豊川小	豊島3-10-23	明治8年10月19日	15	4	19	404	31	435
堀船小	堀船2-11-9	大正11年2月25日	14		14	361		361
柳田小	豊島2-11-20	昭和28年4月1日	12		12	341		341
東十条小	東十条3-14-23	昭和31年11月1日	16		16	493		493
としま若葉小	豊島5-3-30	平成14年4月1日	12		12	381		381
十条小	中十条3-1-6	令和4年4月1日	12		12	283		283
赤羽小	赤羽1-24-6	明治9年8月12日	13	5 (5)	23	405	33	438
岩淵小	岩淵町6-6	昭和13年1月8日	8		8	208		208
なでしこ小	志茂1-34-17	平成14年4月1日	19	3	22	594	16	610
第四岩淵小	赤羽3-24-23	昭和5年9月10日	10		10	258		258
梅木小	西が丘2-21-15	昭和31年4月1日	13		13	423		423
神谷小	神谷2-30-5	昭和10年11月1日	15		15	444		444
稲田小	赤羽南2-23-24	昭和15年1月8日	12		12	326		326
桐ヶ丘郷小	桐ヶ丘1-10-23	平成14年4月1日	14	3	17	445	24	469
袋小	赤羽北2-15-3	平成14年4月1日	12		12	355		355
八幡小	赤羽台3-18-5	昭和30年4月1日	6	(4)	10	133		133
浮間小	浮間3-4-27	昭和28年4月1日	23	5	28	737	36	773
西浮間小	浮間2-7-1	昭和34年10月1日	22		22	682		682
赤羽台西小	赤羽台2-1-34	昭和37年4月1日	12		12	345		345
西が丘小	西が丘1-12-14	平成28年4月1日	13		13	349		349
滝野川小	西ヶ原1-18-10	明治23年10月18日	17	3	20	524	24	548
滝野川第二小	滝野川6-19-4	明治34年12月6日	13	4	17	348	29	377
滝野川第三小	滝野川1-12-27	大正6年3月16日	13		13	338		338
滝野川第四小	東田端2-5-23	大正9年6月23日	16		16	431		431
滝野川第五小	昭和町3-3-12	大正14年2月23日	12	2	14	308	14	322
西ヶ原小	西ヶ原4-19-21	昭和5年4月1日	15		15	427		427
谷端小	滝野川7-12-17	昭和11年4月1日	8		8	202		202
田端小	田端5-4-1	平成26年4月1日	19		19	612		612
滝野川もみじ小	滝野川3-72-1	平成29年4月1日	14		14	430		430
総計			474	38 (13)	525	13,713	268	13,981

- ※1 数値は令和5年5月1日現在
- ※2 日本語学級6クラス(王子第二小1、堀船小1、岩淵小1、袋小2、西が丘小1)設置
- ※3 特別支援学級数の()は通級学級数(ただし情緒障害は除く)
- ※4 特別支援学級について、王子小のみ自閉症・情緒障害特別支援学級、他は知的障害特別支援学級

【2】区立小学校・中学校概要

(1) 沿革

北区では国民皆教育の理念に基づき、明治6年区内最初の公立学校が上十条西音寺に荒川小学校として児童数15名をもって開校しました。その後、地域の人々の教育振興に対する熱意の高まりや、人口の増加に伴って多くの学校が開校し、昭和16年には、37校、児童数は5万人を超えるまでになりました。

しかし、第二次大戦によって区内の小学校は甚大な被害を受け、教育環境は極端に悪化し、そのまま再興されることなく閉校した学校もありました。このような戦災を乗り越え、北区の学校は復活し、増加をたどる児童数に対応して新しい学校も開校し、在籍児童数は昭和33年度に44,841人に達し、昭和51年4月には桜田小学校開校で46校となりました。しかし、少子化や生産年齢層の転出によって児童数は年々減少し、現在では34校となっています。

一方、中学校は昭和22年に「六・三制」が打ち出されたことを受け、北区では王子中学校など9校が昭和22年4月に開校しました。開校当時の校舎は整備が不十分で、学校運営に支障をきたすことがありましたが、生徒数の増加に対応した整備を行い、昭和51年4月の桜田中学校開校をもって、中学校は20校となりました。しかし、その後生徒数は小学校と同様に減少傾向が続き、現在では12校となっています。

(2) 学校の施設整備

北区の小・中学校は、昭和32年から鉄筋化に取り組み昭和44年度に完成しました。その後、学校施設の維持管理と教育内容の充実に向けた教育環境の整備を順次行っています。

主な内容は、次のとおりです。

昭和49年度～平成3年度	地区体育館併用の大規模体育館10館の建設
昭和59年度～平成19年度	校舎の大規模改造
昭和60年度～平成2年度	小学校46校に校内テレビ放送の導入
平成3年度～平成4年度	中学校20校にパソコン教室の設置
平成6年度～平成10年度	小学校44校にパソコン教室の設置
平成10年度～平成13年度	小・中学校64校にインターネット利用の導入
平成14年度～平成17年度	小・中学校校内情報ネットワーク整備事業
平成14年度～平成21年度	余裕教室等を活用した21世紀対応教室整備事業
平成19年度～平成20年度	小・中学校普通教室冷房化事業
平成21年度	学校ICT（デジタルTV・実物投影機等）環境整備事業
平成25年度～平成27年度	中学校全教室電子黒板整備事業

平成27年度～令和元年度	校内無線LAN環境の充実・タブレット型端末の導入
令和元年度～令和5年度（予定）	デジタルTV・電子黒板老朽化に伴う電子黒板機能付きプロジェクターへの入替

（３）教育内容の充実

教育指導においては、区民の信頼に応える学校教育を推進するため、教育目標を定め、学校や教職員を指導・助言しています。施策の主なものとしては、以下のとおりです。

- ①学校訪問（一般訪問、指導訪問等）
- ②研究指定校・研究指定協力校の研究推進
- ③校内研究の推進（協力校以外の学校）
- ④各種研究・研修事業
- ⑤特別委員会の委嘱 等

これらの事業を実施し、教育内容の充実と教職員の資質の向上を図っています。

また、平成18年4月から北区立小・中学校及び幼稚園で二学期制が始まりました。二学期制とは、1年間を3つの学期に分ける三学期制に対して、2つの学期に分ける制度で、子どもたち一人ひとりのよさを伸ばす教育を一層充実させることをねらいとしています。三学期制から二学期制に教育の枠組みを変えることが指導と評価の改善など学校の創意工夫を促すことにつながり、学校教育の活性化を図ることができます。

さらに、基礎的・基本的な学力の向上を図るため、小学校及び中学校に非常勤講師を配置する学力パワーアップ事業や小学校外国語活動、特別支援教育の推進など、「教育先進都市・北区」を推進するための様々な施策に取り組んでいます。

（４）その他の教育関係事業

①学校保健

学校教育を円滑に進めていくための一環として、児童・生徒には定期健康診断（心臓・腎臓検診を含む）を実施し、健康の保持・増進を図っています。特に心臓検診は小中学校1年生に加え、小学校4年生の児童に実施しており、小中学校を通じ3回の心臓検診の機会を設けています。

平成16年度から脊柱側弯症の早期発見のため、小学校5年生、中学校1年生の児童・生徒を対象にモアレ撮影検査が実施されています。

現在、児童・生徒の日々の運動量は、「やりすぎ」と「やらない」という二極化が進んでいます。それに伴い運動器系の故障、肥満や生活習慣病という問題が多く出現しております。この状況への対策を分析するため、平成28年度

より運動器検診が導入されました。

これらの健康診断や、学校医等による健康講話、日々の健康教育により、生涯を通じて健康づくりができる児童・生徒の育成を推進しています。

②学校給食

学校給食調理業務の民間委託は平成10年度から順次導入し、平成18年度に全ての小・中学校で委託が完了しました。また、東京都の栄養職員に区の会計年度任用職員（学校栄養職員）を加え、小中学校各校1名の栄養教諭または栄養職員を配置し、安全でおいしい給食づくりに努めています。また、食物アレルギーや宗教など、配慮が必要な児童・生徒に対する給食対応をしています。食物アレルギー対応としては、栄養士と調理員が協力し、専用の調理器具を使用して除去食を提供しています。また除去食は個人別の専用盆にのせ、担任に手渡す配膳方法など、学校ぐるみで安全の徹底に努めています。

衛生管理面では、腸管出血性大腸菌 O-157 による汚染が注目を集めて以来、次のように、あらためて学校給食の衛生管理の徹底に努めています。

ア 十分加熱調理したものを提供する

イ 献立内容の工夫

ウ 衛生管理のための日常点検の強化

エ 調理従事者の細菌検査を月2回、ノロウイルス検査を年6回実施

給食で出る生ごみは、環境への負荷に配慮し、資源リサイクル業者によるたい肥化を実施し、生ごみの減量化に努めています。

また、給食室に計画的に空調機を設置し、令和6年度に設置完了（改築予定校等除く）する予定です。

【3】進路別卒業生数（令和4年3月卒業生）

（1）小学校（単位：人）

			計	男	女
卒業生数			2, 113	1, 130	983
進路内訳	都内	公立中学校	1, 569	835	734
		国立中学校	8	5	3
		私立中学校	491	267	224
	都外、その他	45	23	22	

（2）中学校（単位：人）

			計	男	女
卒業生数			1, 514	781	733
進路内訳	都内	公立高等学校	795	404	391
		国立高等学校	4	4	0
		私立高等学校	602	310	292
	都外高等学校	84	44	40	
	高等専門学校	13	10	3	
	専修学校等	7	3	4	
	就職	1	1	0	
	その他	8	5	3	

※公立学校統計調査報告書より

【4】北区学校ファミリー

教育委員会は、北区立学校適正規模等審議会（第二次）答申を受け、学校と地域の新しいきずなづくりに関する方策として、平成15年6月に「北区学校ファミリー構想」を策定しました。

北区学校ファミリーとは、通学区域の重なる小学校と中学校、幼稚園・こども園により、近隣の複数校でネットワークをつくり、1校だけではできないことを複数校が協力して実践し、質の高い教育を実現していくものです。

【北区学校ファミリーのポイント】

- 一つひとつの学校の通学区域よりも広いエリアで教育の課題を考え、解決を図る。
- 広いエリアの中で、教育・子育てにあたる小・中学校やその他の機関のネットワークをつくり、課題に対応していく。
- 広いエリアの中で、学校・家庭・地域社会の連携協力体制を整備し、北区全体の地域教育力を高める。
- 就学前教育から小学校教育へ、小学校教育から中学校教育へ、子どもたちがスムーズに移行できるよう、0歳から中学校卒業までの子どもたちの「育ち」・「学び」についての連続性を図る。

平成19年度からは、「北区学校ファミリーの日」を設定し、平成23年度には、「学校ファミリーの日」を年間3日に増やし、幼・小・中合同の授業研究を実施するなど、サブファミリーの活動をさらに発展・充実させました。

平成24年度からは、全小中学校において学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育を実施しています。

平成25年度からは、年間3日（令和5年度は6月14日、9月27日、1月24日）の「北区学校ファミリーの日」を中心に、全サブファミリーで研究授業、授業交流、交流事業等を実施しています。

平成27年度からは、全てのサブファミリーが特色ある取組を実施しています。

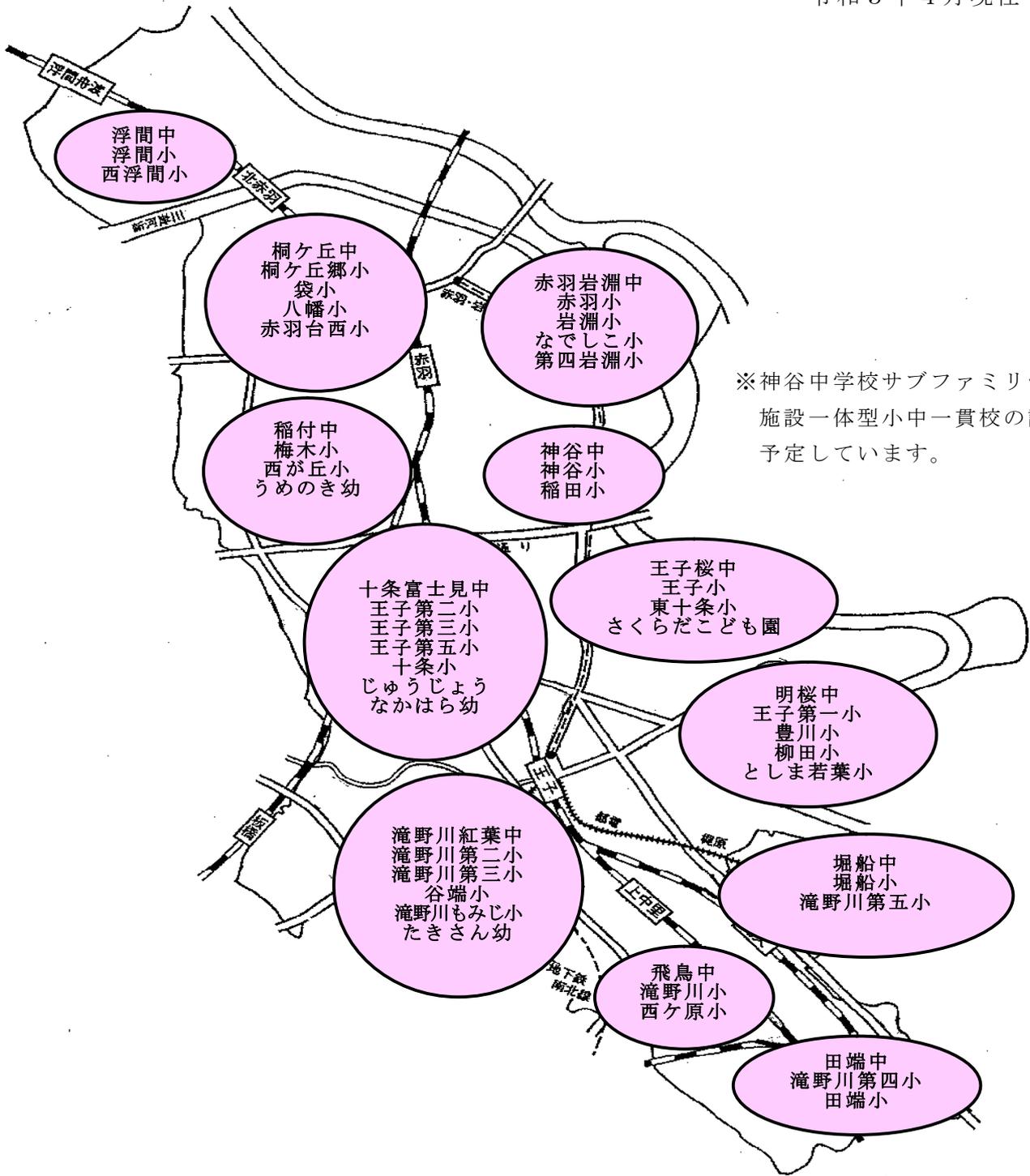
各サブファミリーにおける特色ある教育の推進

令和4年度

<p>王子桜中サブファミリー（深い学びを実現する授業デザインの探求）</p> <p>「教師がいかに教えるか」から「子どもたちがどのように学ぶか」と、授業視点の転換を図り、子ども一人一人が生涯にわたり主体的で豊かな学び手であるよう、子どもたちの学習過程での「問い」に着目して幼小中一貫教育の研究・実践に取り組んでいます。</p>
<p>十条富士見中サブファミリー（ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの実現）</p> <p>一人1台端末「きたコン」の活用を中心とした、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な実現をテーマに、授業改善に取り組んでいます。</p>
<p>明桜中サブファミリー（持続可能な社会づくりに向けた教育の推進）</p> <p>持続可能な開発目標「SDGs」に関連した課題を設定し、主体的・対話的で深い学びの授業実践に取り組みます。「SDGs」の意義や取組を児童・生徒に主体的に考えさせることで、小中一貫教育を推進していきます。</p>
<p>堀船中サブファミリー（児童・生徒のよりよい人間関係を育むための授業づくり）</p> <p>「主体的、対話的で深い学び」を目指すため、アクティブラーニングの基盤となる豊かな人間性が不可欠です。そこで、自他を大切に作る人間関係の向上をテーマとし、より良い学習集団の育成を意識して、サブファミリー共通の授業スタイルの実践や行事等での連携を目指します。</p>
<p>稲付中サブファミリー（国際理解教育）</p> <p>幼・小・中での国際理解教育を通して、広く世界を見つめ、日本人としての自覚と誇りを持ち、国際社会に主体的に貢献し、共生社会を共に生き抜いていく資質・能力を育てます。また、オリンピック・パラリンピックレガシーアワード校での取組を通し、「豊かな国際感覚」の醸成をねらいとして、スポーツを愛し、平和な社会や共生社会の実現を見据えた世界に貢献できる資質・能力を育成します。</p>
<p>赤羽岩淵中サブファミリー（学びをつなぎ生きる力を育む教育）</p> <p>小中一貫した流れの中で、つまづいている学習内容を共有することや、一人1台端末「きたコン」をはじめとしたICTを活用した深い学びを推進します。また、小中合同引き取り訓練や生活安全協議会を実施することで、保護者・地域と連携した防災教育を推進します。</p>
<p>桐ヶ丘中サブファミリー（ESD）</p> <p>「持続可能な開発のための教育（ESD）を小中学校が連携して推進し、これからの社会の変化に主体的に対応できる児童生徒の育成を図ります。また、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標（SDGs）に向けて、17のゴールに関連した学習活動を進めます。</p>
<p>神谷中サブファミリー（学び体験のコラボレーション）</p> <p>「学びの一貫性」（学習スタンダード）をもたせるとともに、体験学習に基づく援農教育は、区内唯一の特色ある教育活動であり、小・中学生の共同作業へと展開をしています。また、一貫性のある生活指導や学校行事のコラボを行い、9年間を通じて系統的に子どもを育てていきます。</p>
<p>浮間中サブファミリー（学力の定着・向上）</p> <p>「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を実践することで、学力の定着・向上を図ります。また、小中9年間で一貫した学習規律や生活習慣等の確立を進めます。授業研究以外にも、合同行事、児童・生徒理解にも研究の幅を拡げています。</p>
<p>田端中サブファミリー（主体性を磨き、生きる力を育む活動）</p> <p>小・中学校が相互に関わり9年間通してたばたの100冊（読書活動）、NIE教育、特別活動の3部門を田端中ファミリーの取組として活動します。活動を通して、子どもが主体的に学び、豊かな感性を磨き、幅広い知識を得ることを目標にします。</p>
<p>滝野川紅葉中サブファミリー（国際理解教育）</p> <p>英語や英語活動の授業を中心にコミュニケーション能力の向上を目指した授業改善を推進するとともに、東京国際フランス学園との行事や授業での交流を通して、国際理解教育を充実させます。</p>
<p>飛鳥中サブファミリー（学校図書館活用教育）</p> <p>学校図書館指導員（学校司書）を活用し、学校図書館の整備を進め、読書活動や言語活動の一層の充実を図ります。北区民としての教養の基礎を培うため、読み聞かせや読書習慣、自立した生き方を目指す読書の方法などを教育を推進します。</p>

北区サブファミリーマップ

令和5年4月現在



※神谷中学校サブファミリーでは、
施設一体型小中一貫校の設置を
予定しています。

【5】小中一貫教育

義務教育9年間を滑らかに接続させることで、中一ギャップから生じる学習意欲の低下や不登校問題等、児童生徒指導上の課題を解決するため、小中一貫教育を推進しています。

これまでの北区学校ファミリーの取組を踏まえ、小学校と中学校の校舎が離れていることを前提とし、中学校と複数の小学校を一つの単位とするサブファミリーを基本に、「学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育」に取り組み、義務教育9年間を見通した一貫性のある教育の実現を目指します。

（1）基本方針

平成20年11月に「北区小中一貫教育基本方針」を策定し、平成20年度以降、王子桜中サブファミリー、神谷中サブファミリー、田端中サブファミリー、桐ヶ丘中サブファミリーにおいて小中一貫教育モデル事業に取り組んできました。

平成24年2月には、これまでのモデル事業を踏まえて、「学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育」を作成し、今後の方向性を決めました。平成24年度からは、小中一貫教育を全校で実施しています。

（2）実施方策

全校で取り組む北区の小中一貫教育の内容を明確にするとともに、モデル実施したサブファミリーの手法・成果等を活用し、各サブファミリーの特色を生かすため、すべてのサブファミリーが実施方策を策定しています。

この実施方策には、サブファミリー運営に関する組織や「育てたい子ども像」授業研究を中心とした小中合同研修等の計画が記載されています。

（3）カリキュラム

平成25年度から、全教員に小中一貫教育カリキュラムを配布し、9年間を見通した指導の実現を図っています。

小・中学校の教科用図書採択に合わせて、小中一貫教育カリキュラムの修正を行っています。そのカリキュラムを活用し、9年間の学習指導の連続性と生活指導の系統性を確保し、区立小・中学校における一貫性のある教育を推進します。

（4）施設一体型小中一貫校の設置

北区における小中一貫校のさらなる充実と発展を図るため、目的の達成に向けて全ファミリーを牽引する推進役として、施設一体型小中一貫校の令和6年4月開校に向けて準備を進めています。

平成27年度には、「北区小中一貫校設置検討委員会」を設置、平成28年度には、「北区小中一貫校配置検討委員会」を設置し、施設一体型小中一貫校についての検討を行い、神谷中サブファミリー内に施設一体型小中一貫校を設置する報告をまとめました。その後、小中一貫校設置の基本となる考え方を明確化した設置基本方針を策定しました。

平成29年度には、「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会」を設置し、全体構想を策定するための協議を行い、「北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会報告書」をまとめました。また、同報告書を踏まえ、「北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校全体構想」を策定しました。

平成30年度は、この全体構想に基づいて建設計画を進め、基本設計に着手しました。新築計画を進めるにあたり、地域、保護者、教職員、児童福祉に関わる地域の代表の方々にご協力いただき、「新築基本設計ワークショップ」を4回開催し、施設一体型小中一貫校の整備コンセプトを検討し、「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校基本計画」をまとめました。また、学校経営検討委員会、カリキュラム検討委員会及び新築基本計画等検討委員会を設置し、施設一体型小中一貫校の推進体制を整えました。

さらに「新築基本設計ワークショップ」でのご意見をもとに新築基本計画等検討委員会で検討を行い、新校舎の「ブロックプラン（新築計画図）」をまとめました。

令和元年度は、平成30年度にとりまとめた「ブロックプラン（新築計画図）」について、一足制の採用等についての一部修正を行いました。また、神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校の校名案について、神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校「学校経営検討委員会」の検討を経て、令和元年9月の北区教育委員会において「東京都北区立都の北学園」に決定しました。

令和4年度は、「学校経営検討委員会」において、校章、校歌、学校用品、通学路及びPTA活動などの学校運営に関する事項について協議し、「カリキュラム検討委員会」では、同校のカリキュラムについて検討しました。

令和5年度は、令和6年4月の開校に向け、引き続き、学校運営に関する事項の協議や学校指定用品のデザインや仕様変更に伴う買替えに対する公費負担、神谷中サブファミリーの交流事業等の取り組みを実施していきます。

【6】区立小学校の適正配置

(1) 区立小学校の適正配置

東京都北区立学校適正配置計画に基づき、対象ブロック毎に、小学校適正配置検討協議会を設置し、小学校の適正配置に向けた協議を行い、令和4年4月の荒川小学校と十条台小学校の統合新校開設をもって、東京都北区学校適正配置計画における全てのブロックの協議が終了しました。

学校適正配置検討対象ブロックの協議期間及び計画上の学校数（令和4年4月現在）

	対象サブファミリーブロック (SFB) ・対象小学校	計画年度										計画上の 学校数		
		平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年		令和 4年	
A グループ	田端中 SFB ・滝野川第一小 ・滝野川第四小 ・滝野川第七小	協議期間		田端 小学校 開設										2
	稲付中 SFB ・清水小 ・第三岩淵小 ・梅木小	協議期間			西が丘 小学校 開設 梅木小 存置									2
B グループ	滝野川紅葉中 SFB ・滝野川第二小 ・滝野川第三小 ・滝野川第六小 ・谷端小 ・紅葉小	児童数 推計の 上、 小学校 数提示	協議期間		新校 開設 準備 協議	滝野川 もみじ 小学校 開設	滝野川第二小 滝野川第三小 谷端小 存置							3～4
	明桜中 SFB ・王子第一小 ・豊川小 ・柳田小 ・としま若葉小		協議期間	周知期間	通学区域等 協議	通学区域 変更								4
C グループ	桐ヶ丘中 SFB ・桐ヶ丘郷小 ・袋小 ・八幡小 ・赤羽台西小	児童数 推計の 上、 小学校 数提示	協議期間		学校配置協議 (終了)※									3
	十条富士見中 SFB ・王子第二小 ・王子第三小 ・王子第五小 ・荒川小 ・十条台小		協議期間				学校配置及び 統合時期等協議	新校開設 準備協議	十条 小学校 開設 王子第二小 王子第三小 王子第五小 存置					3～4

※ Cグループの桐ヶ丘中学校サブファミリーブロックは、平成29年度の東京都の推計で八幡小学校が当面存続規模を確保する見込みになったこと及びブロック内の地域開発の動向が不透明であることから協議を終了しました。今後は地域開発や児童数の動向等を注視しつつ、対応していきます。

(2) 今後の人口動向を見据えた教育環境の充実

区立学校における良好な教育環境の確保に向けて、児童・生徒数の増加や少人数学級移行に伴う普通教室の確保、放課後の居場所整備に関する児童・生徒数の将来推計を行います。

【7】コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民などで構成した学校運営協議会を設け、学校運営に関わる内容の協議や承認などを行うことで、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進する仕組みです。

（1）経過

平成17・18年度には、西ヶ原小学校を文部科学省コミュニティ・スクール推進事業調査研究校・北区教育委員会研究協力校に指定し、「地域参画による学校づくり」についての研究を進めました。また、平成18年11月の教育委員会にて「東京都北区学校運営協議会規則」を制定し、規定を整備しました。平成19年度からは西ヶ原小学校、平成26年度からは赤羽台西小学校、平成27年度からは田端小学校、平成30年度からは西が丘小学校、令和3年度からは王子第五小学校が学校運営協議会を置くコミュニティ・スクールになっています。

（2）事業概要

① 西ヶ原小学校

地域に居住する名人から優れた技（わざ）を直接学ぶ「技（わざ）科活動」の実施や「学校図書館ボランティア」を創設するなど、学校・保護者・地域住民が共生・共有・協働して、特色のある学校づくりを推進しています。

② 赤羽台西小学校

学校運営協議会を「活動支援、心の教育、安全・安心」の3つの分科会で構成し、「私のふるさとは赤西小」と思える学校づくりを目指しています。

③ 田端小学校

「帰りたい家・行きたい学校・温もりある町 田端」を合言葉に、地域に生き、地域を支える人づくりを目指しています。

④ 西が丘小学校

「～笑顔★夢～」をテーマに学校・地域・保護者・関係機関が連携・相互理解しながら学校づくりを推進しています。

⑤ 王子第五小学校

「十条のまちを愛し、誇りとする心を」をテーマに学校運営協議会が核となり、地域・保護者とともに子どもたちが十条の街を愛し、誇りとする「心のふるさとおうご」を目指しています。

2. 学校施設

【1】学校施設の長寿命化の推進

(1) 学校施設の長寿命化

北区の区立小・中学校の多くは、昭和30年代半ばから昭和40年代半ばに集中的に整備され、施設の更新を検討する時期を迎えています。

北区では、平成26年3月に「北区立小・中学校改築改修計画」を策定し、12校の学校改築が完了しました。(令和2年3月現在)

しかし、多くの学校が事業未着手となっており、今後、更なる計画的な整備が求められることから、「長く使いこなす＝施設の長寿命化」の考え方を取り入れた「北区立小・中学校長寿命化計画」を令和2年3月に策定しました。

今後の学校施設は、本計画に基づき、目標使用年数を、改築校は100年、既存校は80年以上と設定し、従前の学校改築ペースを着実に実施しながら、既存校については、耐久性・機能性の向上を図るとともに、教育環境の向上等を目指す「リノベーション(長寿命化改修)」を主体に実施することで、計画的、安定的な学校施設の整備を推進していきます。

(2) これまでの改築実績

① 王子小学校・王子桜中学校

平成17年4月に統合し誕生した王子小学校・王子桜中学校校舎を、旧王子小学校・旧王子中学校の敷地に建設し、平成21年4月に開設しました。

② 西浮間小学校

浮間地区の児童数の増加に伴い教室数が不足し、施設の狭小化が進んだため、浮間少年運動広場・浮間二丁目遊び場へ校舎を移転・建設し、平成21年4月に開設しました。

③ 桐ヶ丘中学校

平成18年4月に統合し誕生した桐ヶ丘中学校校舎を、旧北中学校の敷地に建設し、平成22年4月に開設しました。

④ 明桜中学校

平成19年4月に統合し誕生した明桜中学校校舎を、旧豊島中学校の敷地に建設し、平成23年4月に開設しました。

⑤ 十条富士見中学校

平成20年4月に統合し誕生した十条富士見中学校校舎を、旧十条中学校の敷地に建設し、平成24年4月に開設しました。

⑥ 滝野川紅葉中学校

平成21年4月に統合し誕生した滝野川紅葉中学校校舎を、旧紅葉中学校の敷地に建設し、平成25年9月に開設しました。

⑦ 赤羽岩淵中学校

平成21年4月に統合し誕生した赤羽岩淵中学校校舎を、旧岩淵中学校の敷地に建設し、平成26年4月に開設しました。

⑧ なでしこ小学校

なでしこ小学校の新校舎を、志茂地域振興室・志茂ふれあい館を併設した複合施設として現在地に建設し、平成30年4月に開設しました。

⑨ 稲付中学校

稲付中学校の新校舎を現在地に建設し、平成31年4月に開設しました。

⑩ 田端中学校

平成20年4月に統合し誕生した田端中学校の新校舎を旧滝野川第七小学校の敷地に建設し、平成31年4月に開設しました。

⑪ 浮間中学校

浮間中学校の新校舎を現在地に建設し、令和2年4月に開設しました。

⑫ 王子第一小学校

王子第一小学校の新校舎を現在地に建設し、令和3年9月に開設しました。

⑬ 西が丘小学校

西が丘小学校の新校舎を旧第三岩淵小学校の敷地に建設し、令和5年4月に開設しました。

(3) 現在の改築計画

① (仮称) 都の北学園 (神谷中学校、稲田小学校、神谷小学校)

北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校を、現在の神谷小学校、神谷中学校、神谷公園、神谷体育館の敷地を活用して建設し、令和6年4月に開校予定です。

② 堀船中学校

堀船中学校の新校舎を現在地に建設し、令和9年4月に開設予定です。

③ 赤羽台西小学校

赤羽台西小学校の新校舎を現在地に建設し、令和9年9月に開設予定です。

④ 十条小学校

十条小学校の新校舎を旧十条台小学校の敷地に建設し、令和11年度の開設を目指します。

(4) 飛鳥中学校リノベーションモデル事業

長寿命化のモデルケースとして、飛鳥中学校のリノベーションモデル事業を実施し、令和4年4月に開設しました。

(5) リノベーション事業の本格実施

学校の長寿命化にあたっては、将来にわたって長く使い続けるため、耐久性の向上や物理的な不具合を直すのみではなく、建物の機能や性能を現在の学校が求められる水準まで引き上げる、長寿命化を目的とした大規模な改修工事を「リノベーション(長寿命化改修)」として位置づけ、これを主体として実施します。

- ① 滝野川第四小学校 リノベーション工事(3年目)
- ② 谷端小学校 リノベーション設計(2年目)、工事(増築2年目、リノベーション工事1年目)
- ③ 豊川小学校 リノベーション設計(1年目)

【改築事業年度別実施計画(令和5年6月現在)】

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
①(仮称)都の北学園	改築工事完成	開校(予定) 既存校舎解体 グラウンド整備工事	グラウンド整備工事完了		
②堀船中	基本設計 実施設計	実施設計 改築工事	改築工事	改築工事完成	開設(予定)
③赤羽台西小	基本設計	実施設計	改築工事	改築工事	改築工事完成 開設(予定) 校庭改修工事
④十条小	がけ地施工検討	令和11年度の開設を目指す			

【リノベーション事業年度別実施計画（令和5年6月現在）】

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
①滝野川第四小	改修工事	改修工事完了			
②谷端小	設計 改修工事	改修工事	改修工事完了		
③豊川小	設計	改修工事	改修工事	改修工事完了	

【2】学校施設整備事業

児童・生徒がよりよい環境の下で安全で快適な学校生活を送れるように、学校施設の整備・充実に努めています。

（1）校舎等の維持修繕

毎年、区立小・中学校、幼稚園、認定こども園からの「学校施設現況調査報告」を受け、実地調査を行い、必要に応じて改修・修繕を行っています。また、法令等により義務化された各種保守点検等を行い、施設の維持管理を継続して行っています。

（2）学校施設の耐震対策

①校舎・体育館の耐震補強工事

区立小・中学校の耐震補強工事は平成24年度までに全校実施済みです。

②天井材等非構造部材の落下防止対策

平成24、25年度の2か年で、災害時に避難所となる体育館の安全を確保するため、天井材等非構造部材の落下防止対策を加速度的に実施し、平成27年度に滝野川紅葉中学校の体育館改修工事を行い完了しました。

（3）35人学級の段階的導入及び児童数増への対応

①諸室転用による対応

35人学級の段階的導入を踏まえ、普通教室の不足が見込まれる学校について、多目的室、ランチルーム、生活科室等の転用可能諸室を普通教室として使用するための整備をします。

②増築校舎整備による対応

諸室転用では普通教室の確保が困難な学校について、増築校舎を整備し、教育環境の確保を図ります。

(4) トイレの洋式化

平成26年度から3か年で全区立小中学校の便器の洋式化（全体の50%以上）を整備しました。

平成29年度からは更なる洋式化の向上を図り、令和2年度までに全体の80%以上を目標として整備しました。

(5) 特別教室空調機設置

小学校の特別教室で冷房設備が未整備の教室について、計画的に冷房化を進めています。

平成29年度から3か年で理科室に空調機を整備し、令和2年度までに家庭科室に空調機を整備しました。

(6) 体育館空調機設置

児童・生徒等の健康を守るとともに防災拠点の機能充実を図るため、平成30年度に滝野川第二小学校、堀船小学校、浮間小学校に設置し、令和元年度から2か年計画で、すべての区立小・中学校体育館に空調機を設置しました。

(7) ブロック塀等の安全対策

平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、区立小・中学校及び幼稚園、認定こども園のブロック塀等の緊急点検を実施し、建築基準法施行令に適合していないブロック塀のうち緊急性の高いものについては、平成30年度に対策工事を行い、緊急性の低いものについては、令和2年度までに対策工事を完了しました。

【3】G I G Aスクール構想の推進(区立学校等 I C Tの推進)

人工知能(AI)やビッグデータ等の先端技術が高度化しあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society 5.0 時代が到来しつつある中で、社会の在り方が劇的に変わる状況が生じつつあります。そのような中で多様な人材を育てるため、一人1台端末、高速通信環境の整備、多機能なソフトウェアの導入等、I C T環境の充実を図りました。

今後も、プロジェクターやネットワーク機器の更新に合わせ、充実した I C T環境を整備していきます。

主な内容は、次のとおりです。

(1) I C T環境の整備

I C T機器（一人1台端末・電子黒板機能付きプロジェクター等）及び校内高速通信ネットワーク等、G I G Aスクール構想の推進に必要な I C T環境の整備を行っています。

主な内容は、次のとおりです。

平成3年度～平成4年度	中学校20校にパソコン教室の設置
平成6年度～平成10年度	小学校44校にパソコン教室の設置
平成10年度～平成13年度	小・中学校64校にインターネット利用の導入
平成14年度～平成17年度	小・中学校校内情報ネットワーク整備事業
平成21年度	学校ICT（デジタルTV・実物投影機等） 環境整備事業
平成25年度～平成27年度	中学校全教室電子黒板整備事業
平成27年度～令和元年度	校内無線LAN環境の充実 タブレット型端末の導入
令和元年度～令和5年度 （予定）	デジタルTV・電子黒板老朽化に伴う電子黒板 機能付きプロジェクターへの入替
令和2年度	GIGAスクール構想の実現に向け児童・生徒 に一人1台の学習用端末を整備（令和3年度より 活用開始）
令和3年度	ネットワーク機器の貸借期間満了に伴い、小・ 中学校13校に校内LAN環境を整備
令和4年度	ネットワーク機器の貸借期間満了に伴い、小・ 中学校5校に校内LAN環境を整備
令和5年度（予定）	ネットワーク機器の貸借期間満了に伴い、小学 校7校に校内LAN環境を整備

（2）一人1台の学習用端末（通称「きたコン」）

①導入目的

国の「GIGAスクール構想」推進のため。

区立小・中学校の全児童・生徒に一人1台の学習用端末を貸与することにより、ICT（情報通信技術）を活用した教育の推進を図り、児童・生徒の情報活用能力を育成する。

②概要

これまでの対面指導による教育実践に学習用端末を用いた授業を組み込んで、教育のハイブリット化を実践する。また、学習用端末を家庭に持ち帰り、オンラインドリル教材や動画学習教材を用いて家庭学習を行うこともできる。

③導入経過

令和2年度	令和3年度に向けたICT環境の構築。
令和3年度	区立小・中学校に在籍する全児童・生徒が、学校での授業及び家庭学習に活用を開始。

(3) 校務支援システム

①導入目的

教職員の校務に関する負担の軽減を図ることにより、教職員が児童・生徒に向き合う時間を増やすとともに、指導教材の研究・活用を進め、学習指導や生活指導を充実させるため。

②システムの概要

児童・生徒の学籍情報に基づき、成績処理から通知表・指導要録を一貫して作成する。また、児童・生徒の保健管理を行う。

③システムの導入経過

平成24年度	学籍情報に基づき成績処理、通知表や指導要録の作成などを一貫して行う「校務支援システム」を導入。
平成30年度	平成24年度に導入した「校務支援システム」のメーカーサポート終了及び学習指導要領の改訂に伴い、新「校務支援システム」の運用を開始。

(4) 学校連絡メール配信システム

①導入目的

児童・生徒が安全・安心で快適な学校生活を送れるよう、学校から保護者に向けた情報の即時配信、また教職員間の緊急連絡や情報共有手段を確保するため。

②システムの概要

全ての区立小・中学校、区立幼稚園及び区立認定こども園がWeb上からアクセスし、登録された保護者や教職員に向けて情報を即時配信する。また、教育委員会から、登録された保護者や教職員に向けて情報を即時配信することもできる。

配信先	保護者の携帯電話・パソコン、教職員の携帯電話・パソコン
配信内容	危機管理や学校運営に関する情報、行事に関する情報（行事日程の変更等）、学校長・園長が情報共有のため配信すべきと認めた内容等
登録者	利用規約に同意した児童・生徒・園児の保護者、利用規約に同意した教職員
配信時間	午前5時～午後10時（緊急時を除く）

③システムの導入経過

平成18年度	区立小・中学校4校に先行導入。
平成19年度	全ての区立小・中学校に導入。
平成27年度	システムリニューアルを実施。区立幼稚園にも導入。
平成28年1月	システム内に職員向けメールを導入。区立全校園の教職員への緊急連絡及び情報共有が可能となる。

3. 教育指導

【1】研究・研修活動

(1) 研究指定校

北区の重要な教育課題について、日常の教育活動を通して解明を図るために、研究校を指定し、その活動を支援するとともに、その研究成果を公表して北区学校教育の充実・向上に役立てています。

(2) 研究協力校

北区の教育指導上の諸問題について、学校の協力を得て実践活動を通してこれを研究するとともに、その研究成果を公表して北区学校教育の充実・向上に役立てています。

研究指定校及び研究協力校等一覧

学 校 名	研究期間
ア 北区教育委員会研究指定校	
神谷中学校（全教科・領域） ※SF単位で実施（神谷小学校・稲田小学校）	令和3～5年度
王子第一小学校（全教科・領域）	令和5～7年度
イ 北区教育委員会研究協力校	
滝野川小学校（全教科・領域）	令和4～5年度
西ヶ原小学校（国語科・社会科・生活科）	令和4～5年度
明桜中学校（全教科・領域）	令和4～5年度
王子第二小学校（体育科）	令和5～6年度
王子第三小学校（全教科・領域）	令和5～6年度
堀船小学校（学校安全教育）	令和5～6年度
ウ 国立教育政策研究所教育課程実践検証協力校	
王子第五小学校、十条小学校、谷端小学校	
エ 東京都教育委員会・連携型中高一貫教育校（都立芝商業高等学校）	
十条富士見中学校・飛鳥中学校	
オ 東京都教育委員会・学力格差解消推進校	
としま若葉小学校	
カ 東京都教育委員会・授業改善推進拠点校	
王子第五小学校	令和3～5年度
キ 東京都教育委員会・体育健康教育推進校	
滝野川第五小学校	令和4～5年度
桐ヶ丘中学校	令和5～6年度
ケ 東京都教育委員会・「性教育の授業」実施校	
十条富士見中学校	

(3) 校内研究・研修

研究指定校・協力校を除くすべての幼稚園・認定こども園・小学校・中学校においても、各教科・領域及び多様な教育課題に関する研究主題を設定して校内研究・研修を行い、教員の資質向上、教育の充実に役立てています。

(4) 研修会

幼稚園・認定こども園及び小・中学校の教職員を対象に各種の研修会を開催して、その資質の向上に努めるとともに、区内の教育課題の解決を図り、その成果を区内幼稚園・認定こども園及び小・中学校の教育指導の充実・発展に役立てています。

(5) 教育アドバイザー

全区立中学校において数学専科の教員への巡回指導等を実施し、各学校での授業改善を図り、授業力向上を推進しています。

【2】安全教育・環境教育

(1) 交通安全

- ① 交通安全に関する北区立小・中学校相互の情報交換及び研究協議
 - ② 交通安全指導に関する資料の提供と利用の指導
 - ③ 学級活動及び学校行事等における交通安全指導等に対する指導・助言
- ※教育課程編成の際、各学校は毎月安全指導日を設定し、指導を行っています。

(2) 防災教育

- ① 学校防災に関する北区立幼稚園・認定こども園・小・中学校相互の情報交換及び研究協議
 - ② 学校防災に関する資料の作成と活用の指導
 - ③ 避難訓練及び学校防災に関する研究会等に対する指導・助言
- ※教育課程編成の際、各学校は毎月、幼児・児童・生徒の避難訓練の計画を設定し、指導を行っています。

(3) 生活安全

- ① 生活安全に関する情報の提供と指導
- ② 教職員の危機管理対応能力を高めるための研修会等での指導・助言

(4) 環境教育

- ① 環境保全・美化や公害防止に関する北区立小・中学校相互の情報交換及び研究協議
- ② 環境保全・美化や公害防止に関する資料の提供と利用の指導
- ③ 環境保全・美化や公害防止に関する研究あるいは実践に対する指導・助言

【3】情報教育・ICT活用授業（GIGAスクール構想の推進）

GIGAスクール構想を推進するために整備した「一人1台端末」と校内高速大容量通信環境を活用し、これまでの対面教育に加え、デジタル素材を組み込んだハイブリッド教育の実践を進め、さらなる教育の質の向上を図っています。

さらに、きたコン活用ガイドブックを作成し職員のICT活用に関する指導力の向上に努めています。

（1）ICT活用研修の実施

夏季休業日中に、職員を対象としたICT活用研修を実施し、ICTを活用した授業の推進等について理解を深めています。さらに令和5年度からは、情報セキュリティ研修も実施します。

令和4年度	GoogleWorkSpace、スクールタクト、ロイロノート、情報モラル、まなびポケット等
令和5年度（予定）	GoogleWorkSpace スクールタクト、ロイロノート、情報モラル、プログラミング教育

（2）プログラミング教材の貸出

児童の論理的思考力の育成、創造性や問題解決能力向上のため、区立小学校に対し、プログラミング教材（True True、Ozobot）の貸出を行っています。

令和4年度は7校に対して貸出を行いました。

（3）教育情報化推進員の訪問指導

教員のICT活用指導力の向上を図るため、教育情報化推進員2名を配置し、小・中学校の授業観察及び教員への巡回指導を行っています。また、指導主事と連携しICT環境をより効果的に活用した指導計画を作成します。

令和4年度は、93回の訪問を実施しました。

（4）ICT支援員の派遣（各校月4回）

ICTを活用した教育の質をさらに向上させるため、ICT支援員による学校訪問を実施しています。ICT支援員は、主に一人1台端末等ICT機器を活用した授業支援や、必要に応じて校内において研修も実施します。

（5）情報活用能力の育成

ICT機器活用促進に伴って、情報に触れる機会が増えることからコミュニケーションも多様化しています。社会も急速に情報化が進展していることにより、児童・生徒が情報を適切に効果的に活用できるよう情報モラル教育を含む情報活用能力の育成に取り組みます。

【４】教科書センター

（１）目的

教科書センターは、学校の教員や区民の教科書研究のために設置している教科書の常設展示場です。

【所在地】

北区滝野川 2-5-2-10 滝野川分庁舎 3階

【電話】

3908-9287

（２）教科書展示会

教科書展示会は、東京都教育委員会が、「教科書の発行に関する臨時措置法第5条」に基づき、教員、教育関係者はもとより、保護者等広く都民に教科書を公開することを目的として、毎年度14日間、都内35か所の教科書センター及び臨時展示会場にて開催しているものです。

また、教科書の採択替えの年度は、法定展示会に先立って、10日間の特別展示会を開催します。

令和5年度は、令和6年度から使用する小学校及び義務教育学校（前期課程）の教科書採択に向けて、教科書の展示を行います。

(3) 令和5年度使用教科書一覧

(小 学 校)

(中 学 校)

教科	書名	発行者	教科	書名	発行者
国語	国語	光村	国語	国語	光村
書写	新しい書写	東書	書写	中学書写	光村
社会 社会	新しい社会	東書	社会 地理	社会科 中学生の地理	帝国
社会 地図	楽しく学ぶ 小学生の地図帳	帝国	社会 歴史	新しい社会 歴史	東書
算数	新しい算数	東書	社会 公民	中学社会 公民 ともに生きる	教出
理科	たのしい理科	大日本	社会 地図	中学校社会科地図	帝国
生活	せいかつ	教出	数学	新しい数学	東書
音楽	小学生の音楽	教芸	理科	未来へひろがるサイエンス	啓林館
図工	図画工作	日文	音楽 一般	中学生の音楽	教芸
家庭	小学校 わたしたちの家庭科	開隆堂	音楽 器楽	中学生の器楽	教芸
保健	新しい保健	東書	美術	美術1 美術との出会い 美術2・3上 学びの実感と 広がり 美術2・3下 学びの探求と 未来	日文
外国語 英語	NEW HORIZON Elementary	東書	保健 体育	最新 中学校保健体育	大修館
道徳	新訂 新しい道徳	東書	技術・家 庭 技術	新しい技術・家庭 技術分野	東書
			技術・家 庭 家庭	技術・家庭 家庭分野	開隆堂
			外国語 英語	NEW HORIZON	東書
			道徳	中学道徳 きみが いちばん ひ かるとき	光村

【5】国際理解教育推進事業

（1）趣 旨

国際化が一層進展する中、次世代を生きる日本人を育成するために、学校教育においては、諸外国の人々の生活や文化を理解し尊重するとともに、わが国の文化と伝統を大切にす態度を育成する国際理解教育の充実を図っています。

（2）主な事業内容

- ① 中学生の海外交流事業の推進
- ② 小学校の外国語活動及び外国語科の充実に関する諸事業
- ③ 小・中学校での外国語指導助手（ALT）配置によるコミュニケーション能力の育成に関する事業

（3）北区立中学校生徒海外交流事業

① 目 的

米国カリフォルニア州ウォルナットクリーク市セブンヒルズスクールとの相互交流を通じて、互いの国の生活、自然や文化、風俗や習慣に触れ、中学校の国際親善、国際理解に役立てます。

② 交流内容

学校体験入学、現地生徒と交流、関係機関表敬訪問、ホームステイ等

③ 令和5年度の派遣・受入予定について

- | | | |
|-----------|------------------|------------|
| 【派遣】ア 対 象 | 北区立中学校生徒40名 | 引率教員6名 |
| イ 期 間 | 令和5年11月7日（火） | ～11月17日（金） |
| 【受入】ア 対 象 | セブンヒルズスクール 生徒40名 | 引率教員5名 |
| イ 期 間 | 令和6年2月10日（土） | ～2月17日（土） |

【6】いじめゼロに向けた取組の強化

（1）目 的

区立小・中学校のすべての児童・生徒が笑顔で学校生活を送れるように、いじめ等のない学級づくりを支援するとともに、教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関が連携して、『いじめゼロ』に向けた対策を強化しています。

（2）事業概要

① 北区いじめ相談ミニレター

平成18年度から毎年、「北区いじめ相談ミニレター」を全児童・生徒に配付しています。いじめ問題対応のスクールカウンセラーがはじめに相談を受け、対応につなげています。

② 教職員等に対する研修

- ・教職員・保護者等を対象としたいじめ問題対応研修を実施しています。
- ・「いじめ対応」校内研修を区立小中学校の全校で実施しています。

- ③ 北区人権教育推進だよりの配付
北区人権教育推進だよりを北区のすべての教職員に配付し、いじめ問題の解決に向けた学校の組織的な対応の徹底について周知を図っています。
- ④ WEBQU（楽しい学校生活を送るためのアンケート）の実施
学校生活での満足度と意欲、学級集団の状況を確認するために年2回実施し、各教員等がよりよい学級集団づくりに活用しています。
- ⑤ 東京都北区いじめ防止条例
平成27年4月1日に条例を制定し、いじめ防止等のための対策を推進しています。
- 【東京都北区いじめ防止基本方針】
区、学校、区民等がそれぞれの立場で役割を果たしながら、連携していじめの防止等に取り組んでいくために、いじめの防止等についての基本理念や区及び学校等の責務、体制整備など施策の基本となる事項を示しています。
- 【東京都北区いじめ問題対策連絡協議会】
いじめ防止対策推進法に基づき設置し、学校、区教育委員会、児童相談所、警察その他関係機関等と連携を図ります。年1回定例会を開催します。
- 【東京都北区いじめ問題対策委員会】
いじめ防止対策推進法に基づき設置し、学識経験を有する者及び法律・心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者等で構成します。必要に応じ開催します。

【7】グローバル人材育成プロジェクト

（1）目的

グローバル化が加速する中、豊かな語学力、コミュニケーション能力、広い視野、異文化理解力、日本人としてのアイデンティティ、論理的思考力等を身に付けるとともに、将来様々な分野で活躍できるグローバル人材を育成します。

（2）主な事業内容

① 英語が使える北区人事業

小・中学校へ外国人の外国語指導助手（ALT）を配置し、児童・生徒の英語に触れる機会を積極的に増やすとともに、児童・生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成するなど、外国語教育・国際理解教育の推進を図っています。

小学校 1年生から6年生までのすべての外国語活動・外国語科の時間にALTを配置しています。

（1～2年生：年20時間、3～6年生：年35時間）

中学校 「聞く・話す」を中心とした実践的コミュニケーション能力の育成を図るために、英語の授業にALTを配置しています。

(1、2年生：年間35時間、3年生：年間25時間)

高い専門性を有する外国語教育アドバイザーがチームを編成し、全小・中学校を巡回し、指導・助言を行っています。また、授業観察に基づく具体的なアドバイスや研修等を行い、小学校から中学校への外国語教育の円滑な接続と外国語教育の質の向上を目指しています。

《ALT配置事業の実績》

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	2,574日	2,618日	2,937日
中学校	5,362時間	5,839時間	5,020時間
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	2,812日	3,362日	3,433日
中学校	4,833時間	5,179時間	5,777時間



② 検定料補助事業（英検・漢検・数検）

北区立小・中学校へ通う児童・生徒を対象に、各種検定（英検・漢検・数検）の検定料を全額公費負担します。検定料を支援することで、明確な目標に向けた学習を促進します。

英語検定	中学校3年生
	中学校2年生
	中学校1年生
	小学校6年生
漢字検定	中学校3年生
	小学校6年生
数学検定	中学校2年生

③ 新聞大好きプロジェクト

各小・中学校において、児童・生徒を新聞に親しませ社会の出来事やしくみに興味・関心をもたせるとともに、新聞を活用した授業を通して、思考力・判断力・表現力の育成を図ります。毎年、区内小・中学生を対象に「比べて読もう新聞コンクール」を実施しています。

【8】学力パワーアップ事業

基礎的・基本的な学力の向上を図るため、小学校及び中学校に講師（会計年度任用職員）を配置し、児童・生徒一人ひとりの個性に応じた、よりきめ細やかな指導を行います。

小学校低学年においては、学習習慣を身に付け、安定した学校生活を送ることを目指し、小学校中・高学年は、学習のつまずきをなくし、基礎的・基本的な学力の定着と向上を目指しています。

中学校においては、基礎・基本の確実な定着と、自ら学び自ら考える力の育成及び発展的な学習の充実を図ります。

また、学級経営全般を補助し、学級等の集団の安定に資することにより、児童・生徒の学校生活の改善を図るため、希望校へ学級経営支援員を配置しています。

（1）講師配置数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	120人 (38人)	109人 (34人)	110人 (33人)	111人 (33人)	112人 (32人)
中学校	25人 (9人)	24人 (9人)	24人 (10人)	24人 (9人)	25人 (11人)

(各年度4月1日現在・（ ）内はそのうち学級経営支援員の数)

（2）経緯

平成14・15年度 パイロットスクールで実施
平成16・17年度 小学校1・4年生の30人を超える学級に配置
平成18年度 上記小学校及び中学校に配置
平成20年度 全小・中学校に配置
平成24年度 学級経営支援員（仮称）を配置
平成26年度～ 学級経営支援員を正式実施

【9】学力フォローアップ教室

小学校3年生以上を対象に、週1回程度、放課後に外部指導者による補習教室を全校で行っています。

【10】教科担任制推進事業

小学校における特定の教科について、専門性の高い教科指導を行う「教科担任制」を導入し、教育の質を向上します。

令和5年度は、神谷小学校及び稲田小学校に「専科指導講師（区費会計年度任用講師）」を配置し、教科担任制をモデル実施します。配置教科は「理科」と「社会」とし、各校の第5・6学年の教科指導を行います。

【11】魅力ある学校図書館づくり事業

児童・生徒が、図書（読書活動）をより身近に感じ、意欲的に調べ学習ができるよう、学校図書の整備を充実し、より魅力ある学校図書館づくりを推進します。

- ① 学校図書館の主役である図書資料の充実を図っています。
- ② 本の魅力を伝えるために、地域ボランティアの協力を得て読み聞かせなどを行っています。
- ③ 読書講演会や、教員及びボランティア向けの研修会等を実施しています。
- ④ 各校で稼働する学校図書館システムのデータを活用し、有用な情報の収集、活用を行っていきます。

平成26年度	飛鳥中学校サブファミリーで週1日学校図書館指導員配置
平成27年度	飛鳥中学校サブファミリーで週3日学校図書館指導員配置
平成28年度	飛鳥中学校サブファミリーで週3日学校図書館指導員配置 十条富士見中学校サブファミリー、桐ヶ丘中学校サブファミリーで週2日学校図書館指導員配置
平成30年度	北区立全小・中学校で週1日図書館指導員配置 (飛鳥中学校サブファミリーは週3日、十条富士見中学校サブファミリー、桐ヶ丘中学校サブファミリーは週2日学校図書館指導員配置)
令和2年度	北区立全小・中学校で週2日図書館指導員配置 (飛鳥中学校サブファミリーは週3日)
令和4年度	学校図書館システムを更新

【12】理科大好きプロジェクト

(1) 理科実験支援事業（お茶の水女子大学連携事業）

子どもたちの理科に対する興味・関心を高めるとともに、実験等を通じて理科の面白さや楽しさを実感できる機会を提供するため、相互協力協定を締結しているお茶の水女子大学との連携により、小・中学校の理科授業での実験支援を実施しています。小・中学校の要請に基づいて大学講師が各校に出向き、年間約100授業時間（2授業時間×50回）実施します。

(2) 理科支援員配置

理科が得意な人材を小・中学校理科授業に活用し、理科教育の活性化を図るとともに指導の一層の充実を図ります。

(3) 「理科教育アドバイザー」の配置

理科教育アドバイザーが全小・中学校を巡回し、教員へ指導・助言します。教員の指導力向上を目指すとともに、理科教育をより一層推進します。

4. 特別支援教育・教育相談・日本語学級

【1】特別支援教育

(1) 北区の特別支援教育の指導方針

北区では、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育や指導を進めていきます。

- ① 発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の理解を一層深め、学校、学年、学級経営における指導のあり方を工夫します。
- ② 児童・生徒一人ひとりの障害に応じた特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）、通級指導学級（言語障害、難聴等）の運営を行い、指導の充実を図ります。
- ③ 特別支援教育に対する深い理解のもとに、通常の学級ならびに関係諸機関との協力・連携を密にし、適切な就学支援を進めるとともに、指導の効果を高めます。
- ④ 長期的、計画的に進路指導を行い、関係機関との連携のもと、卒業生の社会適応を図ります。
- ⑤ 特別支援教育に関する各種研究・研修会を設けて、指導内容・方法の充実を図ります。

(2) 北区の特別支援教育の現状

特別支援学級設置校及び学級数・児童・生徒数の変化（各年度5月1日現在）

種別	番号	設置校名	令和4年度			令和5年度		
			学級数	児童・生徒数	教員数	学級数	児童・生徒数	教員数
知的障害 (固定)	1	王子第一小	4	26	5	4	27	5
	2	王子第三小	3	22	4	3	24	4
	3	豊川小	4	26	5	4	31	5
	4	赤羽小	4	28	5	5	33	6
	5	なでしこ小	2	16	3	3	16	4
	6	桐ヶ丘郷小	3	18	4	3	24	4
	7	浮間小	5	34	6	5	36	6
	8	滝野川小	3	24	4	3	24	4
	9	滝野川第二小	4	25	5	4	29	5
	10	滝野川第五小	2	11	3	2	14	3
	11	明桜中	4	28	6	3	24	4
	12	堀船中	1	7	2	1	8	2
	13	稲付中	3	23	4	3	18	4
	14	赤羽岩淵中	3	23	4	4	28	6

	15	浮間中	3	2 2	4	3	1 9	4
	16	滝野川紅葉中	3	1 9	4	2	1 1	3
	17	飛鳥中				1	5	2
自閉症 情緒障害 (固定)	18	王子小	2	1 0	3	2	1 0	3
	19	王子桜中	2	1 0	3	2	1 2	3
計		1 9 校	5 5	3 7 2	7 4	5 7	3 9 3	7 7
難聴 (通級)	20	王子小	1	3	1	1	3	1
	21	赤羽小	1	5	2	1	5	2
言語 障害 (通級)	22	王子小	3	5 4	4	3	4 6	4
	23	赤羽小	4	7 1	5	4	7 4	5
	24	八幡小	4	7 0	5	4	7 4	5
情緒障害等 巡回 拠点	25	王子小	—	1 0 8	9	—	1 1 2	9
	26	王子第五小	—	8 4	8	—	7 4	6
	27	堀船小	—	4 2	4	—	5 0	4
	28	柳田小	—	6 8	6	—	8 5	7
	29	なでしこ小	—	5 6	5	—	6 8	6
	30	八幡小	—	5 3	5	—	5 7	5
	31	西浮間小	—	3 8	4	—	5 3	5
	32	西が丘小	—	6 1	5	—	6 6	5
	33	滝野川小	—	5 9	5	—	5 7	5
	34	滝野川第三小	—	4 5	4	—	4 8	4
	35	王子桜中	—	5 2	5	—	4 6	4
	36	桐ヶ丘中	—	7 5	7	—	4 7	4
	37	田端中	—	4 4	4	—	5 5	5
計		1 8 校	1 3	9 8 8	8 8	1 3	1, 0 2 0	8 6
合 計			6 8	1, 3 6 0	1 6 2	7 0	1, 4 1 3	1 6 3

(3) 知的障害特別支援学級（固定学級）

知的障害のある児童・生徒が地域社会の中で自立して生活を送れるよう、必要な知識・技能・態度及び生活習慣を養い、自分で考える力や豊かな心を育てるために体験を大切にしながらきめ細かな指導を行っていくことをねらいとしています。「生活単元学習」や「自立活動」、「通常の学級との交流及び共同学習」の教科を通じて、実生活に役立つ能力の伸長を目指しています。

(4) 自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）

自閉症またはそれに類する障害のある児童・生徒が他人との意思疎通や対人関係を築いていくこと、学校での集団生活での困難さなどに対して、個々の特性や能力を生かし、少しずつ集団の中で活動できるように指導し、自尊感情や

自己肯定感を高めていくことをねらいとしています。

また、「自立活動」や「通常の学級との交流及び共同学習」を通じて、人間関係やコミュニケーション能力、主体的に学習に取り組む姿勢や態度などを身に付けていきます。

(5) 言語障害学級・難聴学級（通級指導学級）

言語・聴覚に障害のある児童・生徒の症状と程度に応じた指導を行い、児童のもつ能力や特性を十分に伸ばし、学校生活によりよく適応できることを目標としています。

(6) 特別支援教室（巡回指導）

通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒を対象とし、巡回拠点の教員が各学校を巡回して指導します。発達障害等のある児童・生徒が学習上または生活上の困難を改善・克服し、可能な限り多くの時間、在籍学級で他の児童・生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるようになることを目指しています。

(7) 特別支援学級の「交流及び共同学習・小集団学習」

特別支援学級に在籍している児童・生徒が将来の自立を図るためには、通常の学級との交流及び共同学習を充実させていくと同時に、一人ひとりの障害の特性、課題に応じたきめ細かな支援及び学力の向上を図る必要があります。そのため、通常の学級での交流及び共同学習の指導に加え、特別支援学級での小集団による教科の学習指導の充実を図っていきます。

また、特別支援学級在籍児童・生徒の通常の学級における学習活動の補助を行うため、在籍児童・生徒数に応じて交流及び共同学習・小集団学習（特別支援学級）講師を配置しています。

(8) 特別支援学級等の主な合同行事（令和5年度の予定）

合同行事名	期 日	会 場
新入生を迎える会	4月28日（金）	滝野川体育館、赤羽体育館
中学校宿泊学習	① 6月27日（火）～6月28日（水） ② 6月29日（木）～6月30日（金）	北区立岩井学園
小学校宿泊学習	① 5月30日（火）～5月31日（水） ② 5月31日（水）～6月1日（木）	北区立那須高原学園
卒業生を送る会	2月16日（木）	北とびあさくらホール

(9) 就学相談

心身の発達の状態・障害の種類や程度等一人ひとりの状態に応じて最もふさわしい教育が受けられるよう、教育学・医学・心理学等の専門家の意見を踏ま

えて保護者と相談を行い、子ども達の適切な就学を進めています。

(10) 特別支援教育の推進

障害のある児童・生徒の特別な教育的ニーズに応え、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれが自分らしく輝くことができる多様な教育を目指し、平成19年3月に「北区特別支援教育推進計画」を、平成25年3月には第二次北区特別支援教育推進計画を策定し、特別支援教育の推進に努めてきました。

こうした中、平成24年7月に文部科学省の中央教育審議会において「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」についての報告があり、さらには、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、合理的配慮の提供が求められています。

それらに対応するために、「第三次北区特別支援教育推進計画」（平成30～令和4年度）を平成30年3月に策定しました。すべての学校における特別支援教育の充実を目指すとともに、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、「乳幼児期から社会参加期までの切れ目のない支援」と「義務教育期の多様な学びの場の提供」の実現を進めてきました。

特別支援教育をめぐる環境の変化の中、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムの構築にむけ、令和4年度に「第四次北区特別支援教育推進計画」（令和5年度～令和9年度）を策定しました。

(11) インクルーシブ教育システムの構築

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、北区の目指す特別支援教育を推進するため、連続性のある「乳幼児期から社会参加期まで切れ目のない支援」と「義務教育期の多様な学びの場の提供」の実現を目指します。

「乳幼児期から社会参加期まで切れ目のない支援」として、就学支援シートや学校生活支援シート、サポートファイルさくら等の作成・活用を継続し、就学や転学、進学、自立・社会参加を見据え、子どもの成長に応じた切れ目のない支援を進めます。「義務教育期の多様な学びの場の提供」として、特別支援教室における巡回指導の充実、副籍交流や交流及び共同学習等を進め、子どものニーズに応じたきめ細やかな学びの場を提供します。

また、次の「第四次北区特別支援教育推進計画」の3つの柱に基づき様々な施策を展開します。

「第四次北区特別支援教育推進計画」3つの柱

- I 多様な教育的ニーズに応じた指導の充実
- II 全ての子どもが生き生きと学ぶ環境の整備・充実
- III 共生社会の実現に向けた、家庭や地域との連携

そして、学校を中心として、教育、医療、心理、保健、福祉、労働等の専門家や教育委員会の各部署が連携を深め、インクルーシブ教育システムを具現化するために、北区の特別支援教育を着実に進めていきます。

(12) 副籍制度

副籍とは、都立の特別支援学校（視覚・聴覚・肢体不自由・知的障害等）の小学部・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域との「つながり」の維持・継続を図るための制度として、東京都が平成19年度から実施してきました。平成27年度からは、これまで副籍の希望者のみを対象としていたのを、特別支援学校入学児童・生徒の全員が「副籍」をもつことが前提となり、より充実した交流へとつなげていくこととなりました。

さらに北区として、東京都の目指す「共生社会」の実現を地域の中で、この『副籍制度』を通じて、区立小・中学校での障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の交流活動の充実を図ります。

(13) 理解啓発事業

特別支援教育の充実のために、支援の対象児童・生徒だけでなく、すべての児童・生徒、保護者、教職員等に対する特別支援教育の理解啓発に取り組みます。

理解啓発リーフレット「北区の特別支援教育」を全小中学生世帯に配布するほか、教職員に対し特別支援教育に関する資料を作成、配布しています。

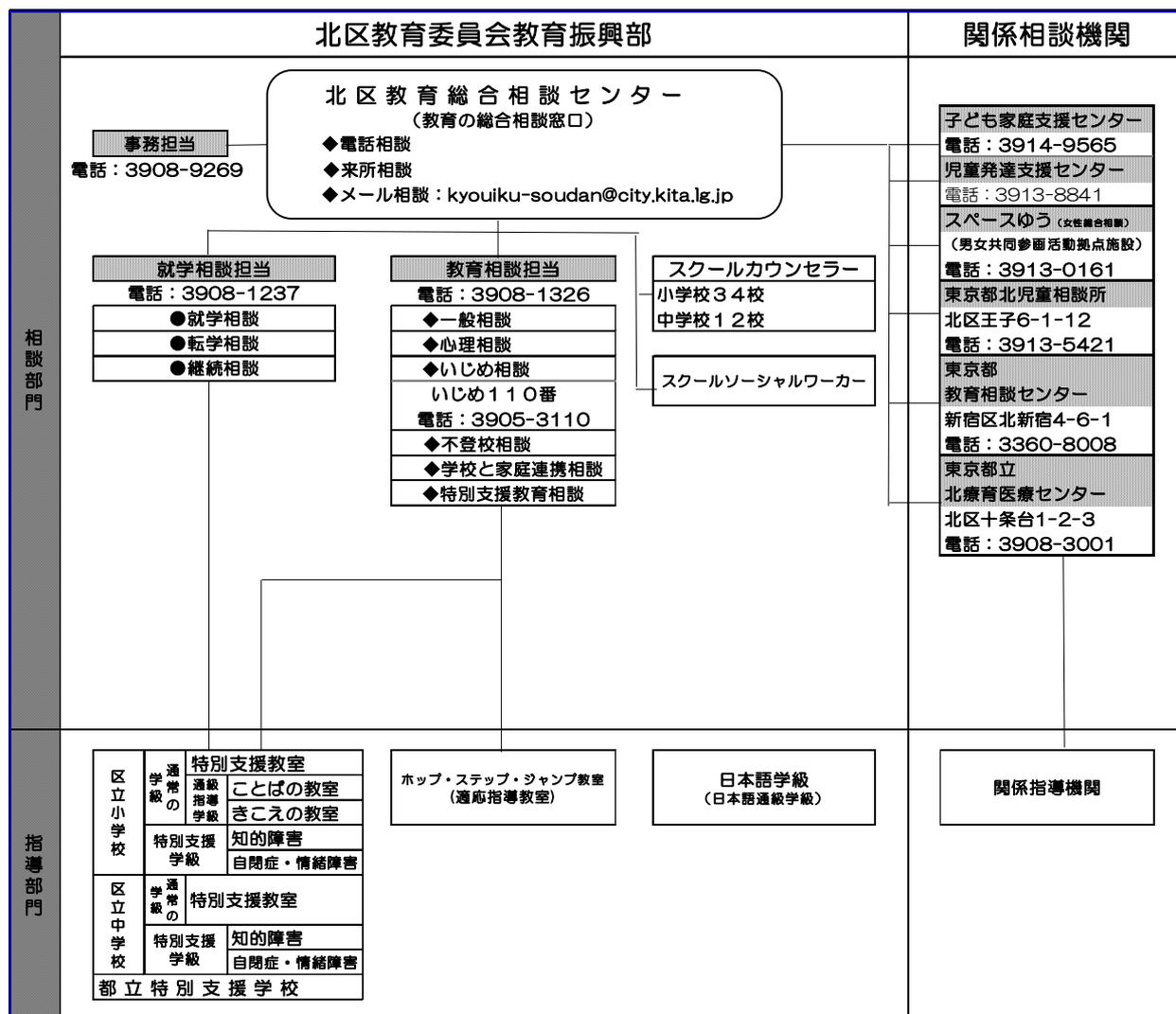
【2】教育相談事業

(1) 趣旨

教育相談事業は、北区教育総合相談センターの教育相談、就学相談、不登校相談等のそれぞれの相談の総合相談窓口としての機能を生かすとともに、学校や関係機関との連携を深め、総合的な教育相談体制を整備し、児童・生徒の健全育成の一層の推進を図ることを目的としています。

(2) 事業組織

上記の趣旨を達成するために、北区教育総合相談センターとして総合窓口を設置するとともに相談部門と指導部門を以下の組織のとおり設けています。



(3) 北区教育総合相談センター

① 事業趣旨

学校や家庭における教育上の様々な問題に対して、窓口を統一した総合相談窓口において相談を受け、その後必要に応じて、心理相談、いじめ相談、不登校相談、学校と家庭の連携相談、特別支援教育相談など専門相談につなげていきます。また、学校や子ども家庭支援センターなど関係機関と連携して相談を進めていきます。

② 業務内容

ア 総合相談窓口

教育相談、就学相談、いじめ、不登校などに関する相談を幼児から高校生相当の年齢までの北区在住の子ども本人や保護者、学校の先生より受け付けます。

【相談受付】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分（祝日・年末年始を除く）

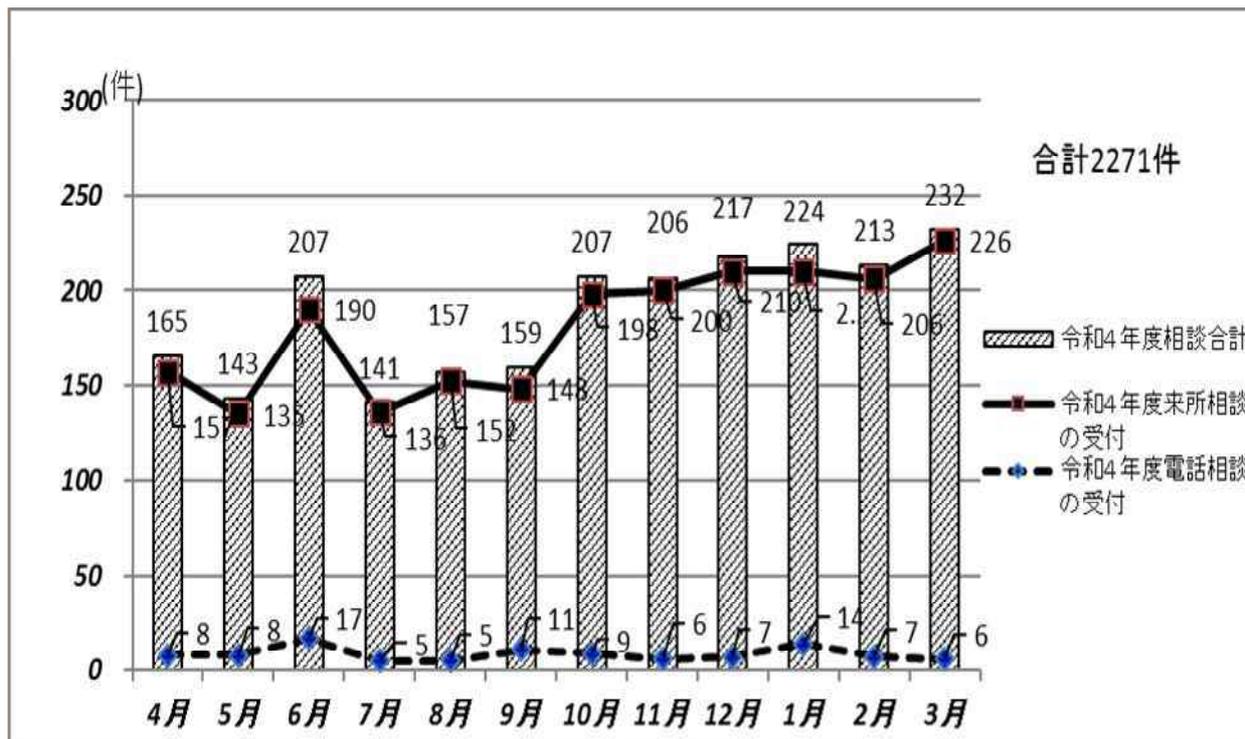
◎教育相談担当（電話3908-1326）

様々な教育に関わる相談について教育相談員が電話相談、来所相談及びメール相談を受け付けます。また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援教育指導員が相談に応じます。

◎いじめ110番（電話3905-3110）

いじめに関する相談についていじめ担当スクールカウンセラー等が電話相談を受け付けます。

【教育相談・月別受付件数の状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）】



【教育相談・学齢別相談者の割合（令和4年4月1日～令和5年3月31日）】

学齢 年度	未就学児	小学生 (1～2年)	小学生 (3～4年)	小学生 (5～6年)	中学生	高校生 以上	不明
令和 4年度	3.4%	24.7%	21.4%	20.0%	26.7%	3.6%	0.3%

◎就学相談担当（電話3908-1237）

就学相談員が障害のある児童・生徒一人ひとりの障害の種類や程度、心身の発達の状態等に応じて最もふさわしい教育が受けられるように相談を受け付けます。

【就学・転学相談児童・生徒数(令和4年4月1日～令和5年3月31日)】

	小学校	中学校	合 計
就学相談	173	53	226
転学相談	63	8	71
合 計	236	61	297

イ 特別支援教育に関する業務

- ◎特別支援委員会の開催
- ◎就学支援委員会の開催
- ◎通級指導学級や特別支援教室での巡回指導への申し込みに関わる窓口
- ◎小学校及び中学校の特別支援学級の学級編制

ウ 不登校支援に関する事業

不登校児童・生徒への支援については、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が平成29年2月14日に施行され、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことが必要であるとされました。しかし、不登校の児童・生徒は急増しており、国は、令和5年3月31日「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプランを取りまとめました。

- ① 北区において、不登校児童・生徒数は10年で2.5倍増となっており、北区における不登校対応策を総合的に検討するため、令和5年度に「北区不登校対応検討会」を開催し、外部有識者を交え検討します。
- ② 先行して実施できる取組として、「校内別室指導員配置事業」及び「フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業協力者への助成金交付事業」を実施します。
- ③ 平成30年度から令和2年度までの3ヶ年に渡り、北区政策提案協働事業として、「特定非営利活動法人東京シューレ」と協働して、不登校親の会やフリースペース、体験教室等のプログラムを実施していました。令和3年度からは、委託事業として、不登校の保護者を対象とした講演会等を開催しました。令和5年度は、区単独の事業として、学習会とグループ懇談会を3回、特別講演会を1回実施します。
- ④ 適応指導教室として「ホップ・ステップ・ジャンプ教室」を設置し、心の居場所となるとともに、学習支援、社会的自立に向けた支援を行っています。

エ ホップ・ステップ・ジャンプ教室（適応指導教室）

- ◎主な対象児童・生徒
 - ・ 不登校傾向の児童・生徒
 - ・ 不登校の児童・生徒

- ・ 長期にわたる不登校児童・生徒

◎ホップ・ステップ・ジャンプ教室の指導内容

不登校児童・生徒の在籍校への復帰を支援し、社会的自立に資するための指導、支援を行っています。

- ・ 人間関係づくり（学習、スポーツ等を通して）
- ・ 基本的な生活習慣の確立（規則正しい生活を目指して）
- ・ 学習の充実（学習支援）
- ・ 栽培活動、自然体験活動、プログラミング教室、陶芸教室
- ・ 親子面談・相談、児童・生徒の相談活動

オ 学校と家庭の連携推進事業

平成23年度からいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題の改善に向けて支援員やスーパーバイザーを活用し、児童・生徒及び保護者の相談・支援体制を構築することを目的として実施しています。令和4年度からは、全ての区立中学校及び小学校で実施しています。

【北区広域スーパーバイザー】

「学校と家庭の連携推進事業」の一環として、北区広域スーパーバイザーを設置し個々の学校や地域を超えた課題に対応しています。

（４）スクールソーシャルワーカー

親子関係や経済的困難など家庭環境に起因する課題、学校だけでは解決が困難なケースに対応するため、スクールソーシャルワーカーを6名配置し、学校、教育相談員、関係機関等と連携して課題改善に向けた対応を行っています。

スクールソーシャルワーカーは、子どもと対等な関係を保ちながら、協働して問題の解決を図ります。児童・生徒や家族の状況に応じて、どのような地域の機関や人材を活用することが効果的かを検討し、児童・生徒・保護者への情報提供や、学校に対する助言、該当する関係機関との連携などを通して対応を進めていきます。また、関係機関とのネットワークを構築し、児童・生徒を支援するための、コーディネーターの役割を果たします。

また、「チームとしての学校」の構築をめざし、校内外の関係者と連携しながら相談支援体制の充実を図っています。あわせて、大学教授等の講師を迎えた研修を年間4回実施しています。

（５）スクールカウンセラー

いじめや不登校等児童・生徒の問題行動等の対応にあたっては、各学校におけるカウンセリングなどの機能の充実を図ることが重要な課題となっています。このため、児童・生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有する「ス

クールカウンセラー」を各学校等に派遣し、教職員と一体となって児童・生徒の不登校やいじめ等の未然防止、早期発見・早期対応、自殺予防等に取り組みます。また、学校は、児童・生徒の抱える課題の解決に向け関係機関等と連携した支援を行います。

東京都スクールカウンセラーの小・中学校全校配置及び北区スクールカウンセラーの学校サブファミリーごとの配置を継続しています。同一の北区スクールカウンセラーがサブファミリー内の幼稚園及び小・中学校への巡回を行うことにより、幼稚園、こども園、小・中学校の連携を図り、教育相談体制のさらなる充実を進めています。

北区スクールカウンセラーは、12学校サブファミリーに各1名のほか、平成29年度からは在籍児童数の多い中学校を巡回する北区スクールカウンセラーを1名増員し、13名としました。

また、年2回東京都スクールカウンセラーと北区スクールカウンセラーの連絡協議会を開催し、連携を図るとともに、北区スクールカウンセラー研修を行い、教育相談機能の向上に努めています。

【3】日本語学級事業

(1) 趣旨

日本語指導や学校生活適応指導を中心に、帰国児童・生徒、外国籍児童・生徒の実態に即した効果ある指導を行い、自己のもつ能力や特性を十分に発揮させ、集団生活によりよく適応できるようにすることを目的としています。

(2) 日本語学級設置校の現状

種別	番号	設置校名	令和5年度	
			学級数	教員数
日本語学級	1	王子第二小	1	2
	2	堀船小	1	2
	3	岩淵小	1	2
	4	西が丘小	1	2
	5	袋小	2	3
	6	明桜中	2	3
	7	赤羽岩淵中	2	3

(3) 日本語適応指導員の派遣

小学校1・2年生で、言語・交通機関の理由で通級が困難な児童に対し、原則として3か月間、在籍校へ日本語適応指導員の派遣（週6時間）を行っています。

5. 夏季施設・自然体験教室

【1】夏季施設

昭和40年7月より夏季休業期間中、区立小・中学校全校が参加して、豊かな自然の中で活動し、また、教職員の指導による規則正しい集団生活を行うことにより、心身の調和のとれた発達を図るため、夏季施設を実施しています。

小学校6年生は日光高原学園、中学校1年生は岩井臨海学園の実施にあたっては、各々運営委員会を設置し、安全かつ効果的な運営を行っています。

なお、岩井臨海学園とイングリッシュ・サマーキャンプ（以下、「ESC那須」という）は平成24年度までは1・2年生合同で実施していましたが、平成25年度から1年生を岩井臨海学園、2年生をESC那須と事業を分けることで学齢年に応じた学習プログラムに改定し、より充実した内容で実施してきました。さらに、令和3年度からESC那須を夏季施設から移動教室に変更して、中学校2年生全員で取り組めるように、イングリッシュキャンプ（EC）として実施しています。

<令和4年度実績>

日光高原学園：1泊2日として実施

参加者数 1, 978名（参加率92.4%）

岩井臨海学園：1校中止、11校実施

参加者数 1, 193名（参加率82.7%）

（1）日光高原学園

小学校6年生は、日光の雄大な自然に親しみ、世界遺産にもなっている日光東照宮などの建造物にも触れ、歴史を実感する体験等を通して、興味・関心を高めます。また、規律ある集団生活を楽しみ、健康の増進と友達との協調性を高め、自主的取り組みの実践力を養います。

（2）岩井臨海学園

中学校1年生は、日本ライフセービング協会と連携し、集団生活を楽しく充実したものにするよう生徒が互いに努力と工夫をしい活動することにより、集団生活の意義や役割分担などを身につけます。さらに、「海」という自然を教材にしながらライフセービングプログラムを通じて「水の事故から自己の身を守る」という安全への意識を高めるとともに、レスキュー体験など命の大切さを考える機会となるよう、岩井臨海学園を行っています。

【2】4年移動教室・5年岩井自然体験教室

小学校4年生、5年生全員が集団生活により基本的な生活習慣や公衆道徳、友人との交わり等についての体験を積むことにより、自立心・公德心・協調性などの社会性の育成を図ります。併せて、自然や文化に親しみ、情操を豊かにするとともに、ハイキング等を通して体力の増進と自然愛護の精神を養い、平素の教室では体験できない学習の充実を目的として実施しています。

令和4年度は、感染症対策を徹底しながら、4年生は那須、5年生は岩井で実施しました。令和5年度も、4年生は那須、5年生は岩井で実施予定です。

＜令和4年度実績＞

4年移動教室：参加者数 2, 161名（参加率97.2%）

5年岩井自然体験教室：参加者数 2, 064名（参加率96.7%）

【3】イングリッシュキャンプ（EC）

平成14年から、中学校2年生が、那須の豊かな自然の中で、外国人留学生とふれあい、協力し合って生活体験や自然体験を重ねることで、楽しみながら異文化理解を深め、国際化に対応する基礎的・実践的コミュニケーション能力を高めるために、イングリッシュ・サマーキャンプ事業を行ってきました。



ハイキングでのランチ

生徒と留学生がグループになり、ハイキング、ウォークラリーなどのレクリエーションなどの活動しながら3日間をともにします。国や地域による習慣や生活様式の違

いにふれ、異なる文化を持つ人々への理解を深めるとともに、英語で話すことの楽しさを体感し、英語を学ぶことへの意欲を高めることを図っています。

令和3年度から、ESC那須を夏季施設から移動教室に変更して、中学校2年生全員で取り組めるように、イングリッシュキャンプ（EC）として実施しています。令和5年度も、岩井学園にて実施予定です。

＜令和4年度実績＞

イングリッシュキャンプ：参加者数 1, 369名（参加率87.1%）

6. 就学援助制度

【1】趣旨

北区に居住する保護者が経済的な理由によってその児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な場合に、学校教育法及びその他の関係法令に基づいて区が必要な援助を行うものです。

【2】認定基準

- ① 要保護・・・生活保護法による教育扶助を受けている者
- ② 準要保護・・・生活保護法による教育扶助は受けていないが、就学援助費の受給が必要と教育委員会が認める者

※準要保護世帯の所得基準：生活保護基準の1.2倍未満

【3】援助される費目

- ① 学校給食費、学用品購入費、新入学児童生徒学用品等購入費、通学費、校外活動費（移動教室、遠足、鑑賞教室等）、オンライン学習通信費など
- ② 夏季施設参加費、修学旅行費、卒業記念アルバム購入費など

※①は生活保護法により教育扶助を受けている場合は教育扶助で支給されません。

7. 学校保健

【1】概況

学校教育の円滑な実施とその成果を期して、学校保健の充実を図り、児童・生徒等の健康の保持増進を計画的に進めています。

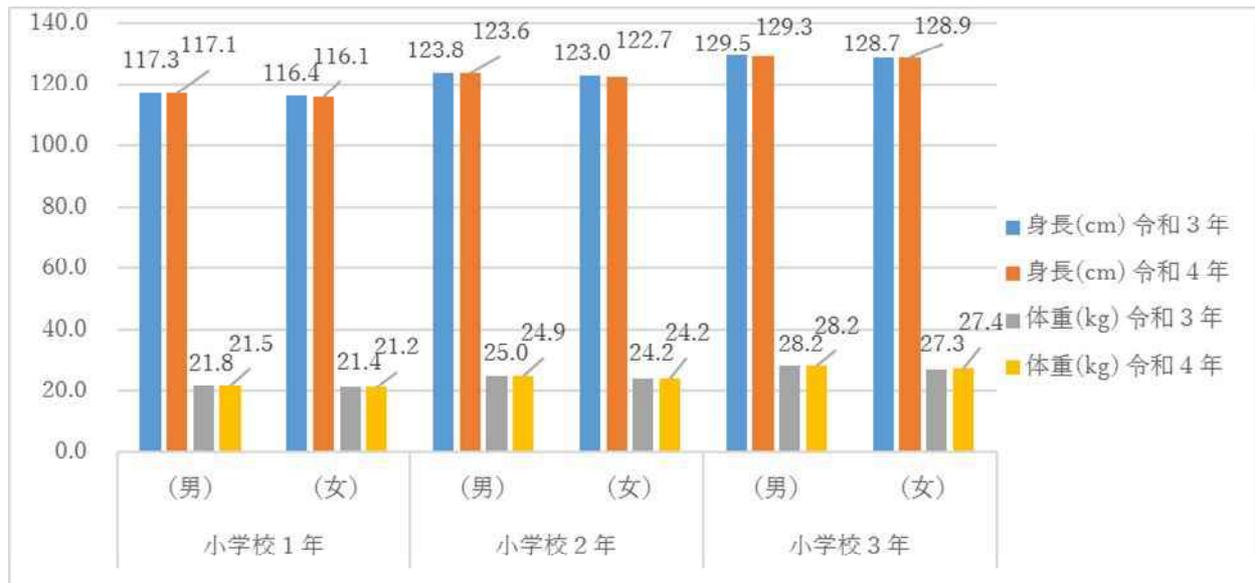
児童・生徒の疾病等で特に注目すべきものとして、アレルギー疾患や学校感染症（季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等）が挙げられ、さらに学校内における事故や登下校中における交通事故等、学校保健の立場からも取り上げなければならない問題が少なくありません。

これらの学校保健の動向に対し、対応マニュアルの作成等により関係者が一体となって予防に努める安全対策の実践と、児童・生徒等の「心とからだの健康づくり」、「生涯を健康で過ごすための健康教育」という教育の両面で、推し進めています。

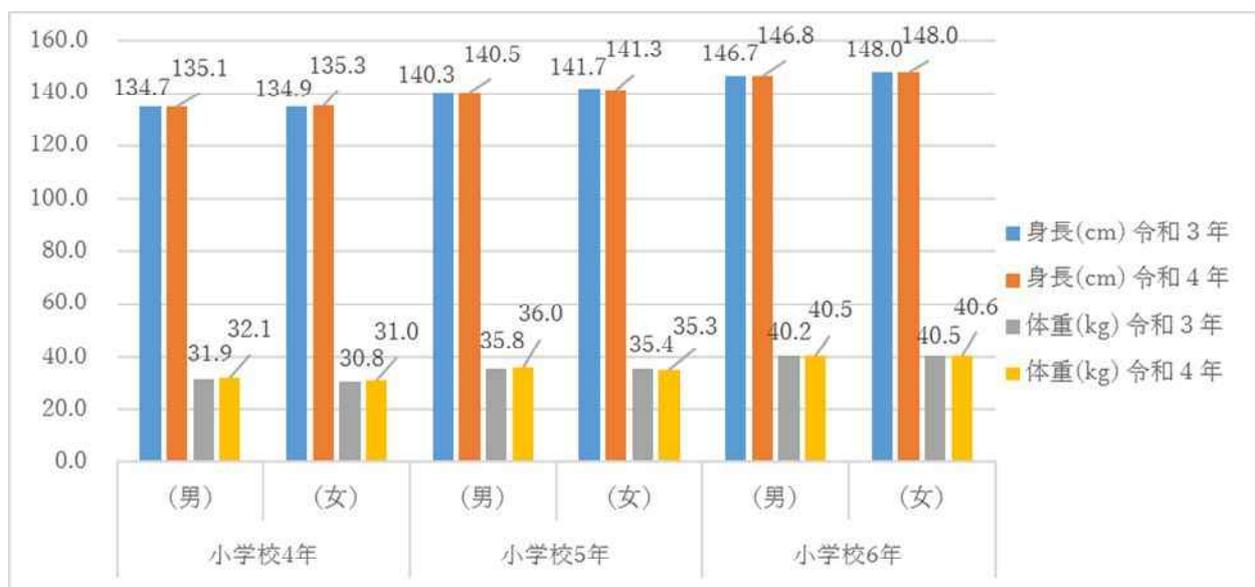
【2】児童・生徒の定期健康診断による体位平均値

小学校 ※グラフ左側より令和3年度身長、令和4年度身長、令和3年度体重、令和4年度体重の平均値。

1年生～3年生

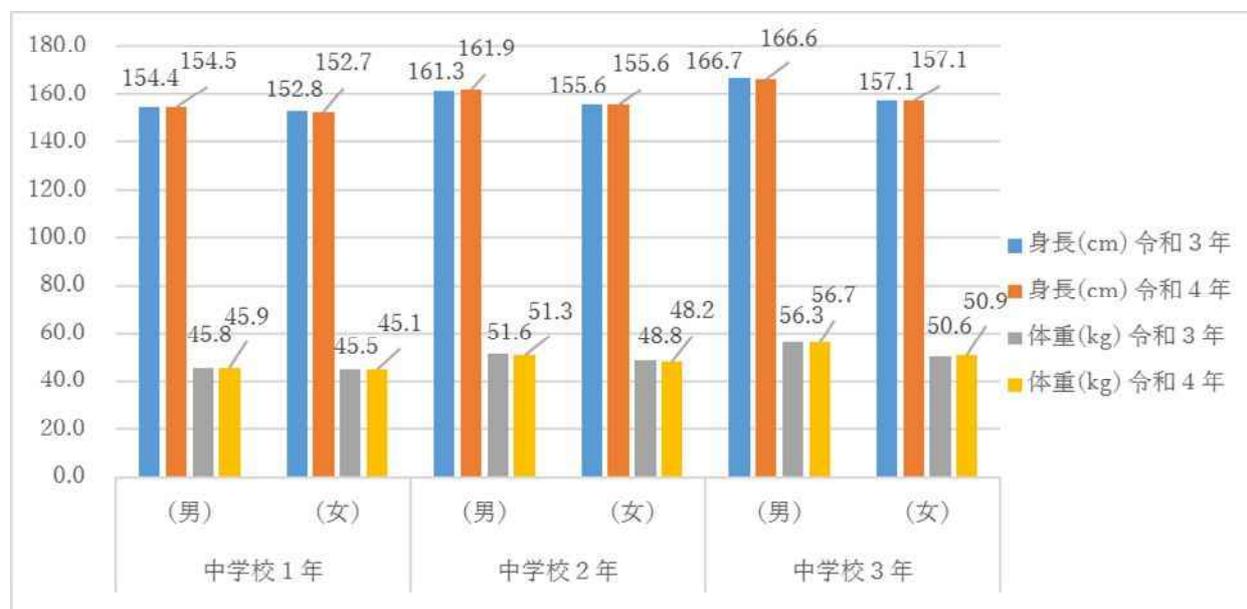


4年生～6年生



中学校

1年生～3年生



【3】北区学校保健会

北区学校保健会は学校保健の研究とその普及発展を図ることを目的として、区立小・中学校及び幼稚園、認定こども園の学校（園）医、学校（園）歯科医、学校（園）薬剤師、学校（園）長、保健主任、養護教諭、栄養職員並びにPTA代表の8部会で組織されています。

<実施事業>

- ① 学校保健に関する調査及び研究
- ② 学校保健に関する企画並びに実践
- ③ 学校保健に関する研究発表
- ④ 健康教育の実践と普及
- ⑤ 学校栄養の調査研究
- ⑥ 保健優良児童生徒及び学校保健関係者の表彰、保健大会の開催

【4】自動体外式除細動器（AED）の配備

区内全小・中学校、幼稚園、認定こども園、岩井学園に防災・危機管理課が、自動体外式除細動器を配備しています。

8. 学校給食

【1】概況

- ① 昭和24年に都内の小学校4校が、ユニセフ物資による給食を開始し、北区においても、このうちの1校に谷端小学校が指定され、最初の給食が始まりました。昭和39年からは中学校も給食を開始し、現在ではすべての小学校・中学校で完全給食を自校方式で実施しています。
- ② すべての小学校・中学校で調理業務の民間委託を実施しています。
- ③ 平成15年1月から学校非常勤栄養職員を区で採用し、平成16年度には都費栄養職員と併せて全校に栄養職員を配置しました。



委託業者による給食調理



ランチルームでの楽しい給食のひとつ

【2】献立内容

北区では、学校給食法並びに学校給食衛生管理基準に基づき、次のことに留意しながら栄養教諭・栄養職員が献立を作成しています。

- ① 学校給食摂取基準をもとに質、量のバランスを考慮し、使用食品を選定する。
- ② かつおぶしや昆布等を使用しただしとりや、旬の食材をとりいれ、手作りを主体とした献立とする。
- ③ 食生活の多様化を鑑み、家庭で摂取しにくい食品や栄養素を配慮する。
- ④ 児童・生徒の嗜好を考えつつ、食体験を充実させるような新献立の導入を心がける。
- ⑤ 各教科や総合的な時間と関連性を持たせ、給食が生きた教材となるようにする。
- ⑥ 施設・設備等を勘案するとともに、適正な給食費で実施する。
- ⑦ 現在の食生活を見直し、児童・生徒が生涯健康を維持し、快適な生活を保持するための献立の工夫と食品の使用に配慮する。
- ⑧ 行事食や郷土食などから食文化を理解させ、地域との交流を大切にする給食を心がける。

- ⑨ アレルギーのある児童・生徒等に配慮して除去食で対応する。

【3】安全衛生管理

学校給食における安全衛生管理は重要なことで、北区保健所と北区薬剤師会等の協力を得て、次のように実施しています。

- ① 検便：細菌検査を年24回、ノロウイルス検査を年6回栄養教諭・学校栄養職員に実施。
- ② おかずの衛生検査
出来上がった給食の細菌検査を年3回実施。
- ③ 給食室の衛生検査
食器、器具の洗剤・脂肪・でんぷんの残留検査を行い洗浄度合いを判定。
調理員の手指の検査、食器の取り扱い方、その他施設設備について調査を実施。
- ④ ガスバーナー清掃、換気扇清掃、食器洗浄機の清掃保守点検：年1回
- ⑤ 給食室天井壁面、フード・ダクト外面の清掃：随時
- ⑥ グリストラップ清掃：年2～3回
- ⑦ 給食室排水管高圧洗浄：随時

【4】北区立小中学校給食費補助金（給食費の無償化）

（1）趣旨

物価高騰の影響を受ける子育て世帯への区の新たな支援策として、令和5年4月より、区立小中学校に通う児童生徒の給食費の無償化を実施しています。

恒久的な学校給食費の無償化実施により、保護者の経済的負担を軽減するとともに、区立小中学校に通う児童生徒の健康の増進及び食育の推進を図るために望ましい栄養量を満たした学校給食を安定的に提供し、区立学校における教育環境の一層の充実を図ります。

（2）対象者

北区立小・中学校に在籍しており、給食の提供を受けている児童生徒の保護者。

（3）支給方法

給食を喫食する児童生徒の月額給食費に相当する金額の補助金を、保護者からの委任に基づき、区から学校長に支給します。

（4）学校給食費の年額（令和5年度）

物価高騰の状況を踏まえ、学校給食の質を確保するため、令和5年度学校給食

費は前年度から8%の増額を行っています。給食費の全額を区が補助するため、保護者負担額はありません。

	1食単価	提供回数	年額
小学校低学年	278円	195回	54,210円
小学校中学年	291円		56,745円
小学校高学年	305円		59,475円
中学校全学年	355円	190回	67,450円

【5】北区立小中学校給食弁当代替者補助金

(1) 趣旨

令和5年4月から学校給食費の無償化を実施することに伴い、食物アレルギーや宗教等の事情で給食の提供を受けることができない児童生徒がいるご家庭を経済的に支援するため、学校給食の代替として保護者が弁当対応をする経費を補助する制度を実施しています。

(2) 対象者

北区立小・中学校に在籍しており、食物アレルギー等の事情で学校に弁当を持参している児童生徒の保護者。

(3) 支給方法

弁当持参回数に給食費1食単価を乗じた補助金額を、年2回に分けて保護者口座に振り込みます。

第1期（4月～7月分）：9月振込予定

第2期（9月～翌年3月分）：翌年4月振込予定

9. 高等学校等奨学資金貸付事業

学習意欲がありながら、家庭の経済事情等から高校、高等専門学校等の教育を受けることが困難な方に対して修学資金の貸付けを行い、修学を支援することにより、将来、国や国際社会において活躍できる人材を育成することを目的としています。

貸付金額

	公立高校等	私立高校等
初年時	年額10万円	年額20万円又は30万円 (選択制)
2・3年時 (高専2～5年時)	年額10万円	年額10万円又は20万円 (選択制)

※中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部、3年制以上の高等専修学校も上表に準ずる。

IV 生涯学習

1. 社会教育事業の推進

【1】成人を対象とする社会教育事業

(1) 二十歳（はたち）のつどい

新たに20歳になった青年の前途を祝福するとともに、成人としての自覚を促すため、青少年委員会の協力を得て、成人の日（1月第2月曜日）に開催しています。



会場：北とぴあ さくらホール

前回実績

開催年	対象者	対象者数	参加者数	参加率
令和5	平成14（2002）年4月2日生から 平成15（2003）年4月1日まで	2,835人	1,180人	41.6%

(2) 区民大学

昭和50年度に、①社会の急激な変化に適応し問題解決能力を高め、充実した生活を送るための学習の場を提供する、②地域の発展と“ふるさと北区”の実現を図るために、区民の社会連帯意識を育てる、の2点を目的として開設されました。

年2～3コース（各3～5回）程度開催しており、講義形式の学習とともに、ワークショップなどの参加型の学習方法も取り入れ、学習を深めています。また、グループ学習等により受講生同士の結びつきができ、講座終了後、これまでにいくつかの自主グループが発足して、活発な自主的活動を継続して今に至っています。

区民大学では今後も現代の課題に応えた、様々な視点からの学習機会の提供をしていきます。

(3) ことぶき大学

昭和52年度から開催しています。

学習内容は、毎年受講者の意見を取り入れながら決定し、健康維持に関するもの、趣味に関するもの、政治、経済、社会、歴史、文化に関するものなど、多岐にわたります。高齢化が進展する中で生涯学習への要望が益々高まっています。

(4) あすか教室

特別支援学級を卒業した方がその個性、能力に応じて継続した学習ができる場として、昭和53年度に開設しました。より社会に適応しさらに豊かに生きていくための教養を身につけるとともに、自主的な生活技術を学び、趣味やレクリエーションを楽しみ、さらに、相互の人間関係を育んでいくことをめざしています。

- ① 受講者……約70名
- ② 開催数……年10回予定
- ③ 開催場所……区内公共施設

(5) 青淵義塾

令和6年に一万円札の顔となる渋沢栄一翁について、どのような人物であったのか、その功績やゆかりの地、理念・思想等について幅広い世代の区民の方々により深く知ってもらうことを目的に、講義やワークショップ、フィールドワークを実施します。

(6) 学校公開講座

学校公開講座は、区内小・中学校の施設及び教職員の知識・技能を生かして、地域に身近な学校を地域住民の学習の場として開放し、区民の学習意欲とニーズに応えるために平成4年度から開始しました。

【2】家庭教育力の向上の推進（家庭教育力向上プログラム）

家庭は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育は、すべての教育の出発点です。家庭教育力の向上のため、「生活習慣の形成」、「家庭学習の定着」、「親子のきずなづくり」の3つの家庭教育における課題を柱とした事業を展開します。

事業名	対象	事業概要	所管課
家庭教育学級	子育て中の保護者	<p>家庭の教育力の向上や、家庭における豊かな心を育てるための知識の習得を目的とした、区民を対象とする学級で、乳児コース、幼児コース、小学生コース、小学生親コース、小・中学生親コース、父親コース等を開催する。</p> 	生涯学習・学校地域連携課
PTA 研修会	PTA	PTA 会員を対象に PTA 活動の諸課題や運営のあり方等をテーマにした研修会を実施する。	生涯学習・学校地域連携課
ブックスタート	0～5歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタート <p>3～4か月児健診時に、赤ちゃんと保護者に絵本の読み聞かせを行うとともに2冊の絵本等が入ったブックスタートパックを配布する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタートフォローアップ事業 <p>乳幼児と保護者に、図書館や地域会場で絵本サロンやおはなし会等を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳児絵本プレゼント <p>3歳児を対象に、図書館で絵本1冊と専用バッグを配布する。</p>	中央図書館
親育ちサポート事業	0～5歳児	乳幼児を育てる親を対象に、参加者同士が抱えている悩みや関心事を共有し、協力しながら自分に合った子育ての仕方を共に学ぶ場を提供し、親がいきいきと自信を持って子育てができるよう支援するため、親育ちサポート講座「ノーバディズ・パーフェクト・プログラム（NPプログラム）」を実施する。	子ども未来課
メディアコントロール	小学校4～6年生・中学生	児童・生徒の健全育成やネットトラブル等の未然防止を図るため、携帯電話やスマートフォンの使い方のルールを配布する。	学び未来課

北区きずなうた	小学校 3～6 年生・中 学生	子どもが保護者や家族、地域への想いを表現し、保護者や家族、地域の大人が子どもへの想いを表現する「北区きずなうた」を募集し、保護者や家族、地域のきずなを育み、家庭教育力の向上を図る。	生涯学習・学校地域連携課
北区版家庭学習のすすめ	小学生・ 中学生	子どもの家庭での学習習慣づくりのために保護者がどのように関わるとよいかをまとめた「Let's study ～北区の子ども 家庭学習のすすめ～」を小学校版、中学校版で作成し、北区立小学校及び中学校に通う児童・生徒のいる各家庭に配布する。	教育指導課

【3】青少年を対象とする社会教育事業

青少年の成長にとって、地域の間人関係や興味、関心によってつながる学校・家庭の枠を超えた活動はとても大切です。青少年教育事業は、学校外における生活がより豊かで楽しいものとなるよう、また、最近の子どもに不足しがちな生活体験や自然体験等を通して、青少年がさまざまなことへの興味を育て、自発性や活動性、社会性が体得できることを目指しています。

（1）青少年委員活動

教育委員会では、青少年教育活動に尽力されている有志指導者の中から、64名の方を青少年委員として委嘱しています。

青少年委員は、地域のボランティアであるとともに、公的身分をもった非常勤の公務員であるという二つの立場を併せもっており、青少年に関する地域の活動の推進者として活躍しています。

主な職務内容は、青少年の余暇指導、青少年団体の育成、青少年の指導者に対する援助、及び官公署、学校、青少年団体の相互連絡などです。なお、青少年委員相互の連携と委員個々の資質の向上を図るため北区青少年委員会を組織しています。青少年委員会では「ジュニア・シニアリーダー研修会」、「青少年団体指導者講習会」、「小・中学生アイデア工夫展」、「親子でチャレンジ飛鳥山」「二十歳（はたち）のつどいアトラクション」などの事業を開催しています。

（2）青少年問題協議会

青少年が心身とも明るくたくましい社会人として育っていくためには、青少年自らの努力とともに、周囲の大人たちの積極的な協力と、支援が重要です。それには、地域活動の主要な担い手である青少年地区委員会をはじめとする各種の青少年育成団体の指導者、区議会議員、専門知識を有する学識経験者及び学校、区、警察署、児童相談所、職業安定所の職員などあらゆる分野にまたがる人々の情報・知識・経験を集め、現状を把握し、対策を検討することが必要です。また、個々の機関・団体が連携し、より効果的な青少年健全育成活動を推進することが求められます。

北区では、区長を会長に、区議会議員、学識経験者、関係行政機関の職員、区職員からなる青少年問題協議会を設置しています。そこでは、当面する課題についての共通な理解の上に立ち、北区における基本的な活動の方向を示した「北区青少年健全育成活動基本方針」を策定するとともに、情報交換や相互の連携強化を図っています。

(3) 青少年地区委員会

青少年問題協議会の策定した「北区青少年健全育成活動基本方針」は、家庭・学校・地域における様々な活動に具体化されます。その中心となるのが青少年地区委員会です。委員は町会・自治会、商店街、学校、PTA、保護司、児童委員、青少年委員、その他青少年育成団体など青少年健全育成に関連する様々な分野から選出され、青少年問題協議会会長より2年任期で委嘱されています。

具体的な健全育成活動については、社会を明るくする運動などの全地区で行っていく事業と、各々の地域の伝統や環境に応じて創意工夫された各地区独自の事業とに大別されますが、スポーツ、デイキャンプ、各種レクリエーション活動などの余暇活動や地域環境浄化活動、社会を明るくする運動などの環境整備や非行防止に関する活動を中心に数多くの事業が実施されています。

青少年地区委員会委員数(令和5年4月1日現在)

	地区名	委員数		地区名	委員数
1	十条台	93名	11	滝野川東	195名
2	王子	71名	12	西ヶ原東	118名
3	豊島	116名	13	昭和町	94名
4	十条	178名	14	浮間	77名
5	神谷	73名	15	桐ヶ丘	117名
6	赤羽西	129名	16	田端	103名
7	志茂	95名	17	東十条	68名
8	赤羽	87名	18	堀船	92名
9	赤羽北	113名	19	東田端	80名
10	滝野川西	81名	合計		1,980名

①「家族ふれあいの日」推進事業

北区では、完全学校週5日制の導入に伴い、平成14年度から毎月第3土曜日を区「家族ふれあいの日」としていましたが、平成17年度からは第3土曜日に加え第3日曜日も「家族ふれあいの日」とし、この日を中心に各地区委員会では、家族そろって参加できるような行事を実施しています。

②青少年地区委員会活動推進事業

ア 広報・啓発活動

青少年健全育成活動の推進にあたっては、区民からの理解と協力を得ることがより重要です。北区では、「北区ニュース」などで随時情報を提供しているほか、ポスター、ステッカーなど様々な媒体を通じて、区民の方々への広報活動を行っています。

各青少年地区委員会では、毎年11月の子供・若者育成支援強調月間を中心に、「あいさつ運動」を行っています。また、青少年地区委員会では「地区だより」の発行等、各管内の世帯へ広報活動を行っています。

イ 地区委員研修

青少年地区委員会委員の意識啓発と青少年健全育成活動の活性化を図るため、委員の研修会を行っています。令和4年度は、下記の内容で実施しました。

- ・開催日：令和4年11月8日（火）
- ・場所：北とぴあ 13階 飛鳥ホール
- ・参加者数：39名
- ・タイトル：「ヤングケアラーについて」
- ・講師：立教大学 コミュニティ福祉学部福祉学科
助教 田中 悠美子氏

ウ 野外活動用具等貸出

青少年地区委員会活動の活性化を図るため、様々な物品の貸出を随時行っています。

- ・キャンプ用品(ドームテント、飯ごう、鍋、皿、スプーンなど)
- ・その他用品(ガーデンプール、ゼッケンなど)
- ・ニュースポーツ用具 (キンボール・ペタンクなど)

エ 健全育成功労者表彰

青少年の健全育成活動の功労者に対しては、東京都知事による表彰が行われていますが、北区においても独自の表彰制度を設けています。東京都北区青少年健全育成功労者表彰要綱に基づき、長年にわたり青少年の健全育成のために尽力し、特に功績顕著と青少年地区委員会会長が推薦した委員を表彰しています。令和5年度は、44名の委員に表彰状を贈呈しました。

(4) 青少年地区協議会

区内における青少年健全育成活動は、青少年地区委員会を中核として展開されますが、実際の活動にあつては、各地区委員会相互の連携を図ること、また区内の警察署や小・中・高等学校の関係機関との情報交換を通じて、青少年の現状を正しく把握することが重要です。

北区では、区内を滝野川・王子・赤羽の3地区に区分し、各々の地区内にある青少年地区委員会の代表、区立小・中学校校長の代表、小・中・高等学校の生活指導主任、警察署生活安全課職員等から構成される青少年地区協議会を組織し、地域における青少年健全育成活動、非行防止、家庭教育の現状などについて協議し、各関係機関の連携を図っています。

委員数（令和5年4月1日現在）

王子地区71名、赤羽地区80名、滝野川地区65名

（5）子どもかがやき顕彰

【かがやき賞】

北区における文化・スポーツ等において特に優秀な成績を収め、または他の模範となる事績があった児童、生徒及び青少年並びにその団体を顕彰することにより、北区への愛郷心の形成並びに子どもたちの文化、スポーツ活動等の振興及び発展を図り、明日の北区を担う人づくりに資することを目的として、平成16年度から行っています。

①顕彰対象

区内在住、在学、在勤の6歳に達する日以後の最初の4月1日から、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及びその団体。

②顕彰基準 次のいずれかに該当する場合とする。

- ア 全国規模の大会出場
- イ 東京都規模の大会での優勝
- ウ 上記に準ずる成績又は他の模範となる事績を収めたもの

③実績（令和4年度）

北区かがやき賞 〈個人〉 24件 〈団体〉 11件

【はばたき賞】

北区における文化、スポーツ等において優秀な成績を収め、または他の模範となる事績があった児童及び生徒並びにその団体を顕彰することにより、児童生徒の健全育成の推進に資することを目的として、平成28年度より北区立学校児童生徒等表彰（文化・スポーツ等優良児童生徒表彰）と統合し行っています。

①顕彰対象

区内在住、在学の6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及びその団体。

②顕彰基準 次のいずれかに該当する場合とする。

- ア 文化活動に関する東京都大会規模以上のコンクール等で入賞
- イ スポーツに関する東京都大会規模以上の対外試合において第8位以上の成績を収めたもの

ウ スポーツ又は文化活動において長期にわたり努力し、他の模範であると認められるとき

エ 社会福祉・環境美化等のボランティア活動、伝統文化の承継等の地域における諸活動その他これらに類する行為を長期にわたり継続的に実践したとき

オ 善行、人命救助その他これらに類する行為を行ったとき

カ その他、特に顕彰に値する行為を行ったとき

③実績（令和4年度）

北区はばたき賞 〈個人〉 56件 〈団体〉 5件

（6）青少年団体のリーダー養成

主として青少年団体、自治会青少年部などに関係し、青少年教育に熱意をもっている方、及び小・中・高校生の子どもたちを対象として、優れた団体指導者を養成し、指導者として必要な知識や技能を習得するために青少年委員会と共催で講習会を開催しています。

①ジュニアリーダー研修会

小学5・6年生を対象に、集団の中で自分を育てることを目的に、研修会を開催しています。



ジュニアリーダー研修会 外部施設での研修

②シニアリーダー研修会

中学1年生～高校3年生を対象に、青少年地区委員会などの良きリーダーとして、集団の中で自分を高め、それぞれの良さを活かすことを目的として、研修会を開催しています。また、研修効果を高めるために、大学生年齢のアシスタントリーダーが受講生をサポートしています。



シニアリーダー研修会
親子でチャレンジ！飛鳥山出展

③青少年団体指導者講習会

青少年教育に関わる方や、地域のボランティア、青少年活動に興味のある方を対象に、青少年の指導に必要な知識の学習、より広い視野を持つ指導者の育成、同じ目的をもつ仲間の交流と連携の輪を広げることを目指し、開催しています。



青少年団体指導者講習会

(7) K I T A K Uスーパーサイエンススクール事業

小学生・中学生・高校生が科学やものづくりの面白さを知り、将来の夢を大きくふくらませることを目指し、高専・大学や専門機関等と連携して専門的な科学学習のできる機会を提供しています。

令和4年度は、4講座を開催しました。



第20回中学生ロボットコンテスト

(8) お茶の水女子大学連携事業

小・中学生を対象に、相互協定を締結しているお茶の水女子大学との連携により学校の授業では実施できないような実験や科学学習の機会を提供しています。

① 科学・環境スクール

小学校5・6年生の希望者を対象に理科実験教室を年間5回(※)実施する。

② サイエンスラボ

中学生の希望者を対象に理科実験教室を年間6回(※)実施する。

(※) うち1回は①②合同で、小中学生向けの親子講演会を実施する。

【4】社会教育活動及び社会教育関係団体の育成

社会教育の振興に資する学習活動等を行っている社会教育関係団体を育成するとともに、団体が相互に連携し自発的に日頃の学習成果を区民生活に還元する循環型の生涯学習の仕組みづくりを支援しています。

また、生涯学習の主体である区民や社会教育関係団体等が企画・運営する事業の支援を進め、団体の活動の活性化と学習成果の地域への還元による区民の学習機会の拡充を図っています。

(1) 社会教育関係団体の育成

地域で自主的な社会教育活動を行う社会教育関係団体の育成と活動支援に努めています。社会教育関係団体として登録することにより、社会教育施設等の利用などの行政サービスを効率的かつ円滑に受けられるようになります。

また、専門職の社会教育主事が団体の運営、事業活動についての助言や指導等の支援を行っています。必要に応じて、これらの団体と協力して講演会や事業活動を行う場合もあります。それぞれの団体が連携して事業を行ったり、連絡を密にする場合の情報提供、各種の事業を通じた仲間づくりを支援しています。現在、1,161団体が登録されています。

(2) 北区青少年団体指導者保険

青少年団体指導者の方が安心して活動に従事できるように、活動中の事故に対処する保険制度を実施しています。

損害賠償責任保険

保険種類	補償金額	被保険者	保険契約者	保険者
身体賠償	てん補限度額（1事故）1億円 免責金額（1事故）なし	青少年団体活動等を行う団体・グループの責任者及び指導者	北区	保険会社
財物賠償				
保管物賠償				

傷害保険

保険種類	補償金額	被保険者	保険契約者	保険者
死亡・後遺障害保険	500万円	青少年団体活動等を行う団体・グループの責任者及び指導者	北区	保険会社
入院保険	日額3,000円 (180日以内)			
通院保険	日額2,000円(90日以内)			

(3) 北区生涯学習講座支援事業

区民の学習活動の支援と生涯学習の振興を図ることを目的として、「北区生涯学習講座支援事業」を実施しています。

区内で学習活動をしている団体・サークルが自主的に行う学習会や講演会・研修会などで、団体・サークルが希望する講師への謝礼を助成するものです。

(4) 共催事業

社会教育関係団体と事業共催し、多くの区民に社会教育への関心と理解を深めてもらうための取り組みを進めています。

健康で明るい生活環境づくり、循環型社会への提案や学校支援活動などの取り組みを長年積み重ねている新生活運動の事業では、食、環境、高齢者、社会環境、省資源、省エネ、青少年の健全育成、防災などの諸問題を取り上げ、住みよい地域社会の実現を目指しています。

また、青少年育成事業では、子どもたちの豊かな人間形成を育むために、体験活動や青少年のリーダー育成の支援をしています。

【5】地域教育力の推進

（1）PTA活動支援

区立の幼稚園・こども園、小学校、中学校のPTA連合会と共催して、PTA会員を対象にPTA活動の諸課題や運営のあり方等をテーマにした研修会を支援しています。

（2）地域学校協働活動推進事業

文部科学省が進める「地域と学校の連携・協働体制構築事業」に位置付けて取り組みを進めています。それぞれのサブファミリー内で連携をとりながら、地域学校協働活動ボランティアの活動推進を図ります。

《目的》

- ① 小・中学校の児童・生徒の教育活動に地域の教育力を生かすため、地域の人材が地域学校協働活動ボランティアとして学校を支援する活動を推進し、学校の活性化や安全対策の充実を図る。
- ② 学校と地域と家庭の連携・協働体制を整備し、地域の教育力の向上を図る。
- ③ 学校サブファミリー活動についての地域の理解を深め、協働の体制づくりを進める。
- ④ 地域住民の持つ知識・技術や学習成果を、ボランティア活動の中で生かしてもらう。



読み聞かせボランティア

《内容》

- ① 北区スクールコーディネーター連絡協議会を設置し、コーディネーター間の情報の共有や相互協力を図る。
- ② 地域学校協働活動ボランティア養成講座を実施する。
- ③ スクールコーディネーター研修会を実施する。
- ④ 広報委員会を設置し、広報紙を作成する。

現在、区立全小中学校にスクールコーディネーターを配置し、地域学校協働活動ボランティアの活動推進を図っています。

また、将来教員を志望する大学生等による「教育支援ボランティア」を、区立小中学校の教育活動に導入しています。それにより、児童・生徒の実態に即したきめ細やかな指導を行うとともに、将来の教員となる人材の育成を支援します。

2. 文化センター

(平成19年度より指定管理者制度導入：現在 株式会社 旺栄)

【1】設置の目的と意義

生涯学習の観点に立って、学習・研究の場、芸術文化の創造・発表の場、グループづくりや交流の場を提供することを目的として設置された施設です。

【2】使用者と使用申込期間

使用者	使用申込期間
区・教育委員会・他の行政委員会	使用日の6ヶ月前の同日から使用日まで
区内の官公署その他これに準ずるもの 社会教育関係団体として登録された団体	使用日の2ヶ月前の同日から使用日まで
区内の公益・福祉団体 5人以上の団体で、その半数以上が区内 在住、在勤、在学の方で構成する団体そ の他教育委員会が必要と認めたもの	使用日の1ヶ月前の同日から使用日まで

【3】文化センター概要

(1) 中央公園文化センター

所在地 北区十条台1-2-1 中央公園内

開設 昭和56年1月17日

面積 建物2,990.79㎡

構造 鉄筋コンクリート造、地下1階
地上2階、塔屋

開館時間 午前9時～午後10時

休館日 毎週月曜日、国民の祝日、
年末12月28日～31日
年始 1月1日～4日

交通案内 JR王子駅下車徒歩15分、JR十条駅下車徒歩12分
バス王子駅より板橋駅行き 中央公園下車
コミュニティバス王子駅より王子・駒込ルート
王子アパート下車

電話番号 03-3907-5661



(2) 赤羽文化センター

所在地 北区赤羽西1-6-1-301 パルロード2 (3階)
開設 昭和57年7月12日
平成7年11月10日移設
面積 建物2,085.77㎡
構造 鉄筋コンクリート造
開館時間 午前9時～午後9時
休館日 年末12月28日～31日
年始 1月 1日～ 4日
定期清掃日及び保守点検の日
(原則として第3火曜日)
交通案内 JR赤羽駅(西口)下車徒歩2分
電話番号 03-3906-3911



(3) 滝野川文化センター

所在地 北区西ヶ原1-23-3
滝野川会館2・3階
開設 平成4年10月5日
面積 建物1,176.88㎡
構造 鉄筋コンクリート造
開館時間 午前9時～午後10時
休館日 毎週月曜日、国民の祝日
年末12月28日～31日
年始 1月 1日～ 4日
交通案内 JR上中里駅下車徒歩7分
地下鉄南北線西ヶ原駅下車徒歩7分
JR駒込駅下車徒歩10分
コミュニティバス王子・駒込ルート
旧古河庭園下車徒歩2分
コミュニティバス田端循環ルート
滝野川会館下車徒歩1分
電話番号 03-5394-1230



【4】事業内容

文化センターは、地域における生涯学習の拠点施設として、学習の場の提供、学習機会の提供、学習情報の提供等に関する事業を行っています。

（1）学習の場の提供

主に社会教育関係団体に施設を貸し出し、区民の学習・研究の場となっています。3センターで約700団体が利用しています。

絵画、写真、陶芸、工芸、手芸、書道、華道、茶道、和洋裁、料理、語学、文芸、音楽、コーラス、ダンス、舞踊、環境問題、ボランティア、子育て、青少年活動等の多種多様な自主グループが活動しています。



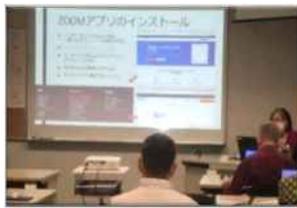
滝野川文化センター利用団体学習会

（2）学習機会の提供

国際化、デジタル化、健康といった現代的な課題や地域の課題、行政課題等をテーマとした区民講座、経済、福祉、手工芸など子どもたちに多様な体験と出会いの場を与える子ども講座、利用団体や区民が主体となって進める区民協働講座などが開催され、子どもから高齢者にいたる幅広い区民のニーズに応えています。



知ろう！考えよう！やってみよう！にほんごボランティア



今さら聞けない
オンラインのこと



すわって伸びのび
“北区さくら体操”



始めよう！
中学生のための金融講座



知ろう！学ぼう！
手話でコミュニケーション



ジュニア陶芸教室

（3）学習情報の提供

文化センターでは、区民が必要とする学習情報を提供することも大切な機能です。区内の学習情報を収集し、センター内で掲示するとともに文化センターだよりや利用団体一覧等の情報媒体の作成・配布を行っています。また、中央公園文化センターには生涯学習に関わる情報や地域情報を集めた生涯学習情報コーナーを設置しています。



生涯学習情報コーナー

(4) 学習相談

区民の学習相談、自主グループの結成や運営の相談等に生涯学習に関する専門の職員が応じています。



生涯学習相談会

(5) 学習成果の発表の場

文化センターでは、学習成果の発表の場として毎年「文化センター祭」が盛大に開催されています。文化センター祭は、利用団体連絡協議会と区の共催事業として、協議会が主体性をもって企画・運営にあたり、作品展示や実演発表で多くの団体が参加しています。

また、「赤羽文化ひろば」や「利用団体展示コーナー」では、期日を決め、団体やサークルの展示や発表会を行っています。



中央公園文化センター祭
(フラワーアレンジメント)



赤羽文化ひろば
(吟詠・剣詩舞・尺八・箏)



滝野川文化センター
館内作品展示(陶芸)

(6) 学習成果の活用の場

学習成果の活用の場として「子どもひろば」「区民協働講座」などがあります。これは、自らが学んだことを子どもたちや他の人々に伝えていく活動で、こうした活動は学習意欲をより高めていく機会ともなっています。

また、平成28年度より学習活動を気軽に1日体験できるイベント「学びスタートday～学習体験会～」を開催しています。



子どもひろば
(ぐ〜ぱ〜しょうぎ)



区民協働講座
(はじめての油絵)



学びスタートday
(ポルトガル刺繍)

(7) 利用者の交流・コミュニティづくり

各センターには利用団体が自主的に組織する利用団体連絡協議会があり利用団体相互の連携・交流を図り、会報の発行や研修会の実施、文化センター祭の開催等コミュニティづくりを図っています。

(8) 地域教育力向上の拠点

地域の子どもと大人が触れ合いながらともに成長し、自己実現を図っていける場所として、子どもひろばの開催など、学校・児童館等と連携した取り組みに努めています。

3. 那須高原学園（北区しらかば荘）

（平成19年度より指定管理者制度導入：現在 株式会社 ニッコトラスト）

【1】設置の目的と意義

区立小・中学校の児童・生徒の健康増進と校外学習活動並びに社会教育の振興に資するため設置されました。

【2】施設概要

所在地 栃木県那須郡那須町大字湯本206番地377

電話番号 0267-76-1471

開設 昭和37年7月21日

（改築） 昭和62年7月1日

建物面積 建物4,066.85㎡

構造 鉄筋コンクリート造3階建

収容人数 一般室 12室 63名

団体室 6室（11室）

60名（220名）

計 123名（283名）

（）は児童・生徒利用時



【3】事業内容

北区立小・中学校の児童・生徒たちの宿泊事業の場、あすか教室の宿泊研修などに使用されています。また、社会教育関係団体などの宿泊研修に使用されるほか、区民のレクリエーションの場としても活用されています。

4. 学校施設利用

【1】学校施設の地域開放

学校教育に支障のない範囲で、身近にある学校施設の開放を推進します。学習活動、スポーツ活動の場を提供することによって区民が日常的に生涯学習やスポーツ活動に取り組むことができるよう進めていきます。

【2】地区体育館等

地域住民の体力増進とスポーツの振興を図るため、区立小・中学校のうち12校の体育館及び3校の武道場を地区体育館として一般向けに開放しています。また、平成27年7月から、教育総合相談センター体育館の一般向け開放を開始しました。

地区体育館対象校一覧

対象校	桐ヶ丘中学校体育館	堀船小学校体育館
施設 内容 使用種目	競技場(34m×28m) 管理事務室、更衣室、便所、シャワー室 バスケットボール1面、バレーボール1面(練習用2面)、卓球6台、バドミントン4面、その他	競技場(29m×24m) 管理事務室、更衣室、便所 バスケットボール1面、バレーボール1面(練習用2面)、卓球6台、バドミントン3面、その他
対象校	十条富士見中学校体育館	滝野川紅葉中学校体育館
施設 内容 使用種目	競技場(42m×27m) 管理事務室、更衣室、便所、シャワー室 バスケットボール1面、バレーボール1面(練習用2面)、卓球6台、バドミントン4面、屋内フットサル、その他	競技場(34m×27m)、武道場(17m×17m) 管理事務室、更衣室、便所、シャワー室 バスケットボール1面、バレーボール1面(練習用2面)、卓球6台、バドミントン4面、その他 武道場は柔道、剣道、空手、ダンス、その他
対象校	旧十条台小学校体育館	王子桜中学校体育館
施設 内容 使用種目	競技場(28.8m×24m) 管理事務室、更衣室、便所、シャワー室 バスケットボール1面、バレーボール1面(練習用2面)、卓球6台、バドミントン3面、その他	競技場(34m×26m) 管理事務室、更衣室、便所、シャワー室 バスケットボール1面、バレーボール1面(練習用2面)、卓球6台、バドミントン6面、その他
対象校	西浮間小学校体育館	明桜中学校体育館
施設 内容 使用種目	競技場(32m×24m) 管理事務室、更衣室、便所、シャワー室 バスケットボール1面、バレーボール1面(練習用2面)、卓球6台、バドミントン3面、その他	競技場(34m×25m) 管理事務室、更衣室、便所、シャワー室 バスケットボール1面、バレーボール1面(練習用2面)、卓球6台、バドミントン4面、その他

対象校	赤羽岩淵中学校体育館	教育総合相談センター体育館
施設 内容 使用種目	競技場(34m×26m)、武道場(15m×17.5m) 管理事務室、更衣室、便所、シャワー室 バスケットボール1面、バレーボール1面(練習用2面)、卓球6台、バドミントン4面、その他 武道場は柔道、剣道、空手、ダンス、その他	競技場(22.5m×27m) 管理事務室、更衣室、便所、シャワー室 バスケットボール1面、バレーボール1面(練習用2面)、卓球6台、バドミントン3面、その他
対象校	なでしこ小学校体育館	稲付中学校体育館
施設 内容 使用種目	競技場(30m×20m) 管理事務室、更衣室、便所、シャワー室 バスケットボール1面、バレーボール2面(練習用)、卓球6台、バドミントン4面、その他	競技場(36m×24m)、武道場(15m×15m)、管理事務室、更衣室及び便所、シャワー室 バスケットボール1面、バレーボール1面(練習用2面)、卓球6台、バドミントン4面、その他 武道場は柔道、剣道、空手、ダンス、その他
対象校	田端中学校体育館	
施設 内容 使用種目	競技場(32.8m×25m)、管理事務室、更衣室及び便所、シャワー室 バスケットボール1面、バレーボール1面(練習用2面)、バドミントン4面、その他	

【3】校庭夜間開放

地域住民の体力増進とスポーツの振興を図るため、区立小・中学校のうち8校の校庭に夜間照明設備を設置して一般向けに開放しています。

桐ヶ丘中学校校庭	滝野川第五小学校校庭	滝野川第二小学校校庭
サッカー(50m×70m) 更衣室、便所	テニス(2面) 更衣室、便所	テニス(2面) 便所
十条富士見中学校校庭	滝野川紅葉中学校校庭	赤羽岩淵中学校校庭
サッカー(50m×100m) テニス(2面) 更衣室、便所	サッカー(48m×68m) 更衣室、便所	サッカー(50m×74m) 更衣室、便所
浮間中学校校庭	稲付中学校校庭	
サッカー(50m×82m) 更衣室、便所	サッカー(50m×80m) 更衣室、便所	

V 子育て応援

1. 子育て応援施設

【1】児童館、子どもセンター、ティーンズセンター

(1) 今後の児童館のあり方

平成25年3月に策定した「今後の児童館のあり方に関する基本方針」に基づいて、平成26年8月に「子どもセンター事業計画」、「ティーンズセンター事業計画」及び「子どもセンター及びティーンズセンター配置方針」を策定いたしました。

これらの計画に基づいて、近接する児童館を中心にその機能を統合し、乳幼児親子の居場所機能と子育て支援機能を充実するとともに地域ネットワークの拠点となる「子どもセンター」と、中高生世代の居場所機能を充実する「ティーンズセンター」へ移行していきます。

① 子どもセンター・ティーンズセンターへの移行

《平成28年度（3か所）》

栄町児童館 → 栄町子どもセンター
浮間児童館 → 浮間子ども・ティーンズセンター
神谷南児童館 → 神谷子どもセンター

《平成29年度（1か所）》

西ヶ原東児童館 → 西ヶ原子どもセンター

《平成30年度（2か所）》

十条台児童館 → 十条台子どもセンター
八幡山児童館 → 八幡山子どもセンター

② 児童館の統合

ア 岩淵児童館は、その機能を赤羽北児童館と志茂子ども交流館に統合し、平成28年3月31日に閉館しました。

イ 中里児童館は、その機能を田端児童館と西ヶ原東児童館（現・西ヶ原子どもセンター）に統合し、平成28年8月31日に閉館しました。

ウ 上十条児童館は、その機能を西が丘児童館と十条台児童館（現・十条台子どもセンター）に統合し、平成29年3月31日に閉館しました。

エ 赤羽西五丁目児童館は、その機能を桐ヶ丘児童館に統合し、平成30年3月31日に閉館しました。

オ 滝野川北児童館は、その機能を滝野川西児童館に統合し、平成31年3月31日に閉館しました。

(2) 児童館

児童館は、児童福祉法による児童厚生施設として、地域の児童に健全な遊び場を提供し、遊びを通して児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に設置しています（あわせて児童館の分室として、児童室を1か所設置している）。

児童館、児童室ともに利用対象は0歳から18歳未満の児童です。小学生の新たな居場所である、放課後子ども総合プランの実施に伴い、乳幼児親子や中高生の居場所としての利用促進を図っています。

(3) 子どもセンター、ティーンズセンター

子どもセンターは、以下に示す運営の基本的な考え方を掲げ、地域における子育てを応援できるようにその機能を果たしていきます。

- 乳幼児親子の居場所としての機能と子育て支援の充実を図る。
- 放課後子ども総合プランやティーンズセンターと連携した児童の健全育成の拠点となる。
- 地域ネットワークの拠点となる。

ティーンズセンターは、以下に示す運営の基本的な考え方を掲げ、中高生世代を応援できるようにその機能を果たしていきます。

- 中高生世代の居場所機能の充実を図る。
- 自己実現の場・社会体験機会の提供の場となる。
- 中高生世代の抱えている課題に対応する場となる。
- 地域と中高生世代をつなぐ架け橋となる。

(4) 施設概要

①施設概要と利用状況

児童館	14館
子どもセンター	5館
子ども・ティーンズセンター	1館
計	20館（他に児童室 1室）

○施設一覧

令和5年4月1日現在

名 称	所 在 地	開設年月日	面 積 (㎡)	4年度 入館者数(人)
滝野川東児童館 (指定管理)	滝野川1-46-7	昭40.11.13	497.41	21,460
赤羽児童館	赤羽南1-16-1-101	昭44.5.1	631.55	36,595
栄町子どもセンター	栄町33-3	昭45.5.1 (平28.4.1)	318.77	16,215
赤羽西児童館	赤羽西4-42-9	昭45.5.1	278.77	10,368
赤羽北児童館	赤羽北1-5-5	昭46.3.1	256.80	14,192
豊島児童館	豊島7-17-1	昭46.4.1	509.92	14,989
桐ヶ丘児童館	桐ヶ丘1-16-27-102	昭47.5.1	696.66	22,557
田端児童館	田端3-24-14	昭47.5.1	479.97	14,874
滝野川西児童館	滝野川6-21-25	昭48.5.1	679.47	28,519
豊島東児童館 (指定管理)	豊島5-5-9-120	昭48.12.15	506.22	10,989
王子東児童館	王子6-2-60	昭49.1.10	598.14	24,187
東十条東児童館	東十条3-10-1	昭50.5.1	384.58	18,905
西が丘児童館	西が丘2-4-1	昭51.4.17	415.86	14,190
袋児童館 (指定管理)	赤羽北3-7-2-101	昭54.10.1	463.48	10,734
浮間子ども・ティーンズセンター	浮間4-29-32	昭56.8.1 (平28.4.1)	595.68	31,398
十条台子どもセンター (指定管理)	中十条1-2-18	昭63.6.1 (平30.4.1)	480.35	25,029
八幡山子どもセンター (指定管理)	中十条4-15-7	平4.4.1 (平30.4.1)	484.36	12,321
西ヶ原子どもセンター (指定管理)	西ヶ原1-41-3	平6.4.14 (平29.4.1)	524.13	23,216
神谷子どもセンター	神谷3-35-17	平6.4.25 (平28.4.1)	637.72	27,155
志茂子ども交流館	志茂5-18-3	平21.4.1	853.94	21,924
計				399,817

※開設年月日のカッコ書きは、子どもセンター移行日を表す

児童室 1 室

名 称	所 在 地	開設年月日	面 積 (㎡)	4 年度 入室者数(人)
東田端児童室	東田端1-12-14	昭48.11.15	154.00	10,160

② 開館日及び利用時間

日曜日、毎月第一月曜日、休日及び年末年始以外は、午前9時30分から午後5時30分まで開館

※志茂子ども交流館は、週2回午後7時まで開館

※浮間子ども・ティーンズセンターは、月曜日から金曜日に午後7時まで開館

※指定管理者が運営する児童館（子どもセンターを含む）、第一月曜日は開館し、週2回（豊島東児童館は週5回）午後7時まで開館

【2】放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）

「放課後子ども教室」と「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」の放課後対策事業を一体的に運営するもので、小学校を会場として子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を提供しています。

【3】学童クラブ（留守家庭児童対策）

（1）事業概要

児童福祉法で放課後児童健全育成事業として位置づけられ、北区立小学校に在学する児童、区内に居住し北区立以外の小学校に在学する児童で、保護者が就労等のために留守になる家庭の児童の安全を図るとともに、異年齢集団の良さを活かした健全な遊び、基本的生活習慣を身につけることを目的としています。

なお、4年生から6年生までの児童は、学童クラブ特例利用として放課後子ども総合プランの放課後子ども教室の活動の中で実施しています。

現在、「学童クラブ」と「放課後子ども教室」の機能を併せ持つ総合的な放課後対策として「放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）」を実施しています。

放課後子ども教室

放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業期間に小学校の教室や校庭等を使い、子どもたちの遊び場・学ぶ場を提供しています。専任の指導員や地域の大人たちが見守り、自由遊び、宿題などの学習活動、スポーツや季節行事などの体験活動を実施しています。

(2) 実施日及び育成時間

①学童クラブ（1～3年生）

●区が直接運営する学童クラブ（20学童クラブ）

実施日	月曜日～金曜日（休日・年末年始を除く）
育成時間	【学校授業日】授業終了後～午後6時 【学校休業日】午前8時15分～午後6時
延長 育成時間	午後6時～午後7時 ※学童クラブ延長利用申請が必要です。
土曜日 育成	午前8時45分～午後5時30分 ※土曜日に育成が必要な児童は、土曜日育成申請により放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の中で育成しています。

●業務委託の学童クラブ（68学童クラブ）

実施日	月曜日～土曜日（休日・年末年始を除く）
育成時間	【学校授業日】授業終了後～午後6時 【学校休業日】午前8時15分～午後6時
延長 育成時間	午後6時～午後7時 ※学童クラブ延長利用申請が必要です。
土曜日 育成	午前8時15分～午後6時 ※土曜日に育成が必要な児童は、土曜日育成申請が必要です。

②学童クラブ特例利用（4～6年生）

実施日	月曜日～金曜日（休日・年末年始を除く）
実施場所	放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）
実施時間	学校授業日：授業終了後～午後5時30分 学校休業日：午前9時～午後5時30分
土曜日 育成	午前9時～午後5時30分 ※土曜日に育成が必要な児童は、土曜日育成申請により放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の中で育成しています。

(3) 実施場所（88クラブ）

令和5年4月1日現在

名 称	所 在 地	開設年月日	定員	登録児童数
王子っ子クラブ第一 ※	王子2-7-40	平21. 4. 1	40	40
王子っ子クラブ第二 ※	王子2-7-40	平21. 4. 1	40	37
王子っ子クラブ第三 ※	王子2-7-40	平31. 4. 1	40	38
王子っ子クラブ第四 ※	王子2-7-40	令4. 4. 1	40	36
王子っ子クラブ第五 ※	王子2-7-40	令4. 4. 1	40	44
王子っ子クラブ第六 ※	王子2-7-40	令4. 9. 1	40	31

名 称	所 在 地	開 設 年 月 日	定 員	登 録 児 童 数
王子っ子クラブ第七 ※	王子2-7-40	令5. 4. 1	40	38
王一小クラブ第一 ※	王子5-14-18	令3. 9. 1	40	37
王一小クラブ第二 ※	王子5-14-18	令3. 9. 1	40	35
王一小クラブ第三 ※	王子5-14-18	令3. 9. 1	40	38
王一小クラブ第四 ※	王子5-14-18	令5. 4. 1	40	29
王二なかよしクラブ ※	王子本町2-2-5	平21.12. 1	65	68
王三小クラブ第一 ※	上十条5-2-3	平24. 4. 1	40	35
王三小クラブ第二 ※	上十条5-2-3	平27. 4. 1	40	38
王五わんぱくクラブ第一	上十条2-18-17	平26. 4. 1	40	23
王五わんぱくクラブ第二	上十条2-18-17	令5. 4. 1	40	22
豊島学童クラブ ※	豊島3-10-23	昭39. 4. 1	40	38
第二豊島学童クラブ ※	豊島3-10-23	昭61. 4. 1	40	36
第三豊島学童クラブ ※	豊島3-10-23	平18. 4. 1	40	37
堀船つくしクラブ第一 ※	堀船2-11-9	昭45. 3. 8	40	42
堀船つくしクラブ第二 ※	堀船2-11-9	昭45. 3. 8	40	44
柳田みどりクラブ第一 ※	豊島2-11-20	昭40. 3.22	40	34
柳田みどりクラブ第二 ※	豊島2-11-20	令2. 4. 1	40	33
東十条こどもクラブ第一	東十条3-14-23	昭41. 7. 1	40	41
東十条こどもクラブ第二	東十条3-14-23	平21. 4. 1	40	40
東十条こどもクラブ第三	王子5-2-3-102	令3. 4. 1	40	43
なかよしクラブ ※	豊島5-3-30	昭49. 4.22	40	43
風の子クラブ ※	豊島5-5-5-107	昭55. 4. 1	70	37
十条小クラブ第一 ※	中十条3-1-6	令4. 4. 1	40	35
十条小クラブ第二 ※	中十条3-1-6	令4. 4. 1	40	32
赤羽こどもクラブ第一 ※	赤羽1-24-6	昭41. 6.27	40	34
赤羽こどもクラブ第二 ※	赤羽1-24-6	平31. 4.15	40	30
赤羽こどもクラブ第三 ※	赤羽1-24-6	平31. 4.15	40	33
岩小白梅クラブ ※	岩淵町6-6	昭44. 7.15	40	34
なでしこ小クラブ第一	志茂1-34-17	昭41. 2.21	70	58
なでしこ小クラブ第二	志茂1-34-17	平30. 4. 1	40	43
なでしこ小クラブ第三	志茂1-34-17	平30. 4. 1	40	42
なでしこ小クラブ第四	志茂1-34-17	令5. 4. 1	50	44
四岩小いちょうクラブ第一 ※	赤羽3-24-23	平23. 4. 1	40	47
四岩小いちょうクラブ第二 ※	赤羽3-24-23	令2. 4. 1	40	48
梅木あおばクラブ第一 ※	西が丘2-21-15	平28. 4. 1	40	37
梅木あおばクラブ第二 ※	西が丘2-21-15	平28. 4. 1	40	32
神小つばさクラブ第一	神谷2-30-5	平25. 4. 1	40	39
神小つばさクラブ第二	神谷2-30-5	平27. 4. 1	40	39
神小つばさクラブ第三	神谷2-30-5	令3. 4. 1	40	40

名 称	所 在 地	開設年月日	定員	登録児童数
稲田こどもクラブ第一 ※	赤羽南2-23-24	昭41. 6. 27	50	50
稲田こどもクラブ第二 ※	赤羽南1-16-1-101	令2. 4. 1	50	20
桐ヶ丘郷っ子クラブ第一 ※	桐ヶ丘1-10-23	平19. 10. 1	40	31
桐ヶ丘郷っ子クラブ第二 ※	桐ヶ丘1-10-23	昭48. 4. 10	40	26
桐ヶ丘郷っ子クラブ第三 ※	桐ヶ丘1-10-23	平21. 4. 1	40	34
赤北ひばりクラブ第一 ※	赤羽北2-15-3	昭48. 7. 20	40	39
赤北ひばりクラブ第二 ※	赤羽北2-15-3	令元. 5. 20	40	36
赤北ひばりクラブ第三 ※	赤羽北2-15-3	令元. 5. 20	40	0
八幡こどもクラブ ※	赤羽台3-18-5	昭45. 3. 19	40	36
浮間桜草クラブ第一	浮間3-4-27	昭40. 3. 23	40	46
浮間桜草クラブ第二	浮間3-4-27	平21. 4. 1	70	44
浮間桜草クラブ第三	浮間3-4-27	平30. 4. 1	40	42
浮間桜草クラブ第四	浮間3-4-27	平31. 4. 1	40	45
西浮間クラブ第一 ※	浮間2-7-1	平21. 4. 1	55	54
西浮間クラブ第二 ※	浮間2-7-1	平21. 4. 1	55	53
西浮間クラブ第三 ※	浮間2-7-1	平31. 4. 1	80	64
赤羽台西小クラブ第一 ※	赤羽台2-1-34	平28. 4. 1	45	45
赤羽台西小クラブ第二 ※	赤羽西5-7-5	平31. 4. 1	40	38
西が丘みらいっ子クラブ第一	西が丘1-12-14	平28. 4. 1	40	34
西が丘みらいっ子クラブ第二	西が丘1-12-14	平28. 4. 1	40	40
滝小こどもクラブ第一 ※	西ヶ原1-18-10	平17. 4. 1	40	47
滝小こどもクラブ第二 ※	西ヶ原1-18-10	平28. 9. 1	40	47
滝小こどもクラブ第三 ※	西ヶ原1-18-10	令2. 4. 1	60	70
滝二っ子クラブ第一 ※	滝野川6-19-4	平19. 4. 1	40	37
滝二っ子クラブ第二 ※	滝野川6-19-4	平28. 4. 1	40	28
滝二っ子クラブ第三 ※	滝野川6-19-4	令5. 4. 1	40	38
たきさんクラブ第一 ※	滝野川1-12-27	平22. 12. 1	40	39
たきさんクラブ第二 ※	滝野川1-12-27	平29. 4. 1	40	41
滝四もみじクラブ第一 ※	東田端2-5-23	昭40. 7. 21	80	79
滝四もみじクラブ第二 ※	東田端1-12-14	平31. 4. 1	35	43
滝五若葉クラブ第一	昭和町3-3-12	昭39. 7. 1	40	30
滝五若葉クラブ第二	昭和町3-3-12	平31. 4. 1	40	32
西ヶ原さくらっ子クラブ第一 ※	西ヶ原4-19-21	平15. 4. 1	40	42
西ヶ原さくらっ子クラブ第二 ※	西ヶ原4-19-21	平29. 4. 1	40	41
西ヶ原さくらっ子クラブ第三 ※	西ヶ原4-51-28	令5. 4. 1	40	19
谷端こどもクラブ ※	滝野川7-12-17	昭41. 1. 20	80	58
田端ぼふらクラブ第一 ※	田端5-4-1	平21. 4. 1	40	37
田端ぼふらクラブ第二 ※	田端5-4-1	平28. 4. 1	40	37
田端ぼふらクラブ第三 ※	田端3-24-14	令2. 4. 1	45	33

名 称	所 在 地	開設年月日	定員	登録児童数
田端ぼぷらクラブ第四 ※	田端3-24-14	令5. 4. 1	45	36
滝野川もみじ元気っ子クラブ第一 ※	滝野川3-72-1	平29. 4. 1	40	35
滝野川もみじ元気っ子クラブ第二 ※	滝野川3-72-1	平29. 4. 1	40	31
滝野川もみじ元気っ子クラブ第三 ※	滝野川3-72-1	平29. 4. 1	40	34
計			3,845	3,435

※ 業務委託による運営（68学童クラブ）

●令和5年4月の動向

- ①「王子っ子クラブ第七」を新設。
- ②「王一小クラブ第四」を新設
- ③「王五わんぱくクラブ」を「王五わんぱくクラブ第一」に名称変更し、「王五わんぱくクラブ第二」を新設。
- ④「ふたばクラブ」を「なでしこ小クラブ第一」、「みつばクラブ」を「なでしこ小クラブ第二」、「よつばクラブ」を「なでしこ小クラブ第三」に名称変更し、「なでしこ小クラブ第四」を新設。
- ⑤「浮間桜草クラブ第二」の定員変更。
- ⑥「西浮間クラブ第三」の定員変更。
- ⑦「西が丘みらいっ子クラブ第一」「西が丘みらいっ子クラブ第二」の移転。
- ⑧「滝二っ子クラブ第三」を新設。
- ⑨「西ヶ原さくらっ子クラブ第三」を新設。
- ⑩「田端ぼぷらクラブ第四」を新設。

2. 子育て支援事業

【1】子育て応援団事業

（1）子育て福袋

子育て応援団事業の一環として、出産を予定している区民すべてに対し、母子健康手帳の交付時に「子育て福袋」をお渡ししています。また、就学前のお子さんがある世帯でご希望される方にも配付しています。

福袋には「北区子育てガイドブック」や「子どもたちの育つ姿(家庭版)」を同封し、子育て支援施設などの案内や、各種子育て支援サービスの情報提供を行い、安心して子どもを産み育てる北区をアピールし、出産・子育てを支援しています。

（2）みんなでお祝い輝きパーズデー

子育て応援団事業の一環として、北区在住で満1歳を迎える子どもと保護者を、児童館、児童室、子どもセンターでのお祝い会・交流会(毎月実施)に招いて、誕生日をお祝いするとともに、アンケート回答者には後日カタログギフトを贈ります。地域の民生・児童委員が直接招待状をお

渡ししています。子ども同士、親同士の交流づくりのきっかけをつくる
とともに、子育て支援に関する情報提供を行い、地域における子育てを
支援しています。

（３）幼稚園入園に向けての交流会

子育て応援団事業の一環として、翌年度に幼稚園入園を控えた保護者
を対象に、先輩ママである幼稚園に通う子どもの保護者から直接話を聴
く機会を作り、入園準備等の情報提供を行います。

【２】子育てにっこりパスポート事業

子育て世帯への経済的な支援、地域の商店と顔なじみになることによる
地域での子育て支援の促進、区内の商店街の活性化を図ることを目的とし
て、子育て中の世帯（中学生以下の子どもがいる約２万世帯）が区内の協
賛店で買い物などをする際、割引などの特典を受けられる「北区子育てに
っこりパスポート」を配付しています。

なお、本事業は、令和６年３月３１日をもって終了し、協賛店には東京
都事業である「子育て応援とうきょうパスポート」への移行を案内いたし
ます。

令和５年３月現在発行数 31,820件

令和５年３月現在協賛店舗数 227店

【３】親育ちサポート事業

乳幼児を育てる親を対象に、参加者同士が抱えている悩みや関心事を共
有し、協力しながら自分に合った子育ての仕方を共に学ぶ場を提供し、い
きいきと自信を持って子育てできるよう支援するため、親育ちサポート講
座「ノーバディズ・パーフェクト・プログラム（NPプログラム）」を実
施しています。

【４】地域育て合い事業

子どもわくわく課と保育課の共同事業として、併設又は近隣に位置して
いる児童館・子どもセンターと保育園が施設と人材を一体的に活用し、す
べての子育て家庭を対象とする地域育て合い事業（在宅乳幼児支援、子育
てサークル支援）を９館・園で実施しています。

【５】子ども・子育て相談事業

子ども（小中高生）や保護者の身近な相談窓口として、専門相談員（臨
床心理士など）による相談事業を全館（２０館）で実施しています。

【６】プレーパーク事業

プレーパーク（子ども達が自分の意思と責任で自由に遊ぶことを通じて、
自主性や創造性を育むことを目的とした外遊び）を、市民活動団体と協働

して実施しています。

【 7 】 子育て支援情報

子育て応援サイト「きたハピモバイル」を運営し、区民が必要とする子育て関連情報を素早く見つけられるよう情報発信を実施します。

3. 子育て世帯のための各種手当・医療費助成

【 1 】 各種手当

(1) 児童手当（国制度）

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次世代を担う児童の健全育成を目的とした手当を給付します。

○支給対象 区内在住で、0歳から中学校修了までの児童を養育している家庭（所得制限あり）。

○手当月額

	[3 歳未満]	[3 歳～小学校修了前]	[中学生]
第 1 子	1 5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
第 2 子	1 5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
第 3 子以降	1 5, 0 0 0 円	1 5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円

※所得が、所得制限限度額以上～所得上限限度額未満の方
（特例給付） 1人につき 5, 0 0 0 円

※所得が、所得上限限度額以上となる方

児童手当・特例給付の対象外となります(令和4年6月分から)。

(2) 児童育成手当（都制度）

ひとり親家庭等または障害のある児童を養育している家庭に対して、子どもの福祉の増進を図ることを目的とした手当を給付します。

○支給対象・手当月額（所得制限あり）

[育成手当]

18歳に達した年度末までの児童を養育している母子・父子家庭、
又は父か母が重度の障害を有する家庭。

月額 1 3, 5 0 0 円

[障害手当]

20歳未満の障害がある児童（要件あり）を養育している家庭。

月額 1 5, 5 0 0 円

(3) 児童扶養手当（国制度）

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的とした手当を給付します。

○支給対象 18歳に達した年度末までの児童（中度以上の障害がある場合は20歳未満）を養育する母子・父子家庭、又は父か母が重度の障害を有する家庭（所得制限あり）。

○手当月額（令和5年4月から）

児童数	第1子	第2子加算額	第3子以降加算額
全部支給	44,140円	10,420円	6,250円
一部支給	44,130円 ～10,410円 (所得に応じて 決定されます。)	10,410円 ～5,210円 (所得に応じて 決定されます。)	6,240円 ～3,130円 (所得に応じて 決定されます。)

（4）特別児童扶養手当（国制度）

心身に障害があり、一定の要件に該当する児童を養育している家庭に対して、福祉の増進を図ることを目的とした手当を給付します。

○支給対象 中度以上の障害を有する20歳未満の児童を養育している家庭（所得制限あり）。

○手当月額 1級（重度） 53,700円
2級（中度） 35,760円

【2】医療費助成

（1）子ども医療費助成（所得制限なし・自己負担なし）

0歳から高校3年生相当の年齢（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子どもを養育している家庭に対して、児童の保健の向上と健やかな育成を図るため、子どもの医療費自己負担額（保険診療分）を助成します。

○対象者・医療証種別

乳幼児医療証（マル乳） 0歳から6歳就学前
子ども医療証（マル子） 小学校1年生から中学校3年生
高校生等医療証（マル青） 高校生相当の年齢

（2）ひとり親家庭等医療費助成（所得制限あり）

ひとり親家庭等の保健の向上ならびに福祉の増進を図るために、本人及び扶養者（子ども医療費助成制度対象者を除く）の医療費自己負担額（保険診療分）の一部を助成します。

○対象者

18歳に達した年度末までの児童（中度以上の障害がある場合は

20歳未満)を養育している母子・父子家庭、又は父か母が重度の障害を有する家庭(課税世帯は一部自己負担あり)。

4. 子どもの未来応援事業

「北区子どもの未来応援プラン(東京都北区子どもの貧困対策に関する計画)」(平成29年3月策定。令和3年7月修正)に基づき、未来を担う北区の子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、健やかに成長・自立できるよう、貧困の世代間連鎖を解消するための施策を展開していきます。

具体的な事業としては、ひとり親家庭等相談室「そらまめ相談室」を運営し、ひとり親家庭向けの講習会や交流事業を実施しています。また、日頃から子どもと接する区職員のスキルアップを図るための研修や、困難を抱える家庭への支援・機運の醸成を図るための区民向け講演会を実施しています。

あわせて、生活困窮・ひとり親世帯等の子どもの学習支援事業の実施、子ども食堂に主体的に取り組むNPOやボランティア団体等への助成制度の創設等、同プランに基づいた支援事業を展開しています。

5. 子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に公布された「子ども・子育て関連3法」に基づく新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」における「保護者が子育てについての第一義的な責任を有する」という基本的認識を踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を図っていきます。

また、「北区子ども・子育て支援計画2020」を策定し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進しています。

北区飛鳥山博物館

1. 飛鳥山博物館とは

北区の地域からは約3万年前から近代に至るまで、さまざまな人々の暮らしの痕跡がみつかっており、人々の生活の様子を知る多くの資料が残されています。

このような北区の悠久の歴史物語をわかりやすく、楽しく知っていただくために、平成10年3月、北区飛鳥山博物館が開館しました。



それまで北区の歴史を語る資料は、かつては区役所内の「区政資料室」や王子五丁目団地内の「北区立郷土資料館」に展示されていた時期がありましたが、資料の増加と新しい知見の蓄積にともない博物館建設計画がもちあがり、数年の準備を経て、飛鳥山公園内に現在の博物館が建設されました。

博物館の建設にあたっては以下の三つの視点を明示しました。

○ 不思議発見ミュージアム

北区のことが何でもわかり、北区の魅力発見にあふれた展示

○ オープンミュージアム

活動と情報のネットワークを図り、区民が集い参加し、地域活動が実践できる施設

○ 飛鳥山ミュージアム

建設地、飛鳥山公園の自然と歴史環境を活かし、知的な憩いの場として、区民に親しまれる地域文化のシンボリックな施設づくりとし、「郷土風土博物館」として特色ある施設

平成22年3月には、常設展示室をよりわかりやすく、より楽しくリニューアルしました。また、3階には北区ゆかりの絵画や伝統工芸品を展示する飛鳥山アートギャラリーを新設しました。

なお、平成22年4月から、文化財の保護・活用に関する業務も博物館で行っています。

また、令和3年2月から12月まで渋沢栄一翁を主人公にしたNHK大河ドラマ「青天を衝け」の大河ドラマ館の会場となりました。



「コン吉」
“王子の狐”に
ちなんだ当館の
オリジナル・キ
ャラクター

【1】博物館の役割と長期テーマ

当博物館は歴史系と自然系の要素を加えてそこに住む人々の生活環境も明示できる郷土風土博物館となるように「大地・水・人ー武蔵野台地と東京低地に見る自然と人々の暮らし」を長期テーマにしています。

これらをわかりやすく示すために地域に関する調査研究と資料の収集保管、展示や生涯学習への支援事業を行い、区民の生涯学習の振興に寄与することを博物館の役割としています。

【2】企画展示

それでは、北区飛鳥山博物館へ入ってみましょう。

大きな自動扉が開くとそこは博物館の2階部分でホワイエと特別展示室です。

特別展示室では、常設展示室で展示していない内容について調査研究した成果の展示を行っています。

春と秋の企画展示のほか、スポット展示、夏休み時の展示、さらに学校対応展示を開催しています。小学校中学年の社会科の単元「市のうつりかわり」に対応し実施される「昔の暮らし展」は、展示観覧と合わせてかまどや洗濯などの体験事業を行っており、令和4年度は34校2,312名の子供たちが参加しました。



せんたく体験



展示解説

また、同じフロアには講堂があり、講演会・講座や映画会などが開かれます。

なお、講堂は、平成21年度から博物館が事業で使用していない期間は、区の社会教育関係団体などに考古・歴史・民俗等に関する講演会、研究会などを開催する場所として有料でご利用いただいています。

【3】常設展示

2階から1階へ降りると常設展示室です。
縄文人の暮らし、弥生人のムラ、律令社会と豊島郡衙、名所 王子 飛鳥山 滝野川、地区に見る北区の近現代、荒川の生態系など、14のコーナーで北区の自然・歴史・文化を紹介しています。



実物大に復元された竪穴式住居



荒川生態系のジオラマ

数多くの実物資料の他、実物大に復元された大型模型や臨場感あふれるジオラマなどが展示されています。中でも、「縄文人の暮らし」コーナーの中里貝塚剥ぎ取り標本はその大きさに圧倒されます。また、「将軍御膳所・金輪寺」では江戸の頃の北区を題材にした4本の映像が楽しめます。

【4】閲覧コーナー・体験学習等

エレベーターを使って3階へ行ってみましょう。そこには、北区に関する資料を閲覧できるコーナーがあります。パソコンで収蔵品や錦絵を見たりクイズを楽しむことができます。

体験学習室ではいろいろな講座で資料を見たり、触れたり、作ったりしながら学べます。例年ですと夏休み期間中は、親子を対象に勾玉作り、縄文土器作り、きつねのお面作りなど、工作をしながら歴史や文化を学ぶ講座を多数開催しています。



「夏休み勾玉づくり教室」



「きつねのお面作りに挑戦！」

また、アートギャラリーでは、北区在住の人間国宝奥山峰石先生の作品をはじめ、北区にゆかりのある作家の美術品・伝統工芸品を展示しており、無料で観覧いただけます。

【 5 】 施設概要

所在地	王子1-1-3 (飛鳥山公園内)
建築面積	1,823.26 m ²
延床面積	4,853.12 m ² (収蔵庫内二層部273 m ² を含む)
構造等	鉄筋鉄骨コンクリート造 地上3階地下1階 (地下1階) 収蔵庫、機械室 等 (地上1階) 常設展示室・資料搬入関係諸室 等 (地上2階) 正面入口・特別展示室・講堂・事務室 (地上3階) 閲覧コーナー・体験学習室・アートギャラリー・ 軽飲食施設 等
開館時間	午前10時～午後5時
休館日	毎週月曜日 (月曜日が国民の祝日、振替休日にあたる場合は、その直後の休日以外の日) 年末年始 その他燻蒸等の臨時休館日があります。

常設展観覧料

	個人	団体	三館共通券
一般	※300円	240円	800円
高齢者(65歳以上)	150円		
小・中・高	100円	80円	320円

小学生未満は無料

団体扱いは20名以上

※障害者手帳をご提示いただいた場合は、一般券を半額でご利用になれます。(障害のある方お一人につき、介助者1名まで観覧料が免除になります。)

令和4年7月12日再開の三館共通券は紙の博物館、渋沢史料館をあわせて見られます。

交通機関

JR京浜東北線

王子駅南口から徒歩5分

東京メトロ南北線

西ヶ原駅から徒歩7分

東京さくらトラム (都電荒川線)

飛鳥山停留場から徒歩4分

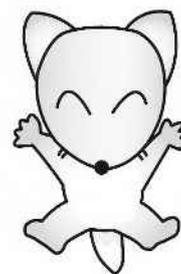
北区コミュニティバス

飛鳥山公園停留所から徒歩3分

都バス 草64 王40 王55系統

飛鳥山停留所から徒歩5分

「遊びに来てね！」



【6】その他の事業

博物館運営協議会

魅力ある博物館運営を図るため、北区飛鳥山博物館条例に基づき運営協議会を設置しています。運営協議会は学識経験者のほか、社会教育関係団体の代表、一般公募の区民及び小・中学校校長会の代表で構成され、年度ごとの事業計画や活動状況について協議をしています。

2. 北区ふるさと農家体験館事業



所在地 北区赤羽西5丁目2番34号
赤羽自然観察公園内

開館日 通年開館（年末・年始を含む）

開館時間 午前9時30分～午後4時30分
ただし、7月1日～8月31日は
午前9時30分～午後6時
（夏季時間）

北区ふるさと農家体験館（以下、体験館）は、浮間地区に所在した古民家を、赤羽自然観察公園内に移築・復原した施設です。体験館は、北区指定有形文化財「旧松澤家住宅 附倉屋」として保存・管理されるとともに、見学施設として利用されています。また、建物や庭を活用して体験講座を実施し、昔ながらの地域文化などの普及活動を行っています。

【1】ふるさと農家体験館の運営

体験館では、区民主体の団体として設立した北区ふるさと農家体験館運営協議会が事業の運営をしています。古民家事業に必要な知識や技術を習得する研修などを実施しながら、地域文化のさまざまな普及事業の活動を行っています。主な活動としては、年中行事や工作教室、ふれあい教室、古民家生活体験講座などのほか、施設ガイドや広報紙「きたふる通信」の発行を行っています。

【2】各種事業の概要

（1）古民家の活用を目的とした事業

伝統的な生活の様式を体験的に学習するための行事食作りなども含めた年中行事の再現（端午の節句、七夕、お月見、繭玉飾り、節分、桃の節句など）、昔の玩具などを製作する工作教室、野菜栽培を通して食について学ぶ生活体験講座など、地域の歴史や生活文化に関連する事業を実施しています。また、他区の古民家と協力しながら、古民家めぐりなどを実施しています。



野菜作り



生活体験講座

(2) 施設の保全を目的とした事業



かまど

北区指定文化財でもある古民家を文化財として保存していくため、茅葺き屋根の維持を目的に日常的な燻煙作業（かまどの火入れ）を行っています。また、障子の張替え、建物や茅葺き屋根の保守点検・補修も実施しています。

3. 文化財の保護・活用事業

文化財は、地域社会固有の歴史や文化を理解するために欠くことのできない先人の貴重な遺産です。また、後世のひとびとの文化的生活の向上と発展の基礎をなすものです。当該事業では、こうした文化財の所在調査や内容分析を行うとともに、文化的あるいは学術的な価値が損われることのないよう維持・管理し、ひとびとによる新たな文化の創造と発展に寄与し得るよう努めています。

(1) 文化財の保護

北区文化財保護条例に基づき、区内にある文化財のうち適当と認めた文化財を北区文化財台帳に登載し、積極的に保護・管理しています。このうち特に重要なものについては、北区文化財保護審議会での審議を経て指定文化財に指定されます。

令和4年4月1日現在、北区文化財台帳に登載されている文化財は47件で、そのうち37件が区指定文化財に指定されています。

(2) 文化財の公開・活用

区の歴史や文化財に対する関心を高め、理解を深めるために次の事業を行っています。

① 文化財公開事業

「稲付の餅搗唄」（北区指定無形民俗文化財）の実演と体験を保持団体の道観山稲荷講の皆さんと西が丘小学校の協力のもと、北区ふるさと農家体験館で

行いました。

② 文化財講演会

令和4年度は、「銭湯からまちを考える」と題して国登録文化財「稲荷湯」や銭湯文化について講演会を開催しました。

(3) 文化財保護審議会

北区文化財保護条例に基づき7名の文化財保護審議会委員が、教育委員会の諮問に応じ文化財の保存、活用に関する事項を調査、審議し答申を行っています。

(4) 文化財調査

区内に所在する貴重な文化財が失われてしまわないよう所在調査を積極的に行い、保護及び活用を図っています。古文書調査や暮らし・生業等の聞き取り調査を行っています。

(5) 埋蔵文化財発掘調査

北区には旧石器時代から古代・中世にわたる遺跡が多く、埋蔵文化財の包蔵地域が、区内の面積の2割近くを占めており、都内でも有数の遺跡の宝庫になっています。

これに該当する土地で、建築や土木工事などの開発行為等が行われる場合には、埋蔵されている貴重な文化財を破壊から守るため、事前に発掘調査等を行い、記録に留めて保護・活用を図っています。試掘調査並びに個人専用住宅建設に伴う本発掘調査については、国庫補助金対象事業として調査を実施しています。

令和4年度は、区内で20件の国庫補助金事業調査が実施されました。

(6) 文化財保護の奨励金・補助金交付

北区文化財保護条例に基づき、貴重な文化財の管理・修理・伝承事業等に対し、区指定文化財等の所有者及び保持者へ奨励金、補助金を交付しています。

～無形民俗文化財の伝承事業に参加する地域の小学生～



王子田楽



稲付の餅搗唄

(7) 冊子の刊行

令和4年度は、『高木助一郎日記調査報告書3』を刊行しました。

(8) 文化財説明板等の設置

北区文化財保護条例に基づく事業で、文化財説明板や標識等を設置して、文化財の普及を図っています。

令和4年度は、「梶原の渡船場跡」「石造近藤守重坐像」の説明版を設置し、「熊野坂」「道音坂」の標識修理をしました。

図書館

1. 図書館の目的

図書館は生涯学習の拠点として、すべての区民が自己の教養を高め、調査研究を行い、レクリエーションなどのために必要なあらゆる資料を提供し、区民の知的活動を支援することを目的とする施設です。

この目的のため、充実した資料と情報メディアを備え、多様化・高度化する情報ニーズに応えるとともに、区民にとって身近で頼りになるパートナーとして展開できる図書館を目指します。

2. 図書館の事業

図書館では、図書・視聴覚資料等の貸出、レファレンス等資料サービスをはじめ、おはなし会、講座、講演会などの各種事業を行っています。

【1】貸出サービス

(1) 個人貸出

区内在住、在勤、在学を問わず登録後、資料の貸出を行います。貸出点数は、図書・雑誌計30冊（内、木のおもちゃ、布の絵本は各1点まで）、CD10巻、DVD1巻。貸出期間は2週間（DVDは1週間）です。はじめて利用する方は、住所、氏名、生年月日を確認できるもの（健康保険証、自動車運転免許証等）を持参のうえ利用登録をしていただくと、その日から北区の全図書館で資料が借りられます。

2年毎に住所を確認し、登録の更新を行います。



(2) 団体貸出

北区内に団体の事務所などを有する5名以上のグループで、代表者を決めて登録します。1団体1回につき100冊（CD、DVDを除く）まで1か月間貸出をします。また、学校、幼稚園、保育園、児童館等への団体貸出も行っています。

【2】予約サービス

(1) 利用者の希望する図書が貸出中または、区内の別の図書館に所蔵されている場合は、予約申込みにより取り寄せることができます。北区立図書館で所蔵困難である貴重な専門書等は、国立国会図書館、都立図書館、東京都内の各公立

図書館等から借用して、区内在住・在勤・在学の利用者に提供しています。

- (2) 利用者は館内の端末機から予約ができます。また、区内在住・在勤・在学の方は、インターネット・携帯電話からも各館の所蔵する図書・CD等の予約ができます。

【3】相談業務（レファレンスサービス・レフェラルサービス）

図書館利用者が情報を求め、または調査研究のために資料を利用するときは、図書館の職員が相談に応じています。

また、北区以外の公立図書館、国立国会図書館、都立図書館、各種専門機関等への照会または紹介も行っています。

【4】大学図書館との連携

研究テーマを持つ北区在住の方は、北区と協力関係のある大学図書館（大正大学・東洋大学）を利用することができます。※令和2～4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止しましたが、令和5年度から再開します。

【5】子どもの読書活動推進事業

（1）読書活動推進計画の策定

北区教育委員会では、子どもの読書活動の大切さの普及・啓発、学校や地域との連携と協働を進めております。この子どもたちの読書推進のため、子どもが本に触れる機会を増やすとともに、子どもたちに本を手渡す大人自身が、読書活動を推進する担い手となるよう努めています。このため、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年）」に基づき、令和2年3月北区教育ビジョン2020を踏まえ、「第四期北区子どもの読書活動推進計画～読書は生きる力を育む～」を策定しました。

（2）ブックスタート（子育て応援団事業）

3～4か月児健診時に赤ちゃん和本との出会いを支援するため、赤ちゃんと保護者に絵本の読み聞かせ（令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）を行うとともに2冊の絵本などが入ったブックスタートパックを配布しています。



ブックスタートパック

（3）ブックスタートフォローアップ（子育て応援団事業）

ブックスタート後の乳幼児と保護者が、引き続き本に興味・関心を持ち、意欲的に読書活動の充実を図る機会を提供するため、図書館や地域会場で赤



子育てガーデン

ちゃん絵本サロン、ちびっこ絵本サロン、赤ちゃんにこにこサロン、赤ちゃんのためのおはなし会等を開催しています。また、年齢や発達に応じた絵本の選び方や紹介も行っています。

(4) 3歳児絵本プレゼント（子育て応援団事業）

ブックスタートフォローアップ後の幼児を対象に、3歳児健康診査通知に引換券を同封しています。近くの図書館で、5冊の絵本の中から1冊と専用バッグをプレゼントしています。これは、図書館への来館を促し、幼児の年齢と発達に応じた本を手渡すことによって、本との結びつきを深め繋ぐ手がかりとしています。



3歳児絵本プレゼント

(5) 学校との連携

図書館は、子どもたちが読書の楽しさを知り、自分で考え、判断する力を身につける手助けをします。そのため、子どもたちの学びの場である学校と連携し、児童・生徒が本を選び、本を読むことにより、本をより身近に感じ、意欲的に調べ学習ができるよう、学校における読み聞かせ、ブックトーク（テーマに沿った本の紹介）、読書講演会の開催、本の団体貸出、学校図書館システムの運用支援など、魅力ある学校図書館づくりを継続して支援しています。このほか、図書館見学の受入、中学生の職場体験学習の受入などを行っています。



学校図書館での本の説明

また、平成30年度から北区立小・中学校全校配置となった学校図書館指導員と連携・協力して、学校図書館の環境整備、資料整備、読書活動推進、授業などを総合的に支援しています。なお、学校図書館指導員の配置は、令和2年度から全校に週2日以上配置されています。

(6) YA（ワイエー）※サービス

YA（中・高校生）世代の読書活動支援のため、中央図書館にYAスペースを設置しています。YA世代に人気のある本、YA世代特有の問題や課題解決及び児童書から一般書への橋渡しとなる資料をそろえ、読書環境の整備に努めています。

※YA（ワイエー）とは、Young Adult（ヤングアダルト）の略で、中学・高校生世代の「若いおとな」を指すことばです。

(7) ボランティア養成講座

絵本の読み聞かせに関心のある方、読み聞かせを行っている方を対象に、絵本の読み聞かせの基礎、本の選び方、おはなし会の組み立て方などを学ぶ講座を開講しています。また、経験者向けのステップアップ講座等も開講して、子どもと本との出会いを繋ぐ人材の養成に取り組んでいます。

【6】地域資料

各図書館には、北区や東京都区市町村についての郷土史に関する資料、行政に関する資料のコーナーがあります。資料の閲覧や貸出もできます。

(1) 北区の部屋

中央図書館には北区に関する資料を収集した「北区の部屋」があります。「北区のことなら何でもわかる」をコンセプトに、地域資料専門員を配置し、「北区」についてのさまざまな質問にお答えするとともに、北区に関する情報を収集・保存・貸出・活用しています。

- ・ 図書のほか、古地図、古写真、古文書、北区に関する新聞記事・CD・DVDなどを所蔵しています。
- ・ 北区に関するテーマ展示や、地域資料情報紙「北区の部屋だより」の刊行を毎月行っているほか、公開歴史講座を開催するなど情報発信を行っています。
- ・ 北区アンバサダー、北区ゆかりの偉人渋沢栄一翁関連図書の展示を行っています。

(2) 特設コーナー

滝野川図書館では西ヶ原ゆかりの北区アンバサダーであった内田康夫氏、ドナルド・キーン氏の資料コーナーがあります。また、令和2年6月に「渋沢栄一関連書籍コーナー」を全館へ新設しました。

(3) 図書館刊行物

北区に関する情報発信と北区のみなさんに地域への親しみと愛着を持ってもらうため、地域の歴史に関する図書を刊行しています。区内図書館での閲覧、貸出のほか、中央、滝野川、赤羽の3図書館、飛鳥山博物館、区政資料室、区内一部書店（①③のみ）で販売しています。

① 北区の歴史はじめの一步

北区の子どもたちや北区について初めて学ぶ方のための地域史の入門書です。北区を7地区（赤羽東、王子東、滝野川東、赤羽西、滝野川西、王子西、浮間）に分けて、それぞれの特徴を数多くの写真や地図でわかりやすく解説。区内小中学校図書館、該当地域の区立小学3年生の全児童に配布しています。



② 北区こぼれ話・北区こぼれ話2

地域資料専門員が北区に関する様々な雑学・豆知識を紹介する「北区の部屋だより」の連載コラム「北区こぼれ話」。掲載しきれなかったエピソードや、発行後に判明した新事実などを加筆し、50話ごとにまとめて冊子にしています。



③TOKYO 北区のK I T Aみち～目で見える北区の歴史～

北区という地域のこれまでの歩みと特徴などを写真や図版を使ってわかりやすく解説。北区のことが1冊でわかる、北区の地域史の決定版です。

北区に住む外国人の方や、北区に興味を持たれた海外の方にも北区を紹介できるよう、英語翻訳版（TOKYO The Trails of KITA City～An historical overview of Kita City～）も併せて作成しました。



【7】ドナルド・キーンコレクション

北区名誉区民・北区アンバサダーであった、日本文学研究者ドナルド・キーン氏（平成31年2月24日逝去）より寄贈していただいた愛蔵書を「ドナルド・キーン コレクション」として一般公開しています。（平成25年1月開設 寄贈図書788冊、絵画6点、掛け軸1幅）。

「皆さんに読んでほしい」という、キーン氏の意向を受けて、コレクションコーナー内の閲覧室で読むことができます。

キーン氏の業績を紹介する企画展や図書展示などの事業のほか、オリジナルグッズ（バック等）の販売等も行っています。



コレクションコーナー内で本を紹介するキーン氏

【8】視聴覚事業

（1）16ミリフィルム・16ミリ映写機の貸出（中央図書館）

対象・・・区内在住、在勤の個人または団体（図書館の利用カードまたは身分証明書が必要）に貸出します。（映写機の貸出は故障のため中止。）

【9】障害者サービス

どなたでも図書館を利用できるよう、障害者サービスを行っています。（1）～（5）は区内在住・在勤・在学の視覚障害1～6級までの方、（6）は区内在住で身体障害者手帳の肢体不自由1・2級または内部障害1～3級の方で外出が困難な方が対象となります。いずれも、受付は中央図書館で行っています。

（1）対面音訳

図書館で所蔵しているご希望の資料（本、雑誌等）を1回につき2時間、ボランティアが音訳します。会場は、中央・滝野川・赤羽・浮間図書館のほか、ご希望により各地域振興室の会議室も利用できます。

(2) 点字図書、音訳図書の郵送貸出

点訳(点字図書)、音訳資料(カセットテープ、DAISY図書[※])を郵送貸出(30日間)します。北区で所蔵していないものについては、全国の図書館で所蔵している点訳、音訳資料をお探しします。

※DAISY(デイジー)とは、「Digital Accessible Information SYstem」の略で、視覚障害者のためのデジタル録音資料です。

(3) 雑誌録音資料の定期郵送貸出

希望の雑誌を申し込むと、定期的に雑誌録音資料を郵送貸出します。

(4) 点訳・音訳図書新着情報の郵送貸出

図書館の情報紙(「ぼけっと」「北区の部屋だより」)、「メールマガジン」と「サピエ図書館[※]」の新作情報をDAISY図書として毎月郵送貸出します。図書館情報誌は点訳版の郵送配布も行っています。

※サピエ図書館とは、「視覚障害者情報総合ネットワーク」のことで、点字、デイジーデータ等、地域・生活情報を提供するweb上のネットワーク会員の所蔵する資料の目録、点字・音声図書出版目録からなる図書館のことで。

(5) CDの郵送貸出

1回につき10巻までCDを郵送貸出します。

(6) 宅配サービス(中央図書館)

図書館資料を貸出(30日間)し、ご自宅まで宅配します。また、返却の際には集荷します。

(7) 行事(中央図書館)

DVD映画に字幕・音声ガイド補助を取り入れた「バリアフリー映画会」、手話通訳を同時に実施し誰でもが楽しめる「バリアフリー朗読会」などを開催しています。

(8) ボランティア養成講座

音訳・点訳者の養成のため講習会を実施しています。

【10】新聞・雑誌

新聞は館内で閲覧ができます。館ごとに保存期間を決め保存しています。朝日・日経・毎日・読売各紙の新聞縮刷版を所蔵しています。

新刊雑誌は館内で閲覧できます。バックナンバーについては貸出をしています。

【11】リサイクル事業

資源の有効利用を図るために、除籍手続きを経て不要になった一般図書・児童図書・雑誌等を利用者あるいは区内公共施設等に無償提供しています。

【12】コピーサービス

図書館資料の複写のためコイン式コピー機が利用できます。
コピーできるものは、著作権法により定められています。

【13】区民との協働

（1）区民とともに歩む図書館委員会

平成17年度から始まった「区民とともに歩む図書館委員会」は、第5期を数え、設置から10年以上が経過しています。第6期の「区民とともに歩む図書館委員会」の開催準備を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催に至りませんでした。これまでの「区民とともに歩む図書館委員会」の実績を踏まえて今後の在り方を検討し、第6期の開催を検討していきます。

（2）図書館ボランティア活動の推進

第一期区民とともに歩む図書館委員会の提言により、図書館ボランティア団体のネットワーク組織「北区図書館活動区民の会」が発足しました。「企画・広報部」「子ども部」「ユニバーサル部」「地域資料部」「ドナルド・キーン研究会（部）」の5つの部会から構成され、各種講座・講演会など様々な活動を図書館と協働しています。

（3）ボランティア人材育成

児童サービス、障害者サービスなどの専門分野毎に、ボランティア養成講座を開催しています。

【14】インターンシップなど

（1）インターンシップなどの受入

東京都立大学よりインターンシップ、立教大学・中央大学・白百合女子大学より図書館司書課程実習の学生を受け入れています（令和4年度）。

（2）視察、見学など

図書館では、視察、見学などを受け入れています。

（3）職場内研修

初任者向けに図書館業務にかかわる研修、スキルアップのためにテーマを定めた研修などを行っています。

【15】諸行事

区民の生涯学習を支える情報拠点として、区民のあらゆる知的活動を支援し、地域の活性化に貢献することを目的として、おはなし会、映画会、講座、講演会等の行事を実施しています。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部行事については中止としています。

(1) おはなし会・読み聞かせ

図書館や地域で、絵本の読み聞かせやおはなし会などを聞くことで、絵本の世界を楽しみ、年齢や発達に応じた絵本を読んでもらうことによって、新たな本とのかかわりを続けます。

おはなし会（赤ちゃん・幼児・小学生・紙芝居）や、時季に対応した子ども会を各図書館で行っています。



子どもは、おはなしが大好き

(2) 子どもと本をつなぐ催し

「子どもの本のつどい in KITAKU」



読書活動を推進するために制定された「子ども読書の日」(毎年4月23日)にちなんで、毎年、各図書館で、春の「このほんよんで！」(令和4年度中止)を開催しています。また、夏休み期間中には、中央図書館で夏の「このほんよんで！」を開催しています。(令和4年度は、新型コロナウイルスの影響により、代替として夏の「このほんよんで！～よみきかせ～」を実施)令和4年度の「子どもの本のつどい in

KITAKU2022」は、中央図書館でおすすめ本の展示・紹介、本のリスト作成・配布を行いました。

(3) 子ども一日図書館員

小学校4～6年生の児童を対象に、図書館の仕事を体験してもらい、図書館に対する理解を深め、図書館の役割を知り、図書館に親しむ手掛りとします。



子ども一日図書館員

(4) 各種講座・講演会・イベントの開催

図書館を広く利用していただくための各種講座、講演会等を開催しています。

小学生向けワークショップ
「親子で探検！
中央図書館ナイトツアー」



子育てガーデンフェア
0・1・2才

古文書入門講座
「北区の古文書を読んでみよう！」



バリアフリー朗読会

【16】広報活動

北区立図書館の事業を広く周知するため、広報活動をしています。

- ・ 北区図書館情報「ぽけっと」発行（毎月1日）
- ・ 「北区の図書館案内」（一般用・児童用）の配布
- ・ 乳児向け絵本リスト「はじめまして！」（ブックスタート用）の配布
- ・ 幼児向け絵本リスト「このほんよんでみて！」の配布
- ・ 小学生向け図書リスト「よまれたがりやの本たち」の配布
- ・ 北区立図書館のホームページ編集
- ・ メールマガジン「図書館情報」の配信（毎月1日、15日）
- ・ 「北区の部屋だより」発行（毎月1日）
- ・ 北区教育広報紙「くおん」に記事を掲載しての広報活動

時事の話題を集めた展示や季節に関する本の展示を行っています。



中央図書館：総合フロア（企画展示）
認知症フェア 九月



中央図書館 一般向け平和図書コーナー
企画展示 八月



萩原朔太郎大全 2022・ドナルドキーン生誕 100年
『田端文士とキーン先生～萩原朔太郎～』
令和4年11月1日(火)～令和5年2月5日(日)



中央図書館こども図書館
テーマ展示 【いきもの大好き】

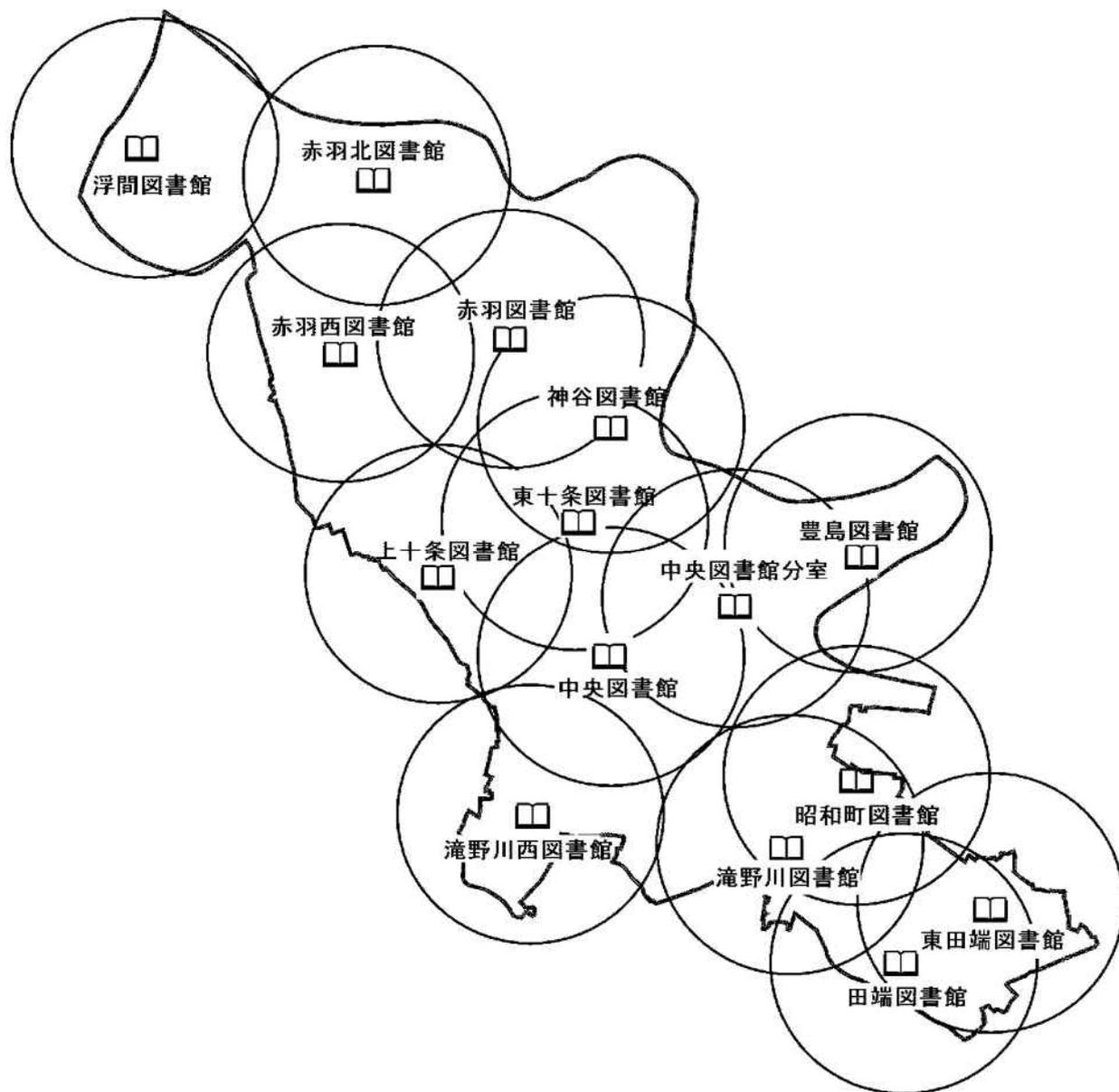


ドナルド・キーン コレクションコーナー



北区の部屋：展示
【渋沢栄一翁等身大パネル】

北区立図書館サービスエリア図



図書館を中心に半径 1 km の円を描いている。
北区のほぼ全域が図書館からの徒歩圏にあたる。

(白 紙)

3. 施設の概要

館名及び開設年月日	所在地及び施設概要	延床面積 m ²
中央図書館 昭和13年2月12日開設 昭和42年4月1日改築 平成20年3月30日閉館 平成20年6月28日新館開館	北区十条台1-2-5 敷地面積5,725.19m ² 開架書架、閲覧室、子ども図書館、新聞雑誌コーナー、対面音訳室、レファレンスコーナー、国際コーナー、AVコーナー、個人学習室、YA(中高生)コーナー、ホール、作業室、閉架書庫	6,165.25 RC造 地上3階
滝野川図書館 昭和39年4月10日 平成4年10月5日改築	北区西ヶ原1-23-3 (滝野川会館地下1階) 開架書架、閲覧室、子どもコーナー、新聞雑誌コーナー、対面音訳室、シルバーコーナー、国際コーナー、AVコーナー、パソコンコーナー、閉架書庫	1,277.60
赤羽図書館 昭和39年10月10日 昭和57年7月12日改築	北区赤羽南1-13-1 (赤羽会館5階) 開架書架、閲覧室、児童書コーナー、新聞雑誌コーナー、対面音訳室、国際コーナー、AVコーナー、パソコンコーナー、YA(中高生)コーナー、閉架書庫(6階)	1,533.72
浮間図書館 昭和53年4月15日 令和2年4月1日移転	北区浮間4-29-32 (浮間中学校内) 開架書架、閲覧コーナー、子どもコーナー、新聞雑誌コーナー、対面音訳室、パソコンコーナー	578.90
赤羽西図書館 昭和54年4月17日	北区赤羽西5-7-5 (赤羽西福祉作業所3階) 開架書架、閲覧コーナー、子どもコーナー、新聞雑誌コーナー	514.56
昭和町図書館 昭和59年4月12日	北区昭和町3-10-7 (昭和町区民センター3階) 開架書架、閲覧コーナー、子どもコーナー、新聞雑誌コーナー	570.68
田端図書館 昭和59年6月4日	北区田端3-16-2 (田端区民センター3階) 開架書架、閲覧コーナー、子どもコーナー、新聞雑誌コーナー	352.20
上十条図書館 昭和60年7月15日	北区上十条3-3-9 (上十条区民センター3階) 開架書架、閲覧コーナー、子ども室、新聞雑誌コーナー	497.59
赤羽北図書館 昭和62年6月2日	北区赤羽北1-18-1-111 開架書架、閲覧コーナー、子ども室、新聞雑誌コーナー	401.82
東田端図書館 平成元年10月20日	北区田端新町2-14-15 開架書架、閲覧コーナー、子ども室、新聞雑誌コーナー	327.00
神谷図書館 平成6年4月25日	北区神谷3-35-17 (神谷区民センター1階) 開架書架、閲覧コーナー、子どもの本の部屋、新聞雑誌コーナー	463.64
滝野川西図書館 平成8年6月3日	北区滝野川6-21-25 (滝野川西区民センター5階) 開架書架、子ども室、新聞雑誌コーナー	679.47
豊島図書館 平成10年8月3日	北区豊島3-27-22 (豊島区民センター1階) 開架書架、閲覧コーナー、子ども室、新聞雑誌コーナー	483.95
東十条図書館 平成13年9月3日	北区東十条3-2-14 (東十条区民センター1階) 開架書架、子どもの本の部屋、新聞雑誌コーナー、 すくすく子育て支援コーナー	454.75
中央図書館分室 平成21年4月4日	北区豊島1-14-12 (王子区民センター2階) 開架書架、子どもコーナー	195.24
計		14,496.37

図書資料数			席数(席)		開館時間	休館日
図書(冊)	雑誌(誌)	新聞(紙)	閲覧席	その他		
438,073						
465,650 下段は 区内共通資料 (外 数)	348	42	374	132		1. 定期休館日 毎週月曜日 (中央館は第1・第3・ 第5月曜日(祝日の 場合は翌平日))
73,096	178	18	166	52	中央図書館 滝野川図書館 赤羽図書館	2. 館内整理日
72,588	161	21	179	32	午前9時～ 午後8時 日曜日・祝日は 午後5時まで	(1) 3月・12月を除く 毎月第4木曜日 (その日が休日にあた る場合は翌日)
34,014	97	12	46	20		(2) 3月31日 (その日が土・日曜 日、定期休館日にあ たる場合は、直前の 金曜日)
22,150	98	9	48	18	浮間図書館 滝野川西図書 赤羽図書館	
32,023	96	10	68	31	午前9時～ 午後8時	3. 年末年始 12月29日～1月4日
17,489	74	8	38	16	土・日曜日・祝日は 午後5時まで	
25,550	86	14	24	25		4. 特別整理日 必要な期間
24,945	88	8	22	21		
26,983	107	8	16	14	上記以外の図書 館(含分室)	
35,136	130	9	12	37	午前9時～ 午後7時	
31,517	105	9	12	33	土・日曜日・祝日は 午後5時まで	
33,359	105	10	24	25		
28,143	93	12	30	25		
28,599	27	7	13	5		
1,389,315	1,793	197	1,072	486		

4. 沿革

昭和

13.	2. 12	東京市立王子図書館開館
18.	7. 10	都制施行に伴い都立王子図書館となる
25.	10. 1	都から委譲されて北区立王子図書館となる
39.	4. 10	滝野川図書館開館
39.	10. 10	赤羽図書館開館
42.	4. 1	北区立図書館が王子3丁目に開館



昭和13年当時の館舎



北区立図書館（王子3丁目）



自動車文庫巡回貸出の様子

45.	8. 25	自動車文庫「あおぞら号」(A号車) 巡回貸出開始
47.	4. 17	自動車文庫「あおぞら号」(B号車) 巡回貸出開始
52.	12. 23	袋図書館開室
53.	4. 15	浮間分室開館
54.	4. 17	赤羽西図書館開館
56.	1. 17	文化センター図書館開館
59.	4. 12	昭和町図書館開館
59.	6. 4	田端図書館開館
60.	3. 31	自動車文庫「あおぞら号」(A号車) 巡回貸出廃止
60.	7. 15	上十条図書館開館
62.	6. 2	赤羽北図書館開館（袋図書館より名称変更）

平成

元年.	10. 20	東田端図書館開館（区内初の電算処理館）
2.	10. 2	中央、上十条、赤羽北の各図書館が電算処理館へ
3.	10. 1	赤羽、浮間、赤羽西、文化センター、昭和町、田端の各図書館が電算処理館へ
4.	10. 5	滝野川図書館が電算処理館へ（全館電算処理館へ）
6.	4. 25	神谷図書館開館

8.	6.	3	滝野川西図書館開館
9.	6.	26	自動車文庫「あおぞら号」(B号車)巡回貸出廃止
10.	8.	3	豊島図書館開館
13.	9.	3	東十条図書館開館
			持出防止 BDS ゲート導入(タトルテープ導入)
15.	1.	7	館内利用者端末(OPAC)からの予約、ホームページからの蔵書検索サービスを開始
15.	2.	12	インターネットからの予約開始
16.	3月	(仮称)	新中央図書館基本計画策定
17.	4.	23	滝野川西図書館「平成17年度子どもの読書活動優秀実践図書館」として、文部科学大臣表彰を受ける
17.	5.	17	区民とともに歩む図書館委員会設置
17.	8.	26	図書館パートナー会議開始
18.	5.	14	新中央図書館建設予定地において、「内田康夫と赤レンガまつり」を開催
18.	7月		新中央図書館建設着工
20.	3月		新中央図書館建物完成
	3.	30	(旧)中央図書館(王子3-22-3)閉館
	4.	1	行政資料センター、障害者福祉センター図書室統合
	6.	1	文化センター図書館閉館
	6.	14	新システム稼動
	6.	28	新中央図書館開館
			オープニング記念イベント実施
			赤レンガまつり実行委員会より新1年生用に図書館バッグ2,500枚寄贈される
			中央図書館にてDVDの館内視聴及び貸出開始
			中央図書館にて商用データベースの閲覧開始
			中央図書館にてICタグによる運用開始
			(自動貸出機・BDSゲート・蔵書点検)
	7.	5	中央・滝野川・赤羽図書館において土曜日の開館時間延長開始(午後8時まで)
	7.	14	中央図書館毎月第2・4月曜日開館
	9月		居住地別利用制限開始
21.	1.	6	「宅配サービス」の開始(対象者の制限あり)
			創立70周年記念展示実施
			(於:中央図書館1階エントランス)
	3月		「第二期北区子ども読書活動推進計画」～読む力は生きる力～策定
			「北区立図書館70周年記念誌」発行

4.	4	中央図書館分室開館（IC タグ導入）
6月		第二期北区子ども読書活動推進計画策定・開館1周年記念展示 （於：中央図書館1階エントランス）
21.	7. 18	バリアフリーガイドツアー・手話（筆談） サポートデスク開始（毎月1回）
8.	24	中央図書館来館者100万人達成。
10.	4	中央図書館1周年記念「魅惑のナイト・ジャズコンサート」開催
11.	6	中央図書館「2009年度グッドデザイン賞」受賞
22.	4. 1	中央・滝野川・赤羽図書館以外の図書館（含分室）において平日（火～金曜日）開館時間延長開始 （午後7時まで） 全館、定期休館日にあたる月曜日を除き祝日開館開始 全館で貸出冊数図書・雑誌計30冊、CD・カセット・ビデオ計10巻（内、ビデオは1巻まで）、DVD1巻とする
22.	4. 23	中央図書館は「平成22年度子どもの読書活動優秀実践図書館」として、文部科学大臣表彰受賞
10.	21	中央図書館来館者200万人達成
10.	24	国民読書年記念講演会「読むことは生きる力」 （北区アンバサダー ドナルド・キーン氏）開催
23.	2. 8	中央図書館「第5回日本ファシリティマネジメント大賞奨励賞」受賞
23.	3. 11	大震災発生とそれに伴う電力ひっ迫に対応するため、全館での一部消灯や夏季の臨時休館を実施する （23. 9まで）
3.	16	「区民とともに歩む図書館委員会」より、第三期報告書「図書館運営における具体的な問題解決へ」に向けての提言が提出される
10.	13	中央図書館「第27回（社）日本図書館協会建築賞」受賞
10.	27	北区名誉区民・北区アンバサダー ドナルド・キーン氏からの書籍寄贈に伴う贈呈式開催
24.	1. 29	新春ジャズコンサート～東日本復興への祈り～開催
2.	7	中央図書館来館者300万人達成
3.	4	ビン笛コンサート～東日本復興へのねがい～開催

24.	6.	1	DVDの貸出期間を1週間としブックポストへの返却を可能とする。視聴覚資料（DVD、CD、カセットテープ、ビデオテープ）の貸出期間延長をなしとする
24.	11.	11	深秋ジャズコンサート開催
24.	11.	20	中央図書館、持ち込みPC席の利用を終了し、一部エリアでのWi-Fi利用開始
25.	1.	25	中央図書館「ドナルド・キーン コレクションコーナー」オープン
	3.	19	歴史入門書「北区の歴史はじめの一步」全7地区完成
	5.	3	中央図書館来館者400万人達成
	9.	8	「ドナルド・キーンと学ぶ古浄瑠璃の世界」でキーン氏のお話と越後角太夫氏による古浄瑠璃「弘知法印御伝記」の弾語りを開催
11.	3	0	北区政策提案協働事業「映像アーカイブによる街おこし」で街づくり・フロンティア21と「映像でよみがえる昭和の北区」上映会開催
	12.	1	滝野川・赤羽図書館でDVDの所蔵・貸出開始
26.	3.	25	区民とともに歩む図書館委員会より第4期報告書「北区の図書館評価基準と“潜在的利用者”へのアプローチの具体的提言」が提出される
	4.	21	平成27年4月25日までの間、赤羽図書館が耐震補強工事のため休館し、旧赤羽中学校にて、窓口業務のみを実施
	5.	9	「北区こぼれ話」刊行（有償頒布開始）
	6.	1	平成27年5月11日までの間、田端図書館が改修工事のため休館し、旧滝野川第七小学校にて、窓口業務のみを実施
	8.	5	中央図書館来館者500万人達成
27.	3	月	「第三期北区子ども読書活動推進計画～読む力が未来をひらく～」策定
	4.	26	赤羽図書館がリニューアルオープン
	5.	12	田端図書館がリニューアルオープン
	9.	26	北区政策提案協働事業（映像アーカイブ）「映像と写真でめぐる十条の今と昔」開催
	11.	6	中央図書館来館者600万人達成。
28.	2.	8	「ドナルド・キーンと11人の作家たち」パネル展開催（3月13日まで）
	2.	28	ドナルド・キーンコーナー3周年記念公開講座「ドナルド・キーンってどんな人？」開催

6. 1 平成29年5月15日までの間、昭和町図書館が改修工事のため休館し、旧昭和町児童室にて、窓口業務のみを実施
10. 4 「写真で綴るドナルド・キーンのあゆみ」パネル展開催（11月23日まで）
- 12.10 ドナルド・キーン・センター柏崎で活動されている朗読家による「朗読で楽しむドナルド・キーンの世界」開催
29. 2. 7 「石川啄木の日記を読み解く 最初の現代日本人」ドナルド・キーン氏のパネル展開催（3月30日まで）
3. 3 中央図書館来館者700万人達成
3. 29 「区民とともに歩む図書館委員会」より第5期報告書「区民に開かれた図書館評価の実施と高齢者支援事業との連携に向けて」が提出される
- 5.16 昭和町図書館がリニューアルオープン
9. 1 NDC9版から10版に移行
- 11.21 12月10日までの間、中央図書館が特定天井工事のため、1階の一部利用制限を実施
30. 2.25 中央図書館の特定天井工事終了
- 2.26 図書館電算システム入れ替えのため北区立図書館全館が臨時休館（3月5日まで）
3. 6 図書館電算システム及びホームページ更改
3. 6 「ドナルド・キーンに宿った『センセイ』角田柳作」パネル展開催（4月15日まで）
4. 1 「TOKYO北区のKITAみち～目に見る北区の歴史～」刊行（有償頒布開始）
7. 1 「ドナルド・キーンのまなざし 宮澤正明写真展」ミニ写真展開催（8月5日まで）
- 8.30 中央図書館来館者800万人達成
- 11.25 創立80周年・北区図書館区民の会10周年記念「中山うりナイトコンサート」開催
31. 2. 1 全館閉館音楽リニューアル「石神井川であいましょう」中山うり氏作曲
- 全館80周年記念オリジナルブックカバープレゼント
- 2.24 北区名誉区民・北区アンバサダー ドナルド・キーン氏逝去。追悼メッセージ受付開始
- 3.20 「TOKYO北区のKITAみち～目で見える北区の歴史

			～」英語版刊行（有償頒布開始）
	3月		「北区立図書館80周年記念誌」発行
	4月		「キーン先生と赤レンガ図書館」追悼パネル展開催（4月10日まで）
令和			
元.	10.	1	「キーン先生と『国性爺合戦』パネル展示開催（12月28日まで）
	10.	12	令和元年東日本台風上陸に伴い、全館休館
	10.	13	令和元年東日本台風上陸に伴い、開館時間変更
	11.	2	赤レンガ棟100周年記念講演会「北区の歴史とともに歩んだ道のり」開催
2.	1.	11	中央図書館来館者900万人達成
	2.	18	「キーン先生のことばから」パネル展開催（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、3月5日まで）
	2.	28	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、イベント等の中止開始
	3.	3	浮間図書館移転のため窓口業務のみ実施（3月8日まで）
	3.	6	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、全館図書館のサービスの一部休止を開始
	3.	9	浮間図書館移転のため休館（3月31日まで）
	3月		「第四期北区子ども読書活動推進計画～読書は生きる力を育む～」策定
	4.	1	浮間図書館 浮間中学校複合施設内開館（図書館サービス一部休止）
	4.	1	「北区の歴史はじめの一步 改訂版」赤羽東地区編刊行（有償頒布開始）
	4.	7	緊急事態宣言発令（新型コロナウイルス感染拡大のため）（5月25日まで）
	4.	8	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全館臨時休館
	4.	25	新規のweb予約停止
	5.	19	すでに予約されている方について貸出連絡はがきを送付
	5.	20	貸出連絡はがき持参の方のみ臨時資料貸出し開始
	6.	2	全館図書館サービスを一部再開（予約資料受取、返却、新規申込）、web予約再開
	6.	16	全館図書館サービスを一部再開（書架への立ち入り） 全館閲覧席の限定的な利用再開・雑誌、新聞の閲覧再開
	7.	17	中央図書館の職員1名から新型コロナウイルス感染症の陽性が確認されたため、感染拡大防止のため、中央図書

- 館のみ18時閉館 7月18日から7月27日まで中央
図書館のみ臨時休館
8. 4 「ドナルド・キーンと平和」パネル展開催。(北とぴあ：
8月8日まで)(中央図書館：8月9日～30日まで)
10. 12 赤羽西図書館はトイレ改修工事のため、赤羽西図書館の
み臨時休館(10月26日まで)
11. 13 赤羽北図書館の職員1名から新型コロナウイルス感染症
の陽性が確認されたため、感染拡大防止のため、赤羽北
図書館のみ臨時休館(11月17日まで)
11. 17 北区及びドナルド・キーン記念財団との共催により「ド
ナルド・キーン記念事業ドナルド・キーンと三島由紀夫」
企画展(12月28日まで、講演会(11月23日)、展
示解説(12月5日、18日)開催
12. 8 滝野川図書館の職員1名から新型コロナウイルス感染症
の陽性が確認されたため、感染拡大防止のため、滝野川
図書館のみ臨時休館(12月10日まで)
3. 1. 8 緊急事態宣言発令により、新型コロナウイルス感染拡大
防止のため、一部イベント等の中止、延期開始(2月7
日まで)
2. 26 「キーン先生のことばから」パネル展開催(3月30日ま
で)
- 3 「豊島のいだらぼっち」オリジナル紙芝居刊行
4. 1 「北区の歴史はじめの一步 改訂版」王子東・滝野川東地
区編刊行(有償頒布開始)
4. 12 東京都にまん延防止等重点措置発令
4. 25 東京都に3回目の緊急事態宣言発令(5月11日まで)
4. 27 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、図書館サー
ビスを全館一部休止(予約資料受取、返却、新規申込のみを
開始)
5. 12 緊急事態宣言延長(5月31日まで)図書館サービスを全
館一部再開(書架、閲覧席への立ち入り再開30分以内)
6. 1 緊急事態宣言延長(6月20日まで)図書館サービス全館
一部再開(書架、閲覧席への立ち入り再開60分以内に拡
大)
6. 21 東京都にまん延防止等重点措置発令(7月11日まで)
図書館サービス状況継続
4. 25 東京都に4回目の緊急事態宣言発令(9月30日まで)
図書館サービス状況継続
8. 18 赤羽図書館の職員1名から新型コロナウイルス感染症の

- 陽性が確認されたため、感染拡大防止のため、赤羽図書館のみ臨時休館（8月21日まで）
10. 1 リバウンド防止措置期間開始（10月24日まで）
11. 2 図書館サービスを全館一部再開（書架への立ち入り2時間以内に拡大）
11. 2 ドナルド・キーンと渋沢栄一「続 百代の過客」で読む航西日記 パネル展示（12月28日まで）
11. 23 ドナルド・キーンと渋沢栄一「続 百代の過客」で読む航西日記 講演会
4. 1. 11 オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応（～1月31日まで）
1. 15 中央図書館来館者1000万人達成
1. 18 中央図書館の職員1名から新型コロナウイルス感染症の陽性が確認されたため、感染拡大防止のため、中央図書館のみ臨時休館（～1月19日まで）
1. 20 中央図書館濃厚接触者特定のため、図書館サービスを全館一部休止（予約資料受取、返却、新規申込のみ）（開館～16時15分まで）16時15分より通常サービス再開
1. 21 東京都にまん延防止等重点措置発令（3月21日まで）
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部イベント等の中止、延期開始
1. 29 浮間図書館の職員1名から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と確認されたため、感染拡大防止のため、浮間図書館のみ臨時休館（～2月2日15時まで）
5. 27 「日本文学と日本文化の伝道師ドナルド・キーン生誕100年」パネル展開催（～7月31日まで）
6. 中央図書館 東京都選定歴史的建造物に選定される。
（旧東京第一陸軍造幣廠 第一製造所 赤レンガ棟）
7. 26 中央図書館分室の職員1名から新型コロナウイルス感染症の陽性が確認されたため、感染拡大防止のため、中央図書館分室のみ臨時休館
8. 7 公開歴史講座「飛鳥山渋沢邸と明治日本外交
11. 1 「田端文士とキーン先生～萩原朔太郎～」パネル展示
（～令和5年2月5日まで）
11. 29 赤羽図書館 赤羽会館空調工事に伴う臨時休館
（～12月13日まで）
12. 14 全館 図書館システム変更に伴う臨時休館（～令和5年1月4日まで）

- 5. 1. 2 2 「田端文士とキーン先生～萩原朔太郎～」ドナルド・キーンを読む会開催
- 2. 4 ドナルド・キーンプロジェクト「ドナルド・キーン生誕 100年 キーン先生との再会」展
田端文士村記念館(2月4日～3月31日)、中央図書館(2月7日～3月30日)、飛鳥山博物館(2月22日～3月30日)、旧古河庭園大谷美術館(3月3日～26日)4館で開催
- 2. 7 キーン先生との再会「キーン先生と赤レンガ図書館」(～3月30日まで)
- 3. 1 1 公開歴史講座「江戸城上納物と北郊の村々」
- 3. 『王子のきつね』オリジナル紙芝居(改訂版)刊行。
- 3. 『北区の歴史はじめの一步 改訂版』浮間地区編刊行。(4月1日有償頒布開始)

子ども家庭支援センター

1. 子ども家庭支援センターの設置目的

子どもと家庭に関わる総合相談窓口として、18歳未満の児童及び子育て家庭のあらゆる相談に対応するとともに、健康支援センターや東京都北児童相談所等の関係機関と連携し、子育て家庭を支援します。

2. 事業概要

【1】総合相談事業

職員や専門職による子育てに関する相談や、関係機関と連携して子育て中の区民に対し、ニーズに応じた保育や、子育てに関する情報の提供・相談・助言を行い、各種サービスを円滑に利用できるよう支援しています。

また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、妊娠中に実施する健康支援センターの「はぴママたまご面接」に続き、生後6か月までの子どもの保護者を対象とした「はぴママひよこ面接」を子ども家庭支援センター及び児童館・子どもセンターで行っています。

【2】あそびのひろば事業

乳幼児親子の居場所づくりとして、親子で楽しめるプログラムや、子育て講座等をとおして、育児不安、悩みの解消を図り、孤立しないよう努めています。

【3】ファミリー・サポート・センター事業

子育てと仕事の両立支援や、在宅で子育てしている家庭への支援を目的に、子育て経験者など育児のサポートができる区民を募り、保育園等への送迎や一時的な保育などを行い、地域住民の協力、連携のもとに、地域での子育て支援づくりを推進しています。

【4】子ども家庭在宅サービス事業

保護者が出産、出張や育児疲れなどで一時的に子育てが困難になった時に、短期間児童を乳児院や児童養護施設で預かり、子育てを支援しています。（乳幼児ショートステイ事業・子どもショートステイ事業）

また、産前1か月前から2歳（3歳になる前日）になるまでの育児を行っている家庭に対し、支援者の不在時にヘルパーを派遣し日常的な家事支援・育児支援を行い、保護者の産前産後のサポートの充実を図っています。

3. 児童虐待対策事業

【1】概要

児童虐待対策の一義的な相談窓口として、東京都北児童相談所等と連携して、児童虐待対応及び、児童虐待の予防と早期発見、関係機関連絡調整を行っているほか、養育支援事業を実施するなど、児童虐待防止に向けた対策事業を推進しています。

また、児童虐待対策では関係機関との連携が重要なため、要保護児童対策地域協議会等の開催などで、さらなる連携強化を図っています。

秋の児童虐待防止強化月間には、オレンジリボンキャンペーンを実施して、虐待に対する啓発活動を行っています。

【2】活動状況

	相談対応数	児童虐待受理件数 (新規受理件数)	児童虐待 対応回数	家庭等訪問回数
令和4年度	28,574	617 (523)	16,491	4,356
令和3年度	27,840	717 (526)	16,880	4,097
令和2年度	16,779	733 (519)	10,434	1,927

4. 児童発達支援センター

【1】施設概要

児童発達支援センターは、18歳未満の子どもの発達や障害に関する様々な相談や支援を提供しています。

2歳児以上の未就学児を対象とした通所支援では、日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識や技能の習得または集団生活への適応のための支援を行います。

また、施設がもつ専門機能を活かしながら、地域における中核的な療育支援施設として家族支援や地域支援、障害児相談支援（サービス等利用計画の作成等）、地域の保育園や幼稚園、学校等と連携を図り、援助・助言をきめ細やかにを行っています。

【2】総合相談

18歳未満の子どもの発達や障害に関する相談を受け、必要に応じ発達検査や専門相談等を行い、療育機関や関係機関につなげる等、子どもと家族に適切な支援を提供しています。

【3】児童発達支援

ア 療育・さくらんぼ

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の習得、自立のために必要な知識及び技能の習得、集団生活への適応を支援します。

また、集団療育の3歳以上の毎日通所児は単独通所とし、給食の提供を行い、保護者の育児負担の軽減を図ります。

イ 個別専門療育

言語療法及び作業療法の個別の専門療育をとおして発達支援を行います。

また、個別の専門療育は、他の事業所で児童発達支援を利用されている場合も受けることができます。

ウ 保育所等訪問支援

保護者からの申請に基づいて、子どもが在籍している幼稚園、認定こども園、保育園などに、作業療法士や言語聴覚士、心理相談員等の専門職員が訪問し、他児との集団生活の適応のために、子どもへの直接的または担任等への間接的な専門的支援を行います。

エ 保護者支援

日々の療育を通じた相談や、通所している保護者同士の集い、または発達専門医や専門療育の講師による講演の提供などを通じて、保護者支援に努めています。

【 4 】 家族支援・地域支援

親の会などのグループ活動や子どもとの接し方を学ぶペアレントトレーニングなどの家族支援を行うとともに、さまざまな障害についての理解・啓発活動や講演会などを開催し、地域支援を行っています。

【 5 】 障害児相談支援事業

児童発達支援（通所支援）を利用する前に相談を行い、子どもの課題解決や、適切なサービス利用を支援するために、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを実施する等の支援を行います。

刊行物登録番号

5-1-051

北区の教育 令和5年度版

(令和5年8月発行)

発行 東京都北区教育委員会事務局
教育振興部教育政策課
東京都北区滝野川二丁目52番10号
電話 03(3908)9279